

福岡県生物多様性戦略 素案

第3回福岡県生物多様性戦略専門委員会資料

2021（令和3）年11月4日

環境部自然環境課

目次

第1章 福岡県生物多様性戦略の策定にあたって	1
1. 生物多様性とは.....	2
(1) 生きものに支えられる私たちの暮らし	2
(2) 生物多様性の概念.....	5
(3) 生物多様性の4つの危機.....	7
2. 生物多様性をめぐる最近の動向.....	8
(1) 生物多様性条約と締約国会議（COP）	8
(2) 生物多様性の現状評価と愛知目標の成果	8
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）と生物多様性.....	12
(4) ポストコロナ社会とワンヘルスアプローチ	13
(5) 気候変動と生物多様性の危機.....	15
(6) 国内の動向.....	15
(7) 県内の動向.....	16
3. 戦略の基本的事項.....	18
4. 第2期行動計画の実施状況	21
第2章 福岡県の生物多様性の特徴	25
1. 生物の生息・生育環境の基盤.....	26
(1) 地形.....	26
(2) 地質.....	27
(3) 地史.....	28
(4) 気候.....	29
(5) 海域の環境.....	30
(6) 植生.....	31
① 県内の植生等の状況.....	31
② 近年の植生状況の変化.....	31
2. 本県の生物多様性の特徴.....	35
(1) 県全体の特徴.....	35
(2) 4つの流域圏.....	36
① 京築流域圏の自然と生物.....	36
② 北九州・筑豊流域圏の自然と生物.....	38
③ 福岡流域圏の自然と生物.....	40
④ 筑後流域圏の自然と生物.....	42
3. 人と自然の関わりの歴史	44

4. 本県の自然が育んだ文化.....	48
(1) 食文化.....	48
(2) 木工.....	49
(3) 伝統的漁法.....	50
(4) 棚田による伝統的農業.....	51
(5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術.....	52
(6) まつり・伝統芸能.....	53
(7) 信仰.....	54

第3章 福岡県の生物多様性と生態系の現状と課題 57

1. 生物多様性の現状と課題.....	58
(1) 絶滅危惧種.....	58
(2) 保護区と生態系ネットワーク.....	63
(3) 野生鳥獣.....	67
(4) 外来種.....	69
(5) 地球環境の変化.....	71
(6) 人間活動の影響.....	74
2. 生態系別の現状と課題.....	76
(1) 森林生態系.....	76
(2) 農地生態系.....	80
(3) 都市生態系.....	84
(4) 陸水生態系.....	86
(5) 沿岸・海洋生態系.....	88
3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題.....	92
(1) 多様な主体による活動.....	92
(2) 情報整備と科学的知見の蓄積.....	95

第4章 目指す社会と目標..... 97

1. 目指す社会（2050年に実現すること）.....	98
2. 目指す社会のイメージ（2050年に実現すること）.....	99
(1) 2050年の人々のくらしや社会の様子.....	99
(2) 2050年の各地域のイメージ.....	100
3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標.....	106

第5章 行動計画	109
1. 基本的な考え方	110
2. 行動計画	113
第6章 推進体制と進行管理	161
1. 推進体制	162
(1) 多様な主体の連携による推進	162
(2) 庁内及び関係組織による推進体制	164
2. 進行管理	166
(1) 戦略の推進	166
(2) 戦略の進捗状況の公表	167
(3) 戦略の点検・評価	167
(4) 戦略の改訂	167
3. 指標	168
(1) 数値目標	168
(2) 戦略推進に際して参考となるその他の指標	169

中表紙

第1章 福岡県生物多様性戦略の策定にあたって	1
1. 生物多様性とは	2
(1) 生きものに支えられる私たちの暮らし	2
(2) 生物多様性の概念.....	5
(3) 生物多様性の4つの危機.....	7
2. 生物多様性をめぐる最近の動向	8
(1) 生物多様性条約と締約国会議（COP）	8
(2) 生物多様性の現状評価と愛知目標の成果	8
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）と生物多様性.....	12
(4) ポストコロナ社会とワンヘルスアプローチ	13
(5) 気候変動の進行と生物多様性の危機	15
(6) 国内の動向	15
(7) 県内の動向	16
3. 戦略の基本的事項	18
4. 第2期行動計画の実施状況	21

1. 生物多様性とは

(1) 生きものに支えられる私たちの暮らし

私たちの暮らしは、様々な生きものの恵みによって成り立っています。生きものの恵みを次の世代に引き継ぐためには、持続可能なかたちでこれを利用していくことが求められます。

そのためには、生きものを賢く利用する知恵を継承するとともに、新たに生み出し、また、持続可能な利用のための適切な社会経済的な仕組みを創り出すことが必要です。

■暮らしの基礎

私たちは食物、衣料、紙、医薬品など、様々な生きもの由来の資源に依存して生活しています。多様な生きものの存在は、多様な食材の提供、新たな医薬品の開発など、私たちが豊かな生活を送る上で重要な役割を担っています。



スイゼンジノリ

現在では全国で朝倉市の黄金川でのみ自生しています。和え物などにして食べられます。



ヨモギ

食用として食べられるほか、葉には止血作用があり、傷薬としても用いられます。



500系新幹線

先頭車両は空気抵抗を最小限にするためカワセミのくちばしの形をまねて造られました。

■文化の多様性を支える

日本列島に住む人々は、豊かな恵みをもたらす四季やその移ろい、地震や洪水などの自然災害とともに生活してきました。この自然の中に様々な神を見いだして信仰の対象とし、信仰とそれに支えられた生活は、様々な祭りや踊り、歌、工芸品を生み出してきました。釣りや草遊びなどの遊び、自然史研究なども多様な生きものがあることで成り立っている文化です。

自然と共生するという伝統的な文化や習慣のほかにも、美しい景観による精神的な充足感や、身近に緑や生きものがあることへの安心感なども、重要な恵みの一つと考えられます。



太宰府天満宮の木うそ

鳥のウソの群れが天満宮建設の邪魔をしていた蜂の大群を退治したことから、天神様の使いの鳥といわれるようになりました。



鮭神社 (出典：福岡県観光連盟提供)

嘉麻市の鮭神社では、その年にとれたサケ(海神の遣い)を神社境内の鮭塚に納める献鮭祭が行われます。



京築神楽

京築地方では、五穀豊穡などを祈る神楽が盛んです。30以上の神楽講が活動を続けています。

■自然に守られる私たちの暮らし

多様な生きものにより構成される生態系は私たちの暮らしの安全や安定に役立っています。農地の病害虫発生抑制、干潟による水質浄化、森林の水源涵養（かんよう）機能などがその例です。



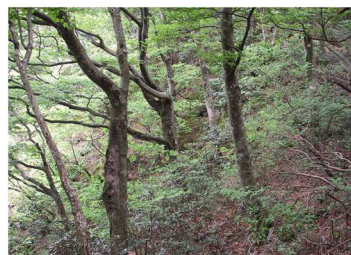
ナガコガネグモ

多様な生きものが農地に生息することにより、天敵となる生きものも存在し、病害虫の発生が抑制されます。



曾根干潟(北九州市)

干潟では食物連鎖を通じた有機物の分解、微生物による脱窒作用などにより、水質が浄化されます。



ブナ林(福岡市金山)

森林では高木から林床の草まで様々な植物がみられ、それが水源涵養、土砂災害防止などに役立っています。

■生きものがうみだす大気・水・土

地球上の生きものはおよそ 40 億年の歴史を経て様々な環境に適応して多様に進化し、それらの多様な生きものと大気、水、土壌などの要素が密接に関わって生きものの生存基盤をかたちづくっています。植物は、光合成によって生きものに必要な酸素を供給するとともに、葉からの蒸発散などを通じた水の循環においても大きな役割を担っています。一方で植物は、土壌生物の働きによってつくられた土壌と栄養塩に依存しています。

このように生命の基盤には多様な生きものに関わっており、機能の維持には生きものの多様性と関係性の維持が重要です。

以上のような生きものの恵みを、人間が使用する価値の観点から具体的に整理した言葉が「生態系サービス」です。生きものの恵みを生態系サービスとして捉えることは、経済・社会活動のなかで生物多様性の保全や持続可能な利用を実現していく上で欠かせない考え方です。



コラム1 生態系サービス

生態系と生物多様性の経済学（TEEB）では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「生息・生育地サービス」、「文化的サービス」の4つに分類しています。（国連のミレニアム生態系評価（MA）では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化サービス」、「基盤サービス」に分類しています。）

供給サービス	食料（魚、肉、果物等）、水（飲用、灌漑用等）、原材料（繊維、木材、燃料等）、薬用資源（薬、化粧品等）、観賞資源（観賞植物、ペット等）等
調整サービス	大気質調整（ヒートアイランド緩和等）、水質浄化（干潟等）、花粉媒介（ミツバチ等）、局所災害の緩和（森林の多面的機能）等
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供 等
文化的サービス	美しい自然景観、レクリエーションや観光の場と機会 等



供給サービス
(例：食料)



調整サービス
(例：花粉媒介)



生息・生育地サービス
(例：生息環境)



文化的サービス
(例：レクリエーション)

出典：自然の恵みの価値を計る－生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価－
(環境省自然環境局自然環境計画課) をもとに作成

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html>

生態系サービスは、地域経済の中でも重要な役割を果たしています。その一例として、供給サービスの食料供給が挙げられます。道の駅等で売られている地域の特色ある地場産品は、遠方からも多くの人々が買いに訪れ、地域経済の活性化につながります。その活性化は、農山漁村地域における豊かな生態系の持続的な保全にもつながります。

調整サービスでは、ミツバチのような花粉媒介が挙げられます。世界の作物の多くは、花粉媒介動物による受粉に依存していますが、これらの生息地がなくなれば結実不良が起これ、作物の収量が減少します。農地に隣接した野生の花粉媒介動物の生息地を保全し、花粉媒介動物に配慮して農薬を使用することは、花粉媒介サービスを安定的に向上させ、収穫と収益の増加につながります。

文化的サービスでは、温泉やグリーンツーリズム・エコツーリズム、自然観察会の実施などの人々と自然とのふれあいが挙げられます。自然や生きものとふれあうことで、人々に精神的・心理的充足感を与えるだけでなく、グリーンツーリズムのような観光を通じて、ビジネスの拡大や新しい地域産業の創出などにつながります。このように、生物多様性は、私たちの日々の暮らしや地域経済の中でも重要な役割を果たしているのです。

(作成中)

(2) 生物多様性の概念

生物が多様であることは、様々な生態系が存在するとともに、生きものの種間及び種内に様々な差異が存在することをいい、生きものや生態系が豊かであることを意味します。生物多様性には「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」という3つのレベルがあります。

①生物多様性の3つのレベル

■生態系の多様性（場と関係の多様性）

県内には森林、農地、河川、農業用水路・クリーク、ため池、草原、湿地、海域など、様々なタイプの生態系がみられます。地域ごとの気候や地形・地質といった物理的な環境と、それぞれの生息・生育環境に適応した様々な生きものが相互に影響し合いながら、地域に固有の生態系を形成しています。



森林（照葉樹林）



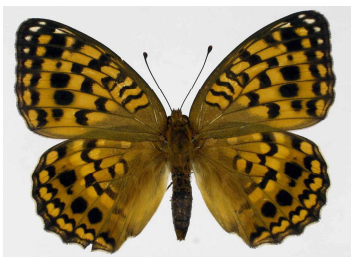
水辺（クリーク）



草原（二次草原）

■種間の多様性（種の多様性）

動物や植物、細菌などの微生物にいたるまで、様々な生きものが生息・生育していることをいいます。地球上に生息・生育する生きものは、3,000万種ともいわれています。



昆虫類（オオウラギンヒョウモン）



鳥類（クロツラヘラサギ）



両生類（トノサマガエル）



哺乳類（カヤネズミ）



魚類（ニッポンバラタナゴ）



植物（オオタニワタリ）

■種内の多様性（遺伝子の多様性、個体群（集団）の多様性）

同じ種であっても、個体ごとにそれぞれ少しずつ遺伝子が違っていたり、各地域に固有の集団がみられるなど、個体や地域に個性があることをいいます。



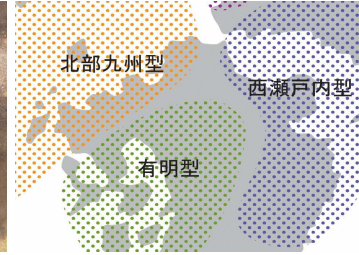
遺伝子の多様性

ナミテントウは個体ごとに模様が違います。これはそれぞれ遺伝子が異なるためです。



個体群（集団）の多様性

県内のメダカは、遺伝的に異なった3つの集団に分かれています。メダカは山を越えて移動できないため、長い歴史の中でこのように分化しました。



また、生物多様性とは、単にいろいろな生きものがいることだけではなく、それぞれの土地で進化してきたひとつひとつ「個性」をもった多様な生きものが、他の生きものと直接的、間接的に「つながり」を持って生きている状態をいいます。

生きものそれぞれの個性やそれらのつながりは、これまでの進化の歴史の中でかたちづくられたもので、いわば、地球から受けられた遺産ともいえます。このような遺産を私たちの世代で失うことなく次の世代に引き継いでいくことは私たちの責務です。

②生きものの個性とつながり

■生きものの「個性」とは？

生きものの「個性」とは、同じ種であっても個体ごとに外見や病気に対する耐性が違うことや、各地域に固有の生物相がみられること、特有の自然があることをいいます。

例えば、県内に生息するスジシマドジョウの仲間は、河川流域ごとに分化が進んでいます。遠賀川流域にはオングスジシマドジョウ、博多湾流入河川にはハカタスジシマドジョウ、有明海流入河川にはアリアケスジシマドジョウがそれぞれに分布しています。

■生きものの「つながり」とは？

生きものは、生産者・消費者・分解者に分けられます。例えば、植物（生産者）は、光合成により炭水化物やタンパク質等の栄養をつくり、動物（消費者）はその植物を食べます。動物（消費者）の排せつ物や死がいは、微生物等（分解者）により分解され、土に変わり、植物を育てる土台となります。このように、生きものの営みは環のようにつながっています。

このほか、生きものの「つながり」には、以下のようなものがあります。

- ◇ 地域固有の地形や地質、地史、気候と生きものとのつながり
- ◇ 人間に固有の他の生物とのつながり：作物の栽培、家畜の飼育、観賞など
- ◇ そのほか、花粉の媒介、種子散布、寄生、様々な間接的な相互作用など

(3) 生物多様性の4つの危機

現在の地球は、第6の大量絶滅時代ともいわれており、生物多様性の損失とそれに伴う生態系サービスの低下が問題視されています。日本も例外ではなく、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、日本の生物多様性に迫る危機を以下の4つに整理しています。

■第1の危機「開発など人間活動による危機」

沿岸域の埋立てや森林伐採などの開発は、様々な生きものにとって生息・生育環境の破壊や悪化をもたらします。また、商業・観賞用の生きものの乱獲は、生きものの数を減らし、絶滅に追い込むこともあります。県内では、開発によって豊前海沿岸のシチメンソウが絶滅し、乱獲によってカワウソなどが絶滅しました。



住宅地造成のための森林伐採

■第2の危機「自然に対する働きかけの縮小による危機」

里地・里山に広がる水田や森林等は、人間によって維持管理され、そのことによって、様々な生きものが生息・生育する場となっています。しかし、近年は、農林業の変化や農山村の過疎化に伴い、自然に対する人の働きかけが縮小することで、数が減ってしまう生きものもいます。県内では、草原が森林化して、草原に生育するノヒメユリなどが減少しています。



草原に生育するノヒメユリ

■第3の危機「人間により持ち込まれたものによる危機」

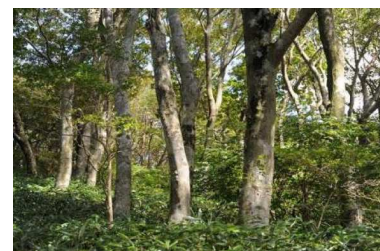
外来種や化学物質など、人によって持ち込まれたものが生物多様性に悪影響を及ぼすことがあります。特に近年は、外来種が昔からいた在来種や生態系に深刻な影響を及ぼす事例が多くみられています。哺乳類では、海外からペットとして持ち込まれたアライグマが野生化し、全国的に繁殖しています。県内でもその生息域は急速に拡大しており、農作物被害のほか、在来種への影響なども懸念されています。



アライグマ (特定外来生物)

■第4の危機「地球環境の変化による危機」

地球温暖化などの地球規模の環境変化は、多くの生きものに大きな影響を及ぼす可能性があります。県内の高い山には、現在、ブナ林がみられますが、平均気温が2℃上昇した場合、脊振山地などではブナ林が消失してしまう可能性があります。



脊振山のブナ林

2. 生物多様性をめぐる最近の動向

(1) 生物多様性条約と締約国会議 (COP)

私たちの暮らしは、様々な生きものの恵みによって成り立っており、この恵みを持続可能なかたちで利用し保全していくことが大切です。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とした国際的な枠組みとして、1992 (平成 4) 年に「生物多様性条約」が採択されました。2010 (平成 22) 年には愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が開催され、長期目標や、2020 (平成 30) 年までに目指す短期目標と愛知目標 (20 の個別目標) を示した「戦略計画 2011-2020」が採択されました。

締約国会議 (COP) は 2 年に 1 度開催されています。最近の注目される動きとして、2014 (平成 26) 年の COP12 では、外来種のリスク管理手法に関する任意ガイダンスが採択され、防災・減災や気候変動に係る施策等に生態系を活用した手法を統合することなどが決定されました。また、2016 (平成 28) 年の COP13 では「カンクン宣言」が採択され、社会における生物多様性の主流化の強化などが同意されました。2018 (平成 30) 年の COP14 においては、2020 (令和 2) 年以降の新たな生物多様性の世界目標 (ポスト 2020 生物多様性枠組) に関する検討プロセスが検討されています。



出典：地球に生きる生命の条約～生物多様性条約～解説編 (IUCN-J、2014) をもとに作成
愛知目標の 20 の目標

(2) 生物多様性の現状評価と愛知目標の成果

愛知目標は 2020 (令和 2) 年を目標年としていることから、次の国際的な目標 (ポスト 2020 生物多様性枠組) を定める必要があります。2021 (令和 3) 年 10 月の COP15

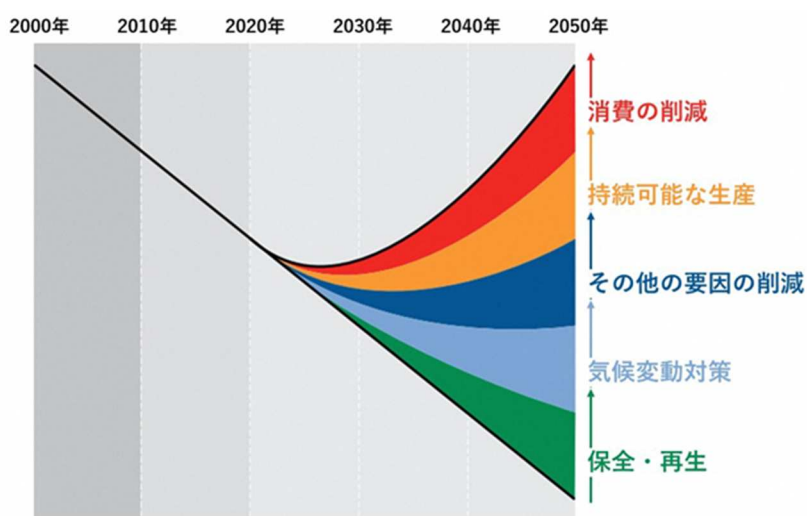
第1部に引き続き、2022（令和4）年4月に開催予定のCOP15第2部において、この目標が採択される予定です。

これに先立ち、生物多様性とその恵みの現状を地球規模で評価した、重要な報告書が2つ公表されています。それが、2019（令和元）年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）から発表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」と、2020（令和2）年に生物多様性条約事務局から発表された「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」です。

どちらの報告書からも言えることは、生物多様性とその恵みを保全するための取組が世界各地で進められているにもかかわらず、生物多様性は未だ低下の一途をたどっているということです。GB05では、愛知目標の20の目標のうち、完全に達成できた項目は1つもないという厳しい結果が報告されています（詳細は、資〇～資〇ページ参照）。どちらの報告書においても、現状のまま・今までどおりのシナリオのままでは、生物多様性とそれがもたらすサービスは低下し続け、持続可能な社会の実現は達成できないと予測されています。

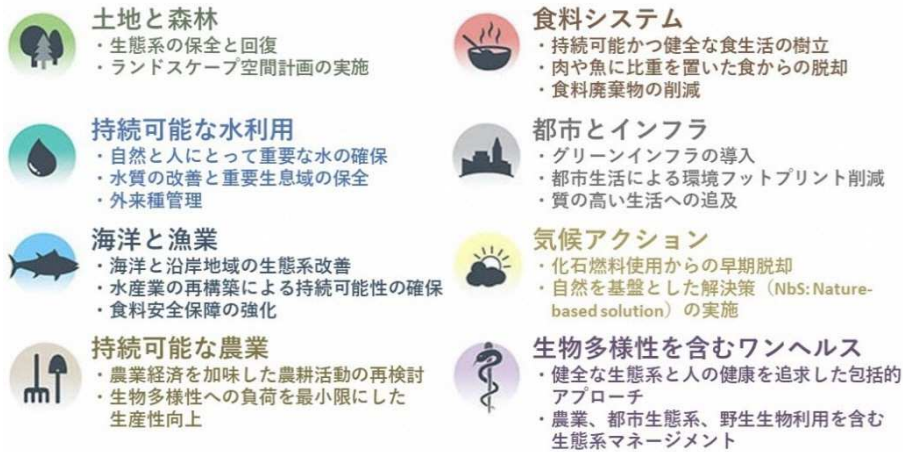
生物多様性の持続可能な保全と利用を図るためには、下図のポートフォリオに示すように、単に生物多様性を保全・再生するだけでは不十分で、気候変動対策や消費・生産活動などの社会全体にわたって、緊急的な変革を行うことで対策を加速させる必要があると指摘されています。また、持続可能な保全と利用の道へと移行させるためのカギとなる分野として、漁業や農業、都市・インフラ、ワンヘルスなどの8つの取組が取り上げられています。このような社会変革を実現するのは容易ではありませんが、IPBESの報告書が示した下図のように、8つの介入点（レバレッジ・ポイント）において5つの介入策（レバー）が相互補完的に作用することで、目標達成に向けて大きな変化を起こせると考えられています。

これらの視点は、本県における生物多様性保全を進める上でも大変重要です。



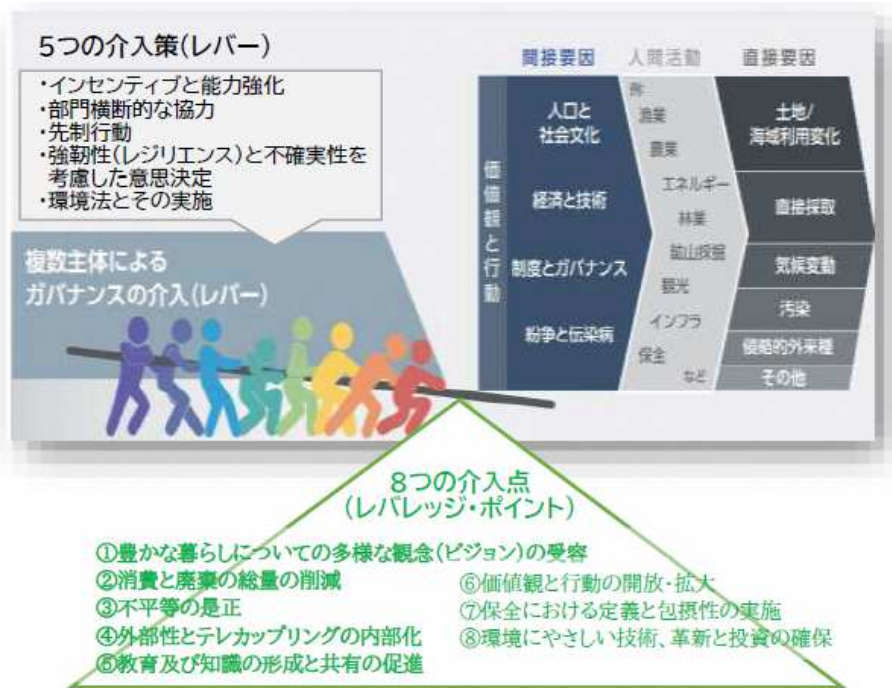
出典：地球規模生物多様性概況第5版（GB05）（生物多様性条約事務局）をもとに作成
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gbo5-jp-lr.pdf>

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ



出典：地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（生物多様性条約事務局）をもとに作成
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gbo5-jp-lr.pdf>

自然との共生を実現するために移行が必要な8つの分野



出典：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約（環境省）をもとに作成
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/ipbes/deliverables/files/spm%20jp.pdf>

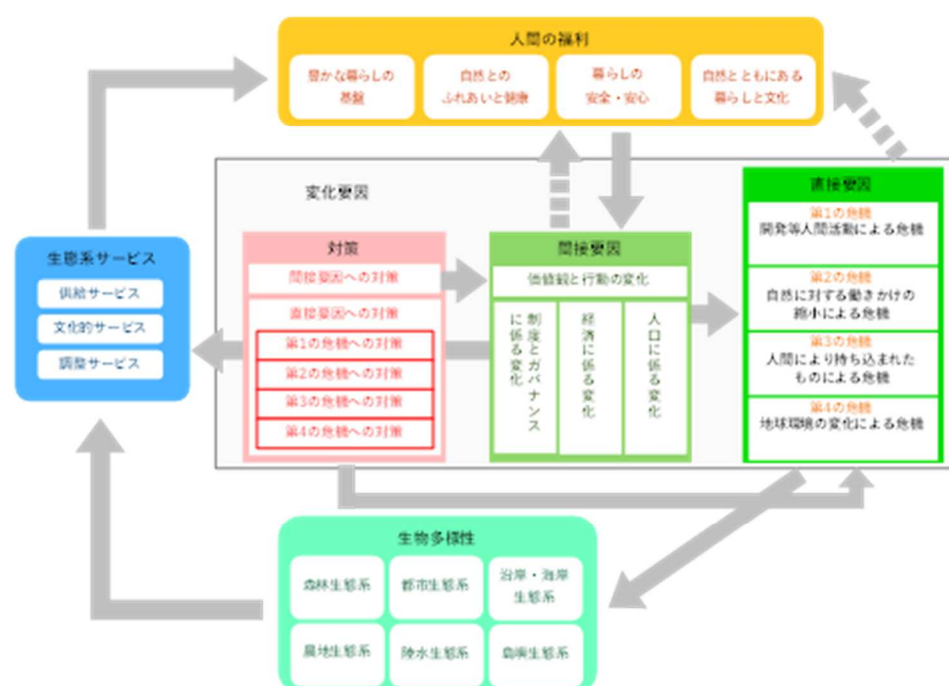
地球の持続可能性の実現に向けた社会変革のための介入策と介入点



コラム2 生物多様性の変化要因－直接要因・間接要因

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3)」(環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会)では、『生物多様性の変化要因には、自然へ直接的に影響を与える自然的・人為的な「直接要因」と、直接要因へつながる人間活動や意思決定を含む社会経済の変化及びその背後にある人間の価値観や行動の変化である「間接要因」があり、それらが複雑に絡み合って生物多様性の損失や生態系サービスの劣化が引き起こされている。』と報告されています。

つまり、生物多様性を保全するには、人間による自然の開発、汚染や外来種の侵入等の直接要因とともに、人口、経済及び社会的な価値観・行動といった間接要因へ対応することが重要となります。



生物多様性及び生態系サービスとその変化要因



間接要因・直接要因と生物多様性等への影響イメージ

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) と生物多様性

2015 (平成 27) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、重要な目標が採択されました。それが、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) です。SDGs は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組むことで、世界中の誰もが豊かで安全な暮らしを持続的に営むことができる社会の実現を目指すものです。この社会を達成させるため、2030 年に向けた 17 のゴールと、各ゴールを達成するための 169 のターゲットが掲げられています。これまでの国際目標とは異なる SDGs の特徴として、世界全体の普遍的かつ変革的なゴールとターゲットであること、これらは不可分で相互に関連していること、持続可能な開発の三側面 (経済、社会、環境) がバランス良く統合された形で達成する取組であることなどが挙げられます。

SDGs の 17 のゴールのうち、6、7、12、13、14、15 などは自然環境と関わりが深くなっており、特に、ゴール 14 と 15 は生物多様性と直接的に関連します。その他のゴールの一部ターゲットについても、2.4 (農地生態系の維持)、6.6 (水に関連する生態系の保護)、12.2 (天然資源の持続可能な管理) などは、生物多様性と直接的に関わっています。(詳細は、資〇～資〇ページ参照)

SDGs の概念や各ゴールの関係性を表す構造モデルとして、ストックホルムにあるレジリエンス研究所長が考案した「SDGs ウエディングケーキ」と呼ばれる図があります。このモデル図は、経済圏・社会権・生物圏の 3 つの階層 (三側面) によって構成されており、経済の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立っており、持続可能な経済圏・社会圏を支えるためには、その土台となる自然環境に関する目標を達成しなければならないことを表しています。以下の図は、この SDGs ウエディングケーキなどを参考に、生物多様性の視点から整理した SDGs の構造イメージ図になります。

2012 (平成 24) 年の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) を契機として、地球の限られた自然資源と生態系サービスを、自然資本として捉える考え方が確立されつつあります。生物多様性は自然資本の基盤であり、その保全と持続可能な利用に関する取組は、SDGs の達成に向けて大きく貢献すると考えられます。



SDGs の 17 のゴール



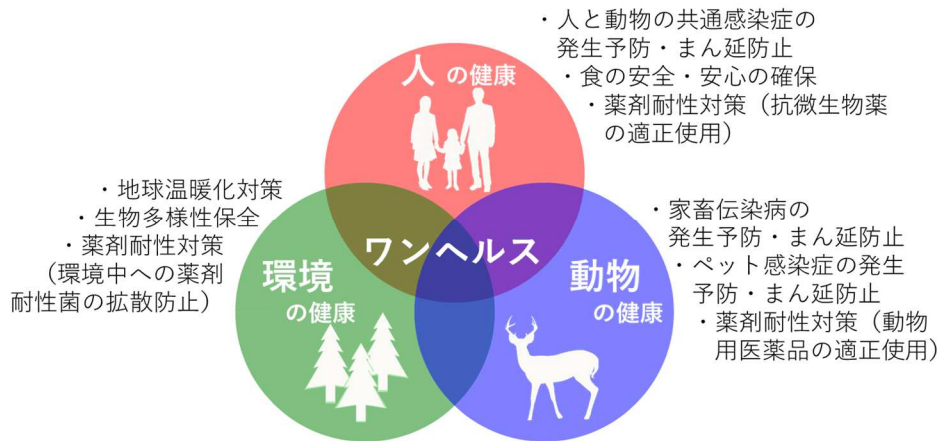
持続可能な開発の三側面及び生物多様性から見た SDGs のイメージ図

(4) ポストコロナ社会とワンヘルスアプローチ

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、いまだに猛威をふるい、医療、経済をはじめとする人々の生活に大きな影響を与えています。このウイルスは、コウモリが保有する病原体が他の動物を介して人間に伝染した、人獣共通感染症である可能性が指摘されており、こうした感染症による流行は今後も拡大傾向にあると考えられています。その理由として、森林伐採や農地・宅地開発などの環境変化によって、野生動物の生息域や生息密度が変化し、人と野生動物あるいは野生動物同士の接触機会が増えることで、動物由来の新しい感染症が頻発するおそれがあるからです。

このような人と動物、それらを取り巻く環境が直面している様々な課題に対して、「人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念のもと、各分野に携わる者が分野横断的に連携して統合的に取り組む「ワンヘルスアプローチ」の考え方が注目されています。

本県では、2021 (令和 3) 年に全国で初めて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分担とともに、人獣共通感染症対策や環境保全、人と動物の共生社会づくりなどワンヘルス実践のための 6 つの基本指針等が定められています。2022 (令和 4) 年 3 月には、この 6 つの基本指針とワンヘルス実践に向けた基盤整備を合わせた 7 つの柱に沿って、県の施策を体系的に整理した「行動計画」を策定しました。6 つの柱の中でも、「環境保護」「人と動物の共生社会づくり」「環境と人と動物のより良い関係づくり」の 3 つの柱では、県の対策方針として自然環境保全や野生動物とのすみ分け・共存、食料生産における環境配慮などが挙げられており、自然環境や生物多様性の保全が人の健康にも大きく貢献すると位置づけられています。



ワンヘルスアプローチのイメージ図

出典：動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－“One Health”－（福岡県）をもとに作成
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health.html>

ワンヘルス実践の基本方針（6つの課題への対応）

<p>1 人と動物の共通感染症対策 医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る</p> 	<p>2 薬剤耐性菌対策 薬剤の適正使用を推進する</p> 	<p>3 環境保護 自然環境の保全と生物の棲み分けの維持を図る</p> 
<p>4 人と動物の共生社会づくり 動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る</p> 	<p>5 健康づくり 自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり</p> 	<p>6 環境と人と動物のより良い関係づくり 健全な環境下における安全な農林水産業の生産・消費、食育を推進する</p> 

(5) 気候変動と生物多様性の危機

195 の国と地域*が参加する国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から、2021 (令和 3) 年に第 6 次報告書の一部が公表されました (*2021 (令和 3) 年 8 月時点)。人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の濃度は、過去 80 万年間で前例のない水準まで増加していると報告されています。また、強い台風の発生割合は過去 40 年間で増加しており、今後も気温の上昇とともに、高温・乾燥・強風・強い降雨・河川氾濫などの極端な気象現象が増加すると予測されています。本県においても、近年、災害級の豪雨被害が相次いで発生しており、気候変動の影響が如実に感じられるようになっていきます。

2018 (平成 30) 年に公表された IPCC の 1.5°C 特別報告書では、地球の平均気温は産業革命以前からすでに約 1.0°C 上昇しており、地球温暖化によって生態系及び生態系サービスの一部はすでに変化が生じていると報告されています。地球温暖化を 1.5°C 未満の上昇に抑えることで、2°C の上昇と比較して、生物の絶滅リスクや生態系の変質、生態系サービスの悪化が低減されると予測されていることから、温暖化対策のさらなる強化が必要です。

(6) 国内の動向

生物多様性条約の発効以降、日本においても、1995 (平成 7) 年に「生物多様性国家戦略」が策定され、2008 (平成 20) 年に生物多様性基本法が制定されるなど、保全のための方針や制度が整えられてきました。また、2012 (平成 24) 年には愛知目標を反映した「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、国別目標などの具体的な目標の達成に向け、生物多様性保全のための施策が推進されています。

2021 (令和 3) 年 3 月には、次期国家戦略の検討のため、日本版 GBO にあたる「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO3)」が発表されました。この報告書によれば、日本の生物多様性の「4 つの危機」は依然として生物多様性の損失に大きな影響を与えており、生態系サービスも劣化傾向にあること、これまでの取組により、生物多様性の損失速度は緩和の傾向がみられるが、まだ回復の軌道には乗っていないことが示されました。気候変動や人口減少などの将来的な社会状況の変化にも耐えられるよう、生態系の健全性の回復を図ることが重要と指摘されています。そのためには、生態系ネットワークの構築や、自然を活用した解決策 (NbS) による社会課題への対策を進めること、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策により、社会変革することが重要であるとまとめられています。

近年では、生物多様性基本法のほかにも、生物多様性保全を推進するための法律がいくつか整備されるとともに、その他の様々な法律や指針等においても生物多様性保全への配慮が組み込まれるようになっていきます。例えば、2002 (平成 14) 年に自然再生推進法、2004 (平成 16) 年に外来生物法、2010 (平成 22) 年に生物多様性地域連携促進法が制定されました。また、2010 (平成 22) 年に改正された自然公園法では、

法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加され、県の責務として「生物の多様性の確保を図ること」が加わりました。

(7) 県内の動向

国内外の動向を踏まえ、本県においても生物多様性の保全をさらに加速させるため、2013（平成 25）年 3 月に福岡県生物多様性戦略を策定しました。この戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づく法定計画で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、生物多様性に関する本県で初めての基本計画です。2013（平成 25）年度からの 5 年間で第 1 期行動計画期間として、県民への普及啓発や県行政における生物多様性の主流化の仕組みづくりなど、様々な体制整備や取組を行いました。2018（平成 30）年 3 月には第 2 期行動計画を策定し、さらに取組を展開させる期間として、13 の重点プロジェクトと 150 の施策を実施しました。第 2 期行動計画で実施した取組については、「1 章 4. 第 2 期行動計画の実施状況」（00～00 ページ）と、「資料編〇. 福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画の実施状況と評価」（資 00～資 00 ページ）に記載しています。

最近の県内の主な取組として、生物多様性に甚大な影響を与える外来種の防除対策を推進するため、2018（平成 30）年に「福岡県侵略的外来種リスト 2018」を作成しました。県内に生息する外来種の種リストのほか、定着状況や被害実態を踏まえた侵略性の評価結果や、対策の優先度などが示されています。また、県内で確認されている特定外来生物のうち、広域的に分布を拡げているオオキンケイギク、アレチウリ、ブラジルチドメグサについて、その生態や見分け方、効果的な防除方法、適切な処分の方法等をまとめたリーフレットを作成しました。

希少種については、2020（令和 2）年 10 月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布し、同年 12 月に「希少野生動植物種の保護のための基本指針」を策定するとともに、2021（令和 3）年 4 月末には指定希少野生動植物種として、キビトリシズカ、サギソウ、コアジサシ、セボシタビラなど 20 種の動植物を指定しました（資〇ページ参照）。条例では、希少種保護に関する県や事業者、県民等の責務、指定希少野生動植物種の捕獲規制などが定められています。

そのほか、福岡県生物多様性戦略の上位計画である「福岡県総合計画（2022（令和 4）年 3 月策定）」と「福岡県環境総合ビジョン（2022（令和 4）年 3 月策定）」においても、生物多様性に関連する施策の方向が示されています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する年表

年	世界	日本	福岡県
1957年		自然公園法 制定	
1963年			福岡県立自然公園条例 制定
1971年	ラムサール条約 採択		
1972年	国連人間環境会議 開催	自然環境保全法 制定	福岡県環境保全に関する条例 制定
1973年	ワシントン条約採択	瀬戸内海環境保全特別措置法 制定	
1980年	世界保全戦略－持続可能な開発のための生物資源の保全－ 策定		福岡県自然海浜保全地区条例 制定
1992年	生物多様性条約 採択 国連環境開発会議 開催	種の保存法 制定	
1993年		環境基本法 制定	
1995年		生物多様性国家戦略 策定	
1997年		環境影響評価法 制定	
1998年			福岡県環境影響評価条例 制定
2000年	カルタヘナ議定書 採択		
2002年	COP6 2010年目標 採択	新・生物多様性国家戦略 策定 自然再生推進法 制定	福岡県環境保全に関する条例 改正 （「生物多様性の確保を図ること」 が責務に加わる）
2003年		カルタヘナ法 制定	
2004年		外来生物法 制定	
2006年			福岡県森林環境税条例 制定
2007年		第三次生物多様性国家戦略 策定 農林水産省生物多様性戦略 策定	
2008年		生物多様性基本法 制定	
2010年	COP10 名古屋議定書 愛知目標 採択	生物多様性国家戦略2010 策定 生物多様性地域連携促進法 制定 自然公園法 改正	
2011年		海洋生物多様性保全戦略 策定	福岡県レッドデータブック2011 策定
2012年	国連持続可能な開発のための世界会議（リオ+20）開催	生物多様性国家戦略2012－2020 策定	
2013年			福岡県生物多様性戦略 策定
2014年			福岡県レッドデータブック2014 策定
2015年	国連持続可能な開発サミット SDGs（持続可能な開発目標） 採択	外来種被害防止行動計画 策定 生態系被害防止外来種リスト 策定	
2016年	COP13 カンクン宣言 採択	生物多様性の観点から重要度の高い湿地 公表	
2018年		気候変動適応法 制定	福岡県侵略的外来種リスト 策定 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 策定 英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画 策定
2020年			福岡県希少野生動植物の保護に関する条例 制定
2021年	ポスト2020生物多様性枠組1次 ドラフト 公表	農林水産省みどりの食料システム 戦略 策定	福岡県ワンヘルス推進基本条例 制定 指定希少野生動植物種20種 指定

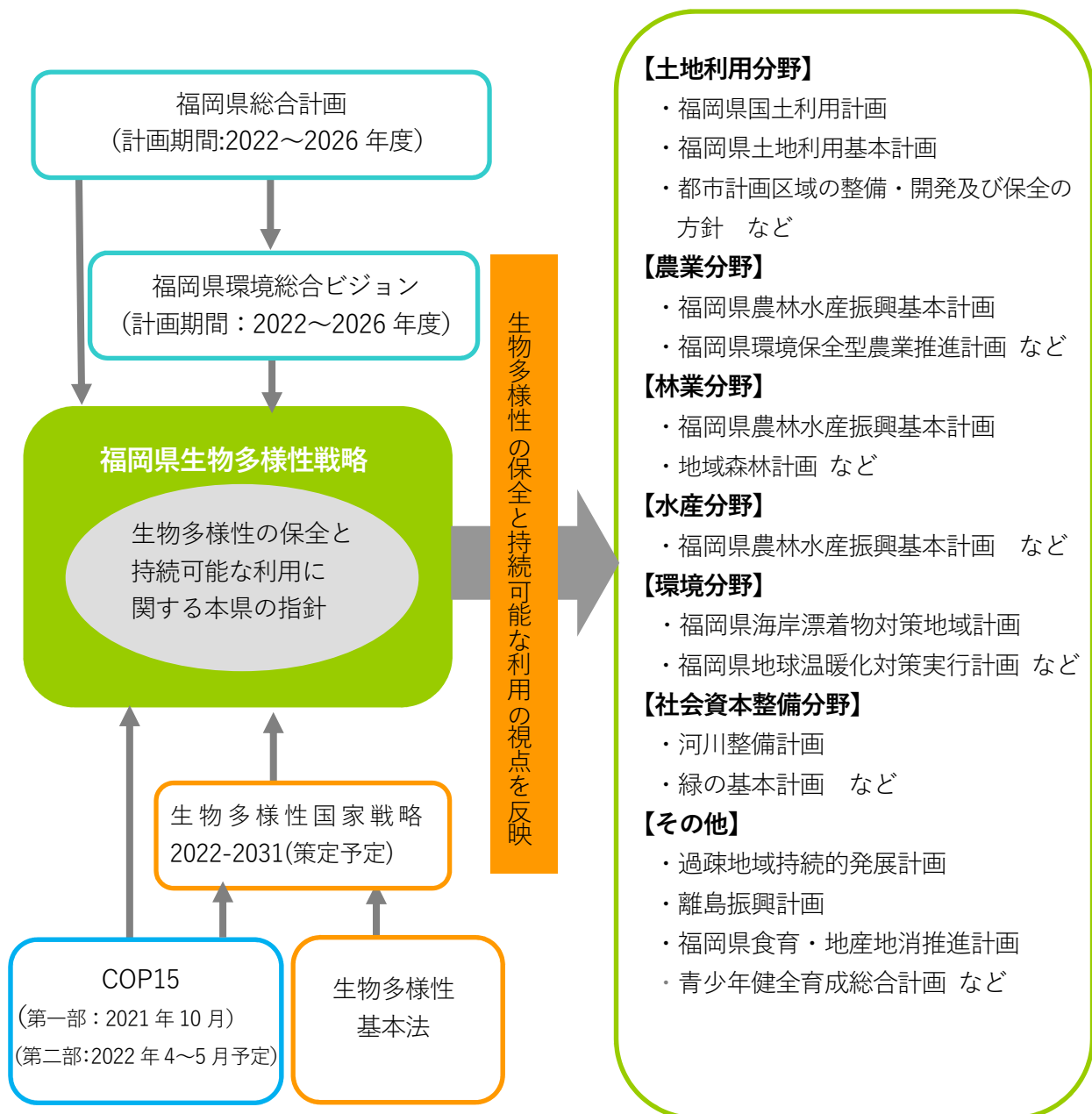
3. 戦略の基本的事項

■位置づけと役割

福岡県生物多様性戦略は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に基づく法定計画であり、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画です。

本戦略は、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」及び環境行政の基本計画である「福岡県環境総合ビジョン（福岡県環境総合基本計画）」を踏まえるとともに、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）での議論や「次期生物多様性国家戦略」の検討の方向性等との整合を図り、生物多様性への取組の指針として策定したものです。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、経済・社会活動との関連が深いことから、農林水産分野や社会資本整備分野などの関連計画に生物多様性の考え方を波及させ、関連施策を生物多様性の保全等に配慮したものとすることにより、経済・社会活動の転換を目指していきます。



■対象区域

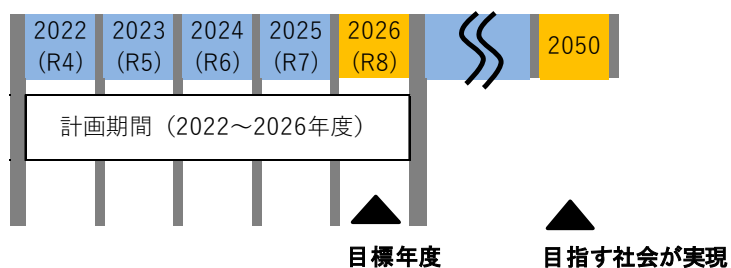
福岡県全域を対象区域とします。

ただし、生物多様性のつながりは行政区にとらわれないことから、必要に応じて福岡県に隣接する地域との連携を図ります。

■計画期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

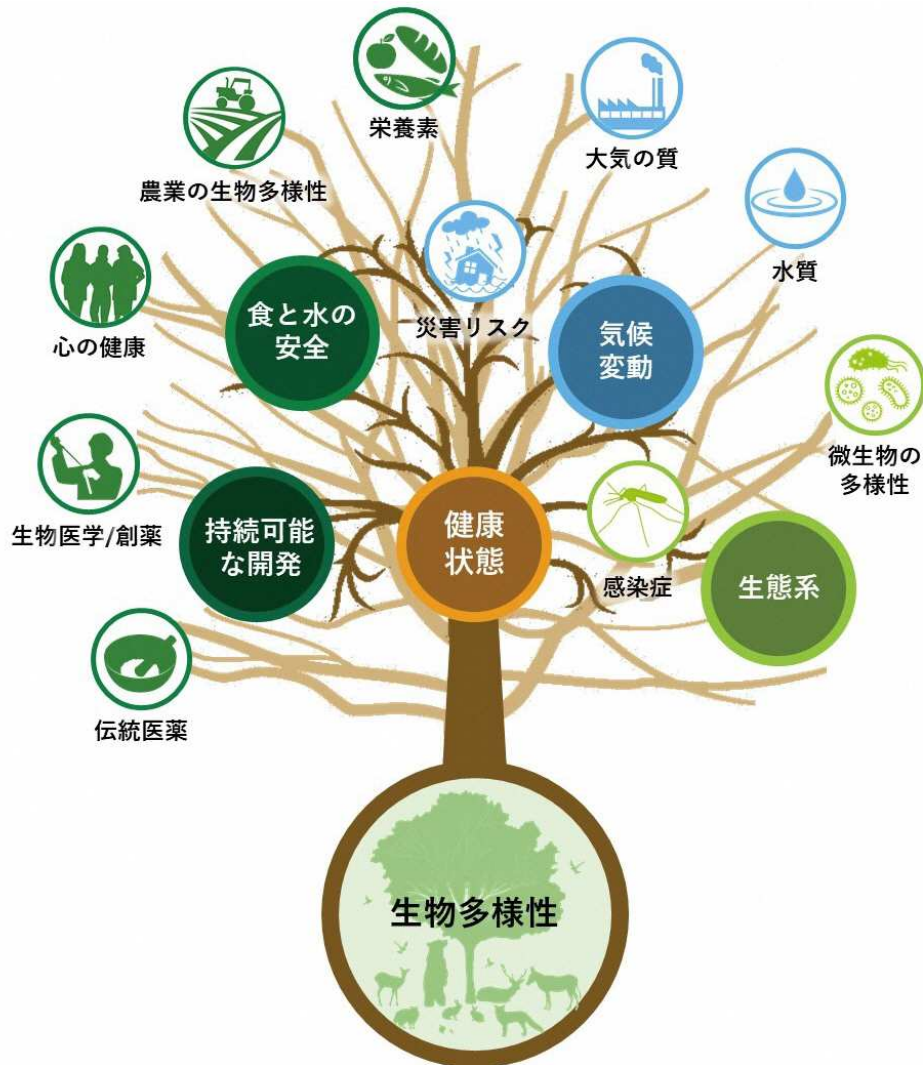
なお、中長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定します（詳しくは、第3章「目指す社会」と目標に記載）。





コラム3 ワンヘルスアプローチと生物多様性

「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念のもと、人、動物、環境に関係する様々な問題に対し、各分野に携わる者が分野横断的に連携して統合的に取り組む「ワンヘルスアプローチ」が世界的に注目されています。ワンヘルスアプローチと生物多様性の関係性として、Connecting Global Priorities: Biodiversity and Human Health (UNEP、CBD、WHO2015) という報告書では以下の図のように表現されています。生物多様性や生態系サービスがもたらす恵みは、食品や水の安全性、気候変動、持続可能な開発などの諸問題への寄与を介して、人の健康対策に貢献するものであると整理されています。生物多様性と人の健康は、切っても切れない縁なのです。



出典：Connecting Global Priorities: Biodiversity and Human Health (UNEP、CBD、WHO2015) をもとに作成

生物多様性と人の健康

4. 第2期行動計画の実施状況

■第2期行動計画における取組実績の概要

2050年の「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現に向けて、2013（平成25）年3月に策定した「福岡県生物多様性戦略」の計画期間のうち、2018（平成30）年度からの4年間を第2期行動計画期間とし、13の重点プロジェクトと150の施策に取り組みました。

ここでは、取組の概要を紹介します。各施策の実施状況と評価などについては、資料編〇（〇頁～〇頁）に掲載しています。

行動目標1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

生物多様性の保全の取組を社会全体で推進するためには、県民一人ひとりが生物多様性の現状や重要性について理解を深めることが必要です。そこで、県ホームページ等で発信している生物多様性に関する各種情報を統合し、一元的に発信・提供するホームページ「生物多様性情報総合プラットフォーム」を構築し、2022（令和4）年2月に運用を開始しました。また、学校教育や社会教育の場においては、環境教育副読本を活用した授業や小学生向けの環境教育学習会、自然とふれあう親子ハイキングや自然観察会など、生物多様性を学び体験する機会の創出を図りました。このほか、都市と農山漁村の交流活動を支援し、農山漁村が有する自然や文化、地域資源、多面的機能に対する県民の理解促進や地域の魅力発信に取り組みました。



次世代を担う子どもたちが、環境教育副読本「みんなの環境」等を活用して、様々な環境問題と私たちの生活の関わりについて学び、その解決に向けて自分たちができることを考えます。



九州自然歩道ウォーキング



ふくおか農林水産業体験ツアー（豊前市）

行動目標2 生物多様性の保全と再生を図ります

本県では、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目指して、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布しました（2021（令和3）年5月施行）。また、特に保護の必要性が高い20種を「指定希少野生動植物種」に指定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行い、必要に応じて保護回復事業を実施することとしています。

また、外来種対策については、外来種ごとに作成した防除リーフレット（オオキンケイギク等）や防除の緊急性が高い特定外来生物（アライグマ等）の防除方法等を取りまとめた「侵略的外来種防除マニュアル」により、多様な主体による自主的な防除活動を支援しました。

外来種対策は継続的な取組が必要となることから、引き続き、外来種対策の被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」に基づき、外来種に対する県民の意識向上を図るとともに、市町村や地域における防除活動の支援に取り組みます。



指定希少野生動植物種

左：ムラサキ 中央：コアジサシ 右：ハカタスジシマドジョウ



特定外来生物（オオキンケイギク等）の防除啓発リーフレット

行動目標3 生物多様性の持続可能な利用を図ります

農林水産業の分野では、森林の適切な管理、人工林の間伐支援、広葉樹の植栽、化学肥料や農薬を低減する「ふくおかエコ農産物認証制度」や地域の生物多様性に貢献する環境保全型農業の推進、生態系の維持に不可欠な藻場・干潟の保全等の取組を行いました。

また、里地里山里海の適切な利用と管理を図るため、森林（もり）づくり活動を行う NPO 等への活動支援や中山間地域を支援するボランティアの参加促進に取り組みました。海へ流入するごみの対策として、回収活動に取り組む漁業者や住民グループへの支援などを行っています。これらの取組を通して、農山漁村を支える人づくりや都市との交流を図りました。



福岡県森林環境税を活用して
荒廃森林の間伐を行い、
森林を健全な状態に戻して
次世代に引き継ぎます
(荒廃森林整備事業)



中山間地域の活動にボラン
ティアで参加する「中山間
応援サポーター」

調整中

調整中

行動目標 4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

県内6地域に設置されている地域環境協議会では、県や市町村、NPO等、事業者が相互に連携・協働して、団体交流会や報告会、地域住民を対象にした自然観察会や出前講座を実施するなど、多くの県民の参加を得ながら地域に根差した保全活動を展開しました。

県内市町村の生物多様性保全に関する取組については、生物多様性地域戦略を策定した自治体が7市町となるなど一定の進展がみられました。引き続き、生物多様性に関する市町村レベルでの取組を促進するため、希少種保護や外来種対策等をはじめとする各種情報の共有とともに、地域戦略の策定に向けた支援を行っていく必要があります。



調整中

地域環境協議会が実施した学習会（写真左側）、観察会（写真右上）、〇〇〇（写真右下）の様子



コラム4 生物多様性情報総合プラットフォーム

(作成中)

中表紙

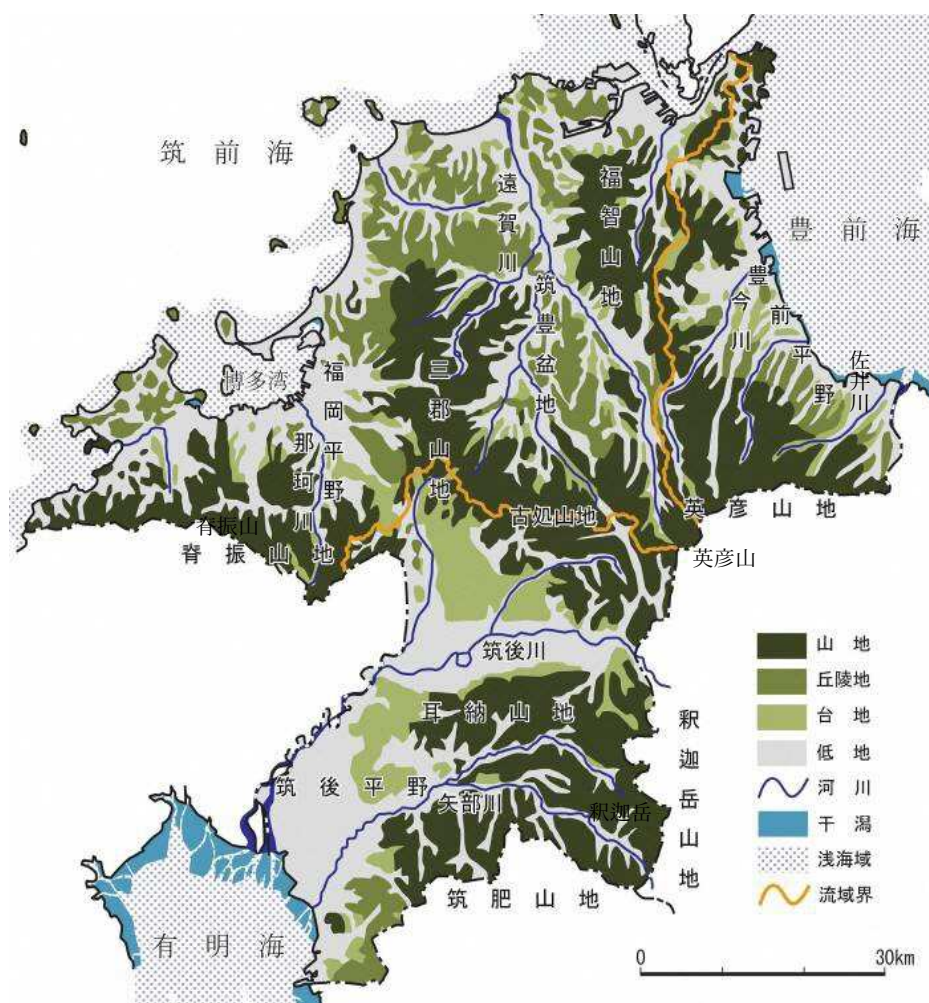
第2章 福岡県の生物多様性の特徴	25
1. 生物多様性の生息・生育環境の基盤	26
(1) 地形	26
(2) 地質	27
(3) 地史	28
(4) 気候	29
(5) 海域の環境	30
(6) 植生	31
①県内の植生等の状況	31
②近年の植生状況の変化	31
2. 本県の生物多様性の特徴	35
(1) 県全体の特徴	35
(2) 4つの流域圏	36
①京築流域圏の自然と生物	36
②北九州・筑豊流域圏の自然と生物	38
③福岡流域圏の自然と生物	40
④筑後流域圏の自然と生物	42
3. 人と自然の関わりの歴史	44
4. 本県の自然が育んだ文化	48
(1) 食文化	48
(2) 木工	49
(3) 伝統的漁法	50
(4) 棚田による伝統的農業	51
(5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術	52
(6) まつり・伝統芸能	53
(7) 信仰	54

1. 生物の生息・生育環境の基盤

(1) 地形

本県は豊前海、筑前海、有明海の3つの海に面しており、豊前海や有明海、博多湾沿岸などには広大な干潟が形成されています。豊前海には今川、佐井川等、筑前海には遠賀川、那珂川等、有明海には筑後川、矢部川等の河川が流れ込んでいます。

国内の他の地域と比べると、比較的低位地や台地など平坦な地形が占める割合が高く、豊前平野、筑豊盆地、福岡平野、筑後平野などがみられます。一方、これらの平野や盆地を取り囲むように、英彦山地、福智山地、三郡山地、脊振山地、釈迦岳山地などの山地もみられ、釈迦岳（標高 1,230m）、英彦山（標高 1,199m）、脊振山（標高 1,055m）など、標高 1,000m を超す山々が県境付近に存在します。



出典：日本地誌 19 九州地方総論・福岡県（二宮書店、1979）をもとに作成

本県の地形区分図

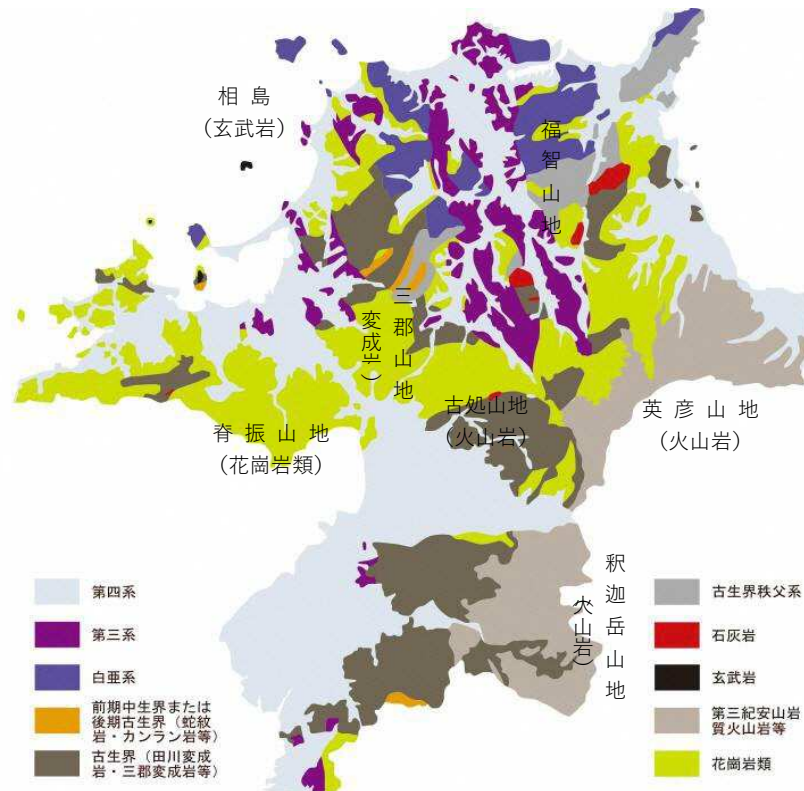
(2) 地質

本県の地質の概要は下図のとおりです。

深成岩については、脊振山地や古処山地北部などに花崗岩類が分布しており、火山岩については、英彦山地～釈迦岳山地などに第三紀安山岩質火山岩、相島などの島嶼（とうしょ）部に玄武岩が分布します。また、筑豊地方などには様々な時代の堆積岩がみられ、一部には石灰岩も分布します。

このほか、筑後平野の周辺部や三郡山地北部などには変成岩がみられ、一部には蛇紋岩も分布しています。

地質は植生を決定づける要素の一つです。例えば、福智山の花崗岩地にはアカマツ群落やゲンカイツツジ個体群が生育しています。また、平尾台や古処山などの石灰岩地には、ミヤコミズやキビノクロウメモドキ、イワツクバネウツギなどが生育しており、独特な植生が発達しています。



出典：福岡県植物誌（福岡県高等学校生物研究部会（編）、1975）をもとに作成

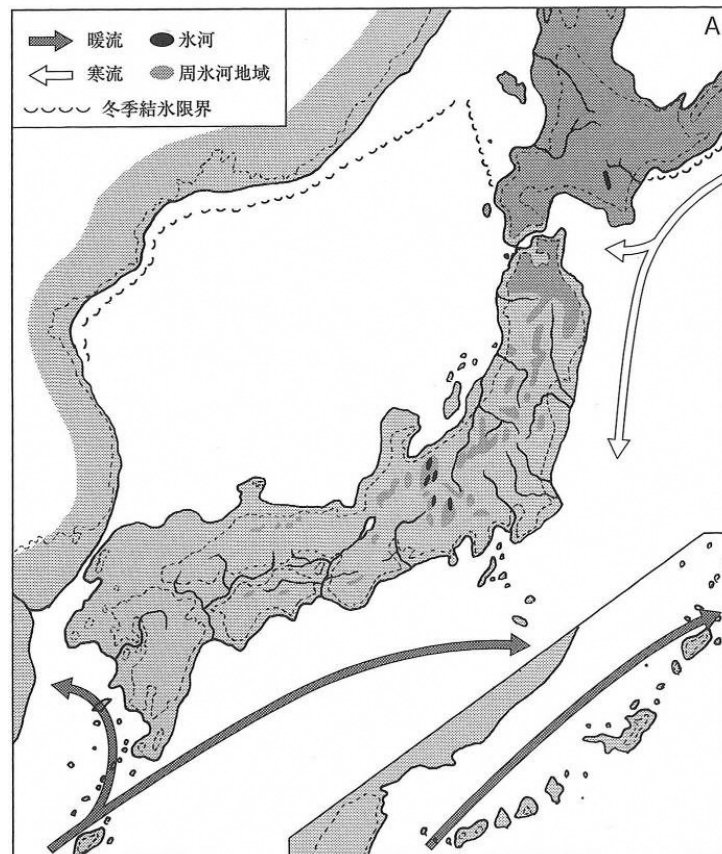
本県の地質略図

(3) 地史

地質時代第四期（約 260 万年前）に入ってから、寒冷化と温暖化が交互に起こり、氷床や山岳氷河の拡大・縮小、海水準の変動により、日本列島は大陸と結合・分離を繰り返してきました。

最近では、約 2 万年前（最終氷期の最寒冷期）には気温が大きく低下し、海面は現在よりも 100m 以上低くなり、大陸と陸続きに近い状態になっていました。

このような気候の変動や海水準の変動により、生物の生息適地の変化や、生息地の結合・分断が起こり、これが現在の本県の生物相を規定している要因の一つになっています。例えば、植物ではシチメンソウ、エヒメアヤメ、コバノチョウセンエノキなど、魚類ではヤマノカミ、アリアケヒメシラウオなどの大陸系の生物がみられますが、これらは過去に大陸と陸続きだった時期に日本列島に入ってきたものと考えられています。



出典：日本列島の地形学（東京大学出版社）

最終氷期（約 2 万年前）の日本列島付近の海岸線

(4) 気候

本県は比較的温暖多雨な地域です。県内各地の年平均気温は 16°C前後で、1月の平均気温は 5°C以上、8月の平均気温は 27°C以上となっています。福岡市ではヒートアイランド現象のため県内の他地域と比べると気温が若干高い傾向がみられるほか、過去 50 年間の間に年平均気温の平均値が 1.5°C上昇*しており、温暖化が進行しています。

また、年平均降水量は、沿岸部の一部を除いて 1,600mm 以上あり、県境山地の中腹以上では 2,400mm に達する場所もあります。

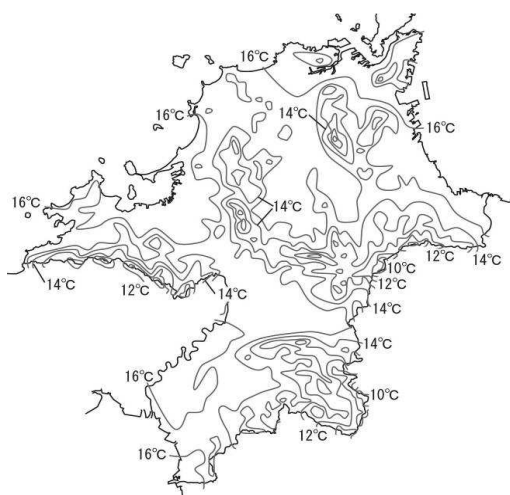
県内の冬季の気候を地域ごとにみると、筑前海沿岸では、比較的雨や雪が多い傾向がみられますが、有明海沿岸や豊前海沿岸ではその傾向は少なくなります。山間部では比較的多くの積雪がみられますが、近年の積雪量は減少傾向にあります。

* 1960 (昭和 35) 年～1969 (昭和 44) 年の年平均気温の平均値 (16.0°C) と、2010 (平成 22) 年～2019 (令和元) 年の年平均気温の平均値 (17.5°C) を比較

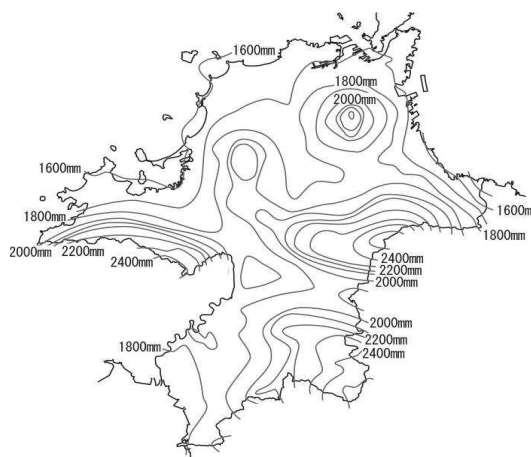
各都市の平均気温と降水量 (1991～2020 年の平均値)

都市名	平均気温 (°C)			降水量 (mm)		
	1月	8月	年	1月	8月	年
行橋	5.3	27.3	15.9	74.0	159.6	1,793.1
八幡	6.2	27.8	16.6	87.9	198.1	1,720.5
福岡	6.9	28.4	17.3	74.4	210.0	1,686.9
大牟田	5.6	27.7	16.5	53.0	212.6	1,925.8
仙台	2.0	24.4	12.8	43.2	157.8	1,276.7
新潟	3.0	26.6	14.1	180.1	163.4	1,845.9
東京	6.1	27.6	16.5	59.7	154.7	1,598.2
高松	5.9	28.6	16.7	39.4	106.0	1,150.1

出典：過去の気象データ検索 (気象庁) をもとに作成
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>



年平均気温等温線図



出典：メッシュ平年値 2010 (気象庁)
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/atlas.html>

年平均降水量等値線図

(5) 海域の環境

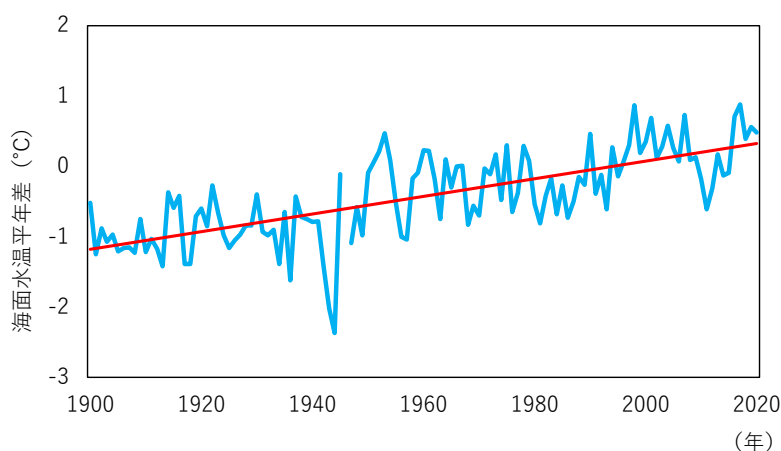
豊前海や有明海には河口干潟から連なる広大な前浜干潟が形成されています。県内の干潟の特徴として、豊前海では泥質干潟の中に比較的砂質の干潟を伴うこと、有明海では大きな干満差と浮泥を伴う軟泥の干潟が挙げられます。一方、筑前海には砂や岩礁で形成された変化に富む海底地形が広がっています。

筑前海の沖には対馬暖流が流れており、九州北部海域に生息する生物に大きな影響を及ぼしています。対馬暖流の流れは年によって大きく異なり、マアジなどの漁場を変化させることが指摘されています。また、本県近海（東シナ海北部）の平均海面水温は長期的には上昇傾向にあり、過去 100 年間に 1.25℃上昇しています。

県内の代表的な干潟と特徴

名称	特徴
曾根干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・泥質、砂泥質、砂質、小石などの多様な底質環境を要している。 ・海岸の近くに満潮時でも砂洲が残り、水鳥が集まる。
和白干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・砂質～砂泥質の前浜干潟である。 ・砂質系の甲殻類と貝類、ゴカイ類が豊富である。 ・カモメ類やシギ・チドリ類の越冬地となっている。
多々良川 河口干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・大半が砂質干潟であるが、一部砂泥質もある。 ・シロウオの産卵場、チクゼンハゼなどの繁殖地となっている。 ・ヘラシギの渡来地やカラフトアオアシシギなどの餌採場である。
今津干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・入り江は主に泥質干潟で、河口は砂質干潟である。 ・クロツラヘラサギやヘラサギが渡来する。
有明海	<ul style="list-style-type: none"> ・潮汐潮流の大きさ、干潟の広大さ、浮泥の多さが特徴的である。 ・総面積は 19,212ha で、全国の現存干潟面積の約 4 割を占める。 ・特産種は 23 種類、準特産種は 49 種類に及ぶ。

出典：湿地の生物多様性を守る－各地の報告－（暫定版）
（ラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワーク、2009）をもとに作成
<http://www.ramnet-j.org/2009/07/library/148.html>



出典：海面水温の長期変化傾向（東シナ海北部）（気象庁）をもとに作成
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/data/shindan/a_1/japan_warm/cfig/warm_area.html?area=C#title

東シナ海北部の海域平均海面水温（年平均）の推移

(6) 植生

① 県内の植生等の状況

県内の植生等の状況（植生図の読み取り結果）は下表のとおりで、森林の割合は47%、耕作地等は25%、市街地等は24%で、全国平均に比べると、森林の割合が低く、耕作地等や市街地等の割合が高いのが特徴的です。

また、森林のうち、植林地（人工林）が64%（全国平均：41%）、二次林が27%、自然林が1.4%、竹林が7.8%（全国平均：0.6%）で、人工林や竹林が高い割合を占めています。自然植生（自然林、湿原・河川・池沼植生、塩沼地植生、砂丘・海岸断崖地植生）の割合は1.1%です。

本県の植生等の状況（植生図の読み取り結果）

植生等	面積(ha)	割合(%)		
		福岡県	全国平均	
森林	自然林	3,288	0.66	
	二次林	63,241	12.69	
	植林地	150,950	30.30	
	竹林	18,445	3.70	
草原	二次草原	2,917	0.59	
	湿原・河川・池沼植生	2,017	0.40	
	塩沼地植生	4	0.00	
	砂丘・海岸断崖地植生	99	0.02	
耕作地等	水田	90,019	18.07	
	畑	8,325	1.67	
	路傍草地	7,498	1.51	
	果樹園	20,793	4.17	
ゴルフ場・牧草地等	4,978	1.00		
市街地等	113,834	22.85	23.97	17.7
自然裸地	613	0.12		
開放水域	11,193	2.25	2.25	3.6
合計	498,216	100.00		100.0

出典（福岡県）：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成

http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText

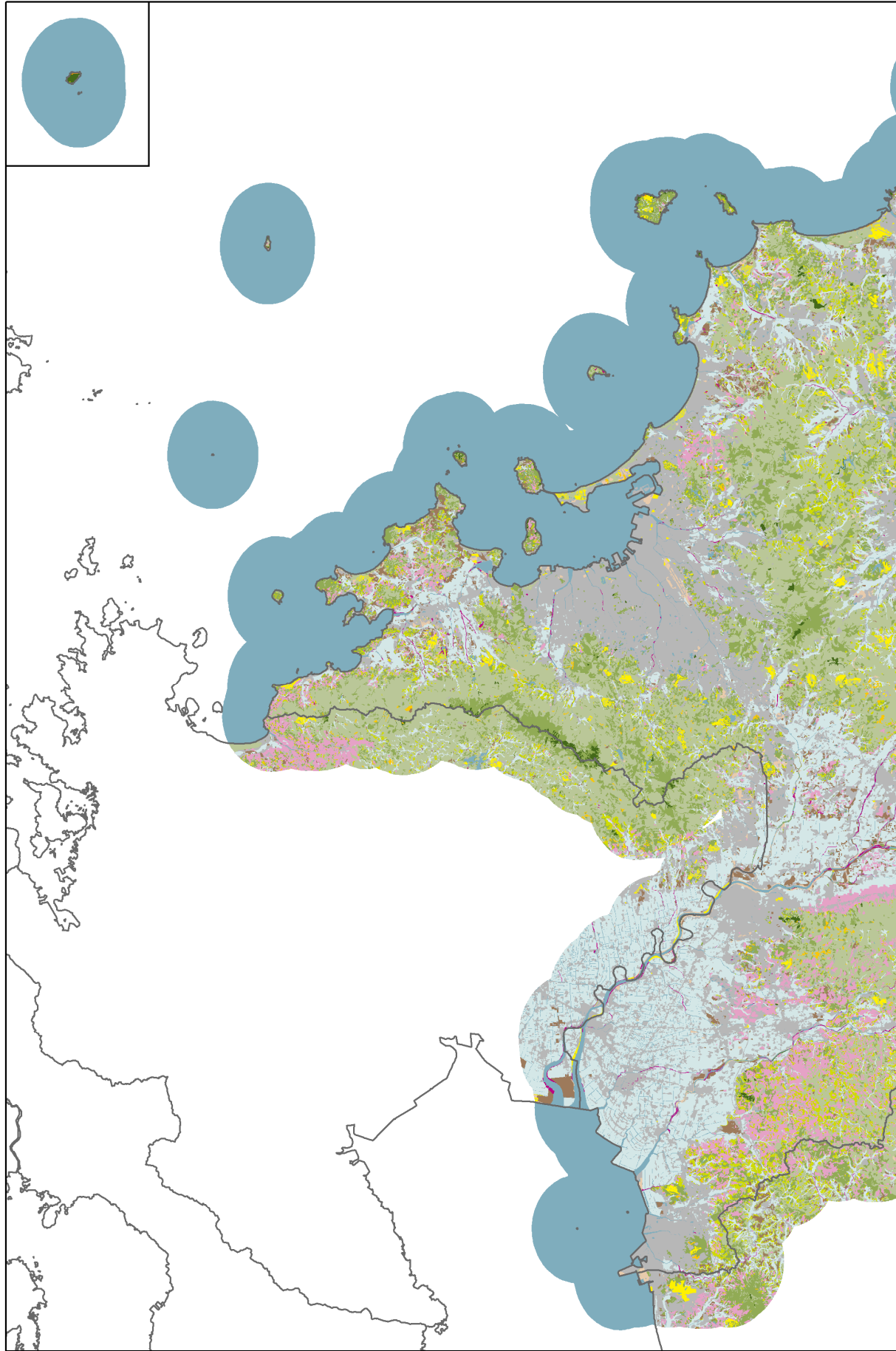
出典（全国平均）：国土の利用区分別面積（国土交通省）をもとに作成

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000033.html

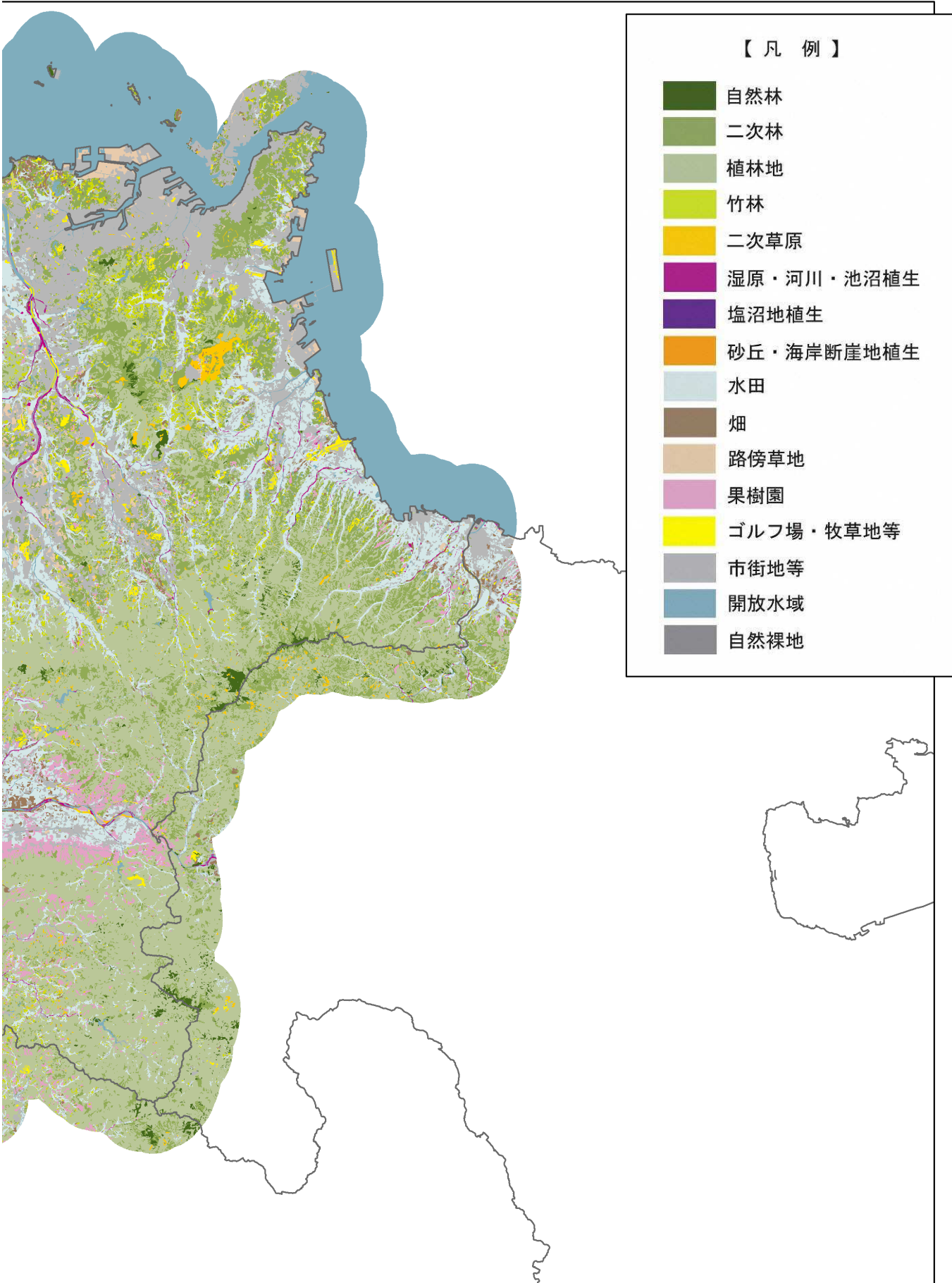
② 近年の植生状況の変化

近年の本県における植生状況の変化のうち、特に大きな変化として竹林面積の拡大が挙げられます。本県の農林水産白書によると、竹林面積は2016（平成28）年には12,564haでしたが、2020（令和2）年には13,396haまで拡大しています。

また、本県で毎年実施している土地利用動向調査によると、農地の面積は2004（平成16）年には90,913haでしたが、2019（令和元）年には80,265haまで減少しています。一方、同期間内に道路の面積は29,578haから32,998haに、宅地の面積は71,341haから76,057haにそれぞれ増加しており、農地が開発され道路や宅地に変化しています。



本県の



植生図

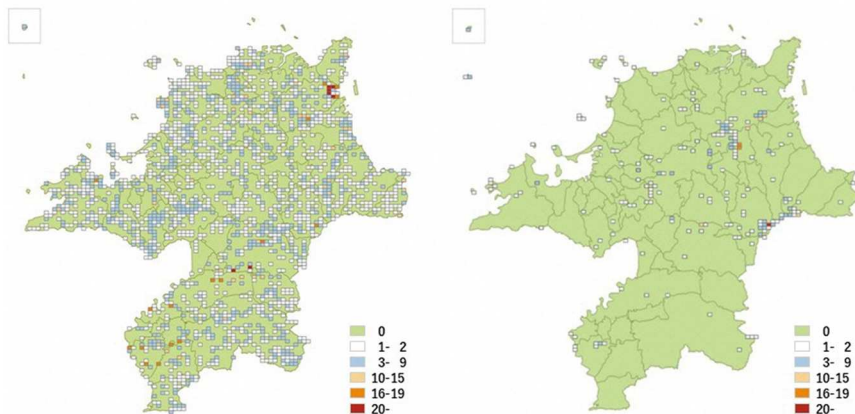
出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成
http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText



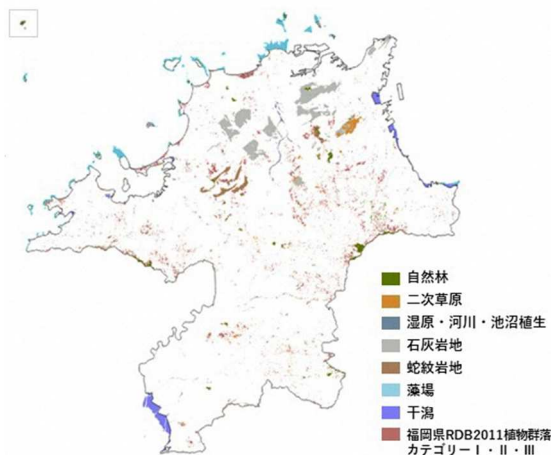
コラム5 福岡県生物多様性地理情報システム

本県では、福岡県生物多様性戦略の行動計画の一つとして、自然環境に関する位置情報を集約する「福岡県生物多様性地理情報システム（以下、生物多様性GIS）」を構築しました。生物多様性GISでは、希少種や外来種などの生物の分布情報に加え、現存植生図、保護地域（自然公園、自然環境保全地域など）の区域図などの地図情報を集約・管理しています。

希少種の分布情報については、福岡県レッドデータブックホームページにおいて、3次メッシュ（緯度・経度を基に設定された約1km四方の枠）ごとの希少植物群落の有無、希少植物の種数、希少動物の種数を公開しており、公共工事の予定地に希少種の生息情報がある場合には、希少種の個別情報や環境配慮型の工法に関する助言を行い、生物多様性への配慮を促進しています。このほかに、このような地図情報の活用先として、上述した様々な地図情報を重ね合わせて生物多様性の保全上重要な地域の抽出を検討すること（重点プロジェクト7：P.138）や、自然公園等の保護地域の見直し、都市計画等の空間計画への反映などが想定されます。今後は、希少種等の生息・生育地等の情報をさらに充実させ、本戦略の推進に役立つシステムに更新していく予定です。



福岡県レッドデータブックホームページで公開している希少動物(左)と希少植物(右)の種数



様々な地図情報を重ね合わせた例

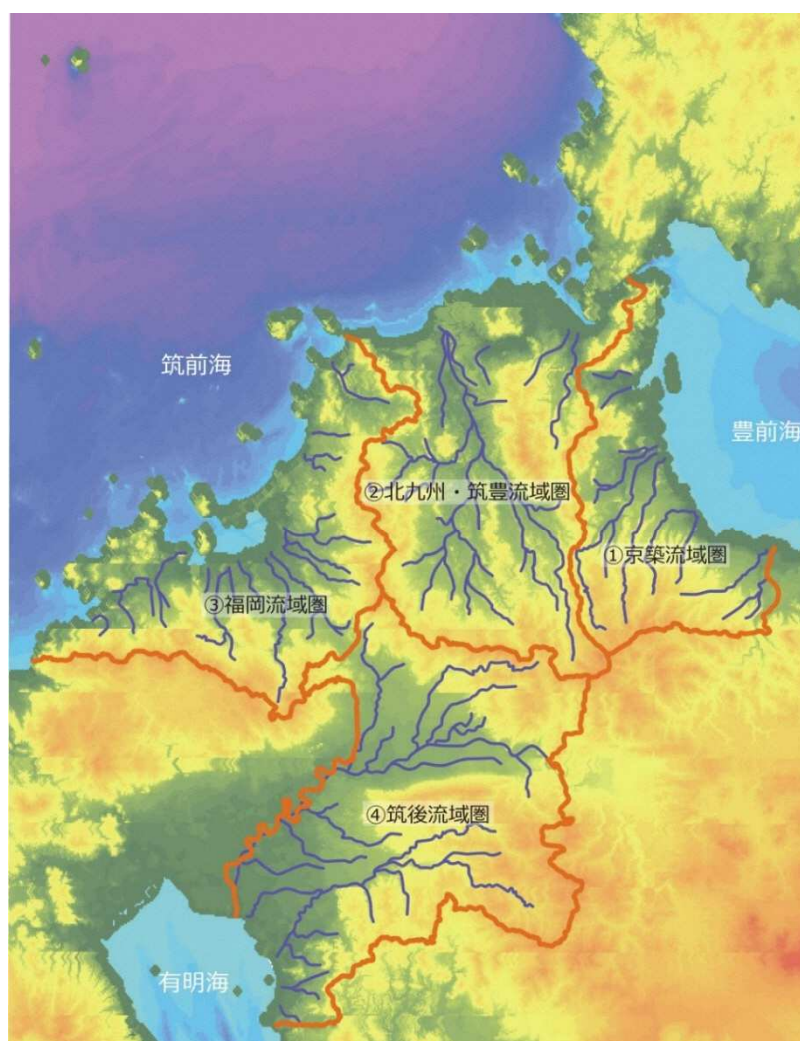
2. 本県の生物多様性の特徴

(1) 県全体の特徴

本県は、狭いながらも多様な環境と地域ごとの固有の地史が存在し、様々な生物がみられる興味深い地域です。その背景として、約 2,000 万年前から比較的安定した地史を有すること、本州や朝鮮半島、中国大陸の中間地点であること、平地や台地、ため池など多様な環境を有すること、豊前海、筑前海、有明海の 3 つの海に囲まれていることなどがあげられます。

一方で、古くから大陸からの玄関口でもあり、稲作等の農業をはじめとした人々の生産活動の盛んな土地でした。その影響で原生的な自然はごくわずかしか残っておらず、大部分が人々の営みの影響下にかたちづくられた自然となっていますが、そのような二次的な自然にも多くの生物が適応して人とともに生きてきました。

以下では、本県の生物多様性の地域的な特徴をみるため、生物相に明確な差が比較的出やすい水生生物に注目して県土を 4 つの流域圏に区分して説明します。ここでいう流域圏とは、水生生物の移動圏域となる分水嶺で区分される河川のみとまりを指し、下図のとおり 4 つの区分としています。



*国土地理院・日本水路協会の地形データ（海域も含む）をもとに九州大学大学院生態工学研究室で図化
(九州大学 清野准教授提供)

流域圏の区分と範囲

(2) 4つの流域圏

① 京築流域圏の自然と生物

■ 平尾台の生物



平尾台



ジャノメチョウ



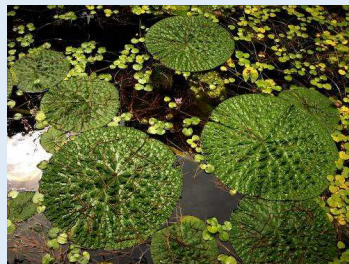
オキナグサ

平尾台は石灰岩から成るカルスト台地です。毎年、早春に火入れされて草原が維持されています。草原にはオキナグサ、キキョウ、ムラサキなどの植物が生育し、ジャノメチョウなどの昆虫がみられます。地下には鍾乳洞が発達し、コウモリ類などが生息しています。

■ ため池の生物



ガガブタ



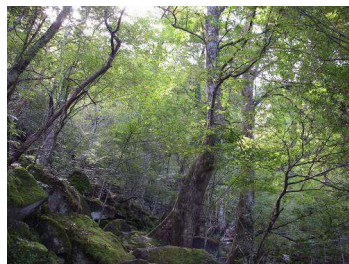
オニバス



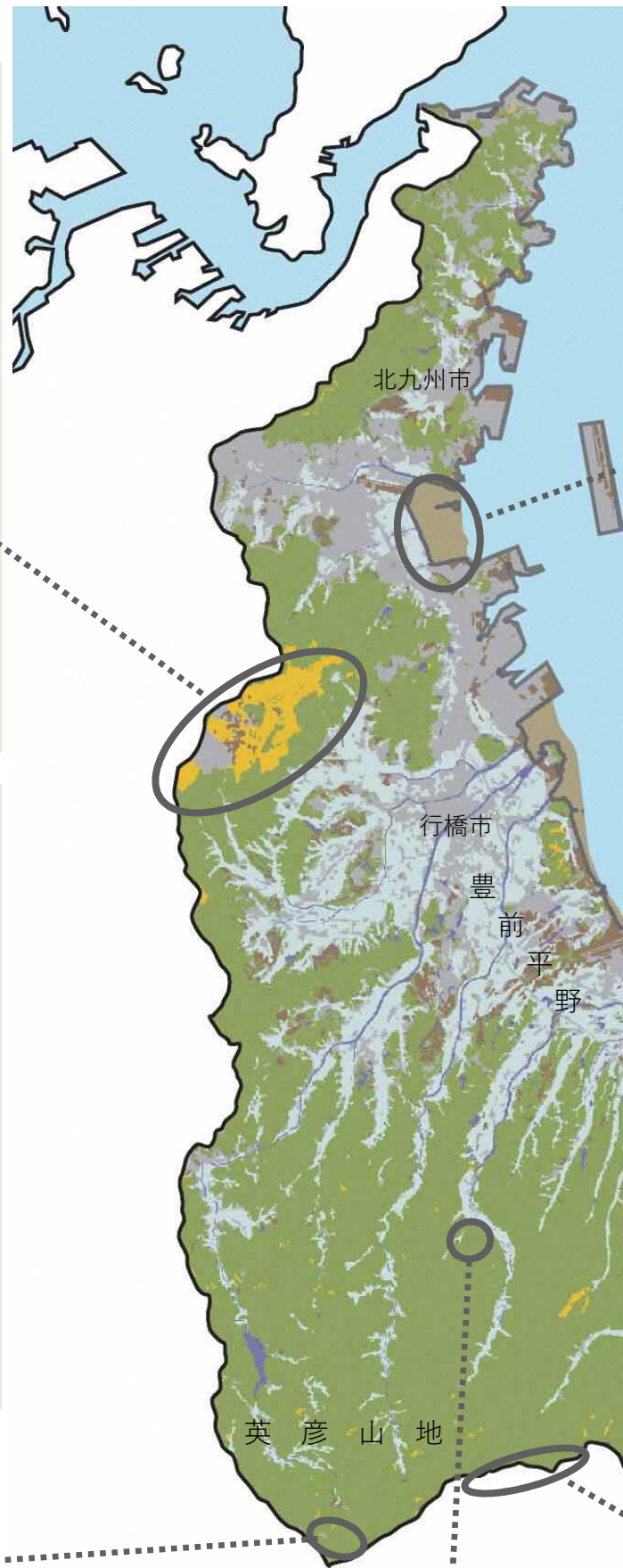
キボシチビコツブゲンゴロウ

京築地方は本県で最もため池の密度が高い地方です。京築地方のため池にはガガブタ、オニバス、キボシチビコツブゲンゴロウなど、絶滅が危惧される生物もみられます。

英彦山の北斜面には、県内最大のシオジ林がみられます。谷状の地形のため、林内は湿潤で、チドリノキ、ミヤマクマワラビなどが生育しています。



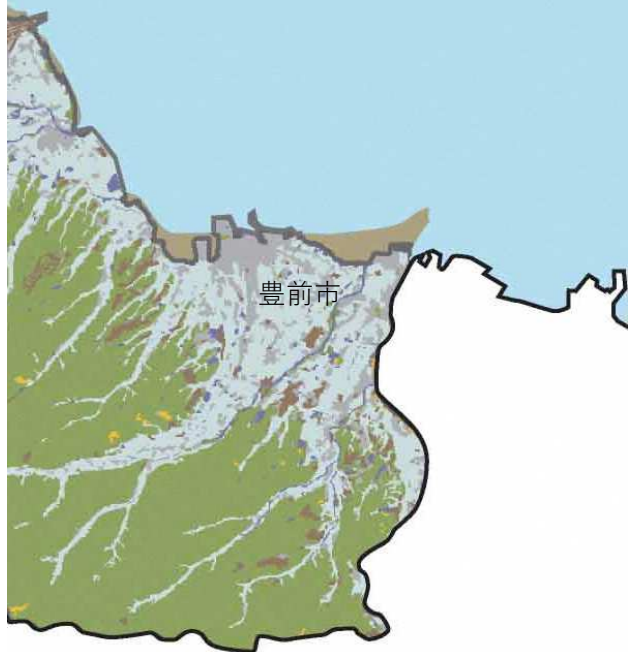
英彦山のシオジ林



築上町本庄の大楠神社境内に生育するクスノキの大木です。推定樹齢1900年で、幹回り21m、樹高26m。環境省巨樹巨木林調査で全国第5位の巨木です。



豊
前
海



■ 曾根干潟の生物



カブトガニ



ツクシガモ



ダイシャクシギ

日本有数のカブトガニの産卵地で、ズグロカモメ、ツクシガモ、ダイシャクシギなどの重要な越冬地でもあります。豊前海沿岸は遠浅で、他にも今川・祓川河口干潟、佐井川河口干潟などの干潟がみられます。



スナメリ

沿岸の浅い海に生息する小型のイルカの仲間です。県内では豊前海、関門海峡、藍島周辺などに生息しています。小魚や甲殻類などを餌にしています。



アオギス

近年では豊前海に面した干潟域にのみ生息する魚で、絶滅が危惧されています。浅瀬に生息し、甲殻類、貝類、多毛類などを食べます。



ツクシシャクナゲ

林床にクマイザサやスズタケが生育するブナ林。ミズナラなどが混生し、ツクシシャクナゲが林床にみられるところもあります。

② 北九州・筑豊流域圏の自然と生物

■ 里山の生物



筑豊地方の里山景観



カスミサンショウウオ



サシバ

里山とは、森林や農地、草地、ため池などがモザイク状に分布する地域のことです。筑豊地方などで広くみられます。里山には、森林に巣を造って水田でカエルなどの餌をとるサンバや、普段は森林で暮らし、繁殖の時にだけ水田やその周辺の水路を利用するカスミサンショウウオなどの動物がみられます。

■ 遠賀川流域にすむ魚



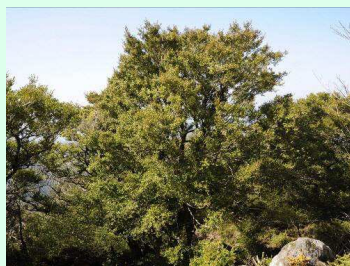
ギギ



インドジョウ

遠賀川流域には、西隣の福岡流域圏にはみられないギギやインドジョウ、オングスジシマドジョウなどの淡水魚がみられます。これは、福岡流域圏との間には三郡山地などの山地があり、現在だけでなく、過去の長い間、淡水魚が行き来できなかったためであると考えられています。

■ 古処山の生物

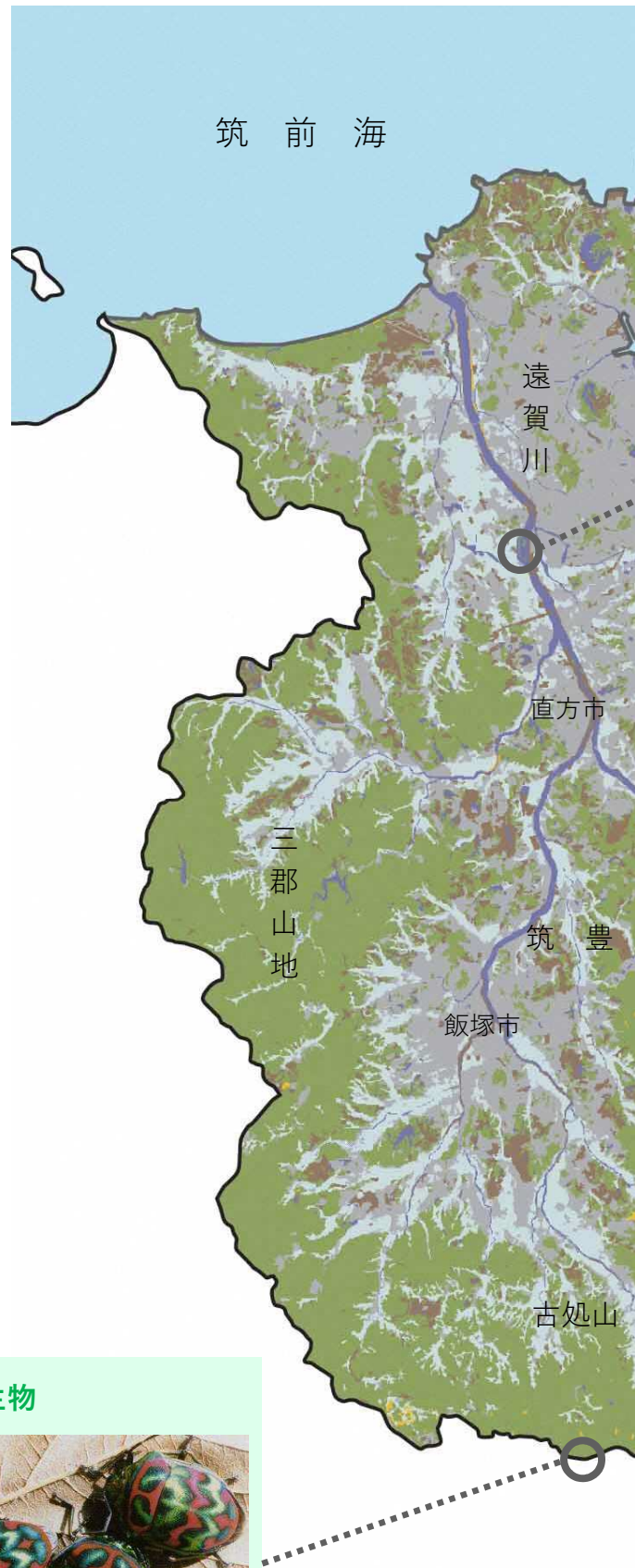


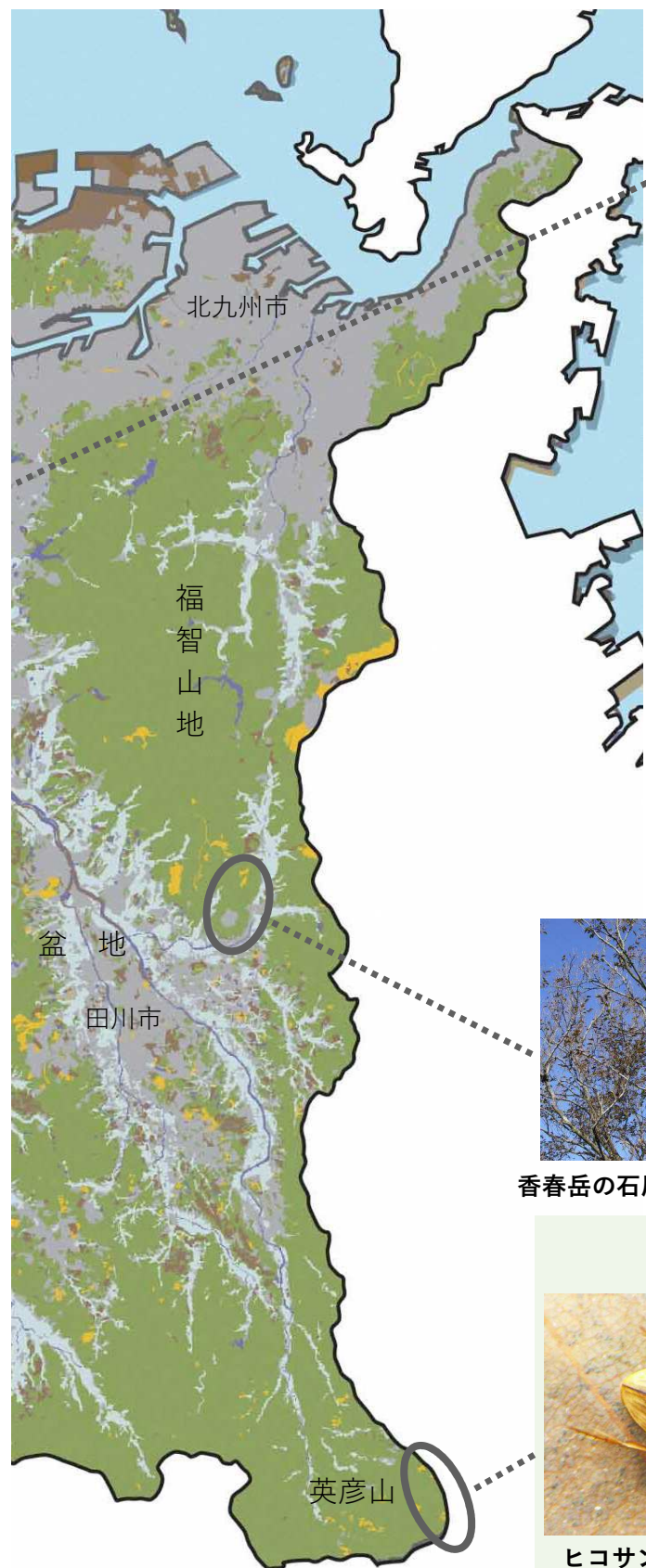
古処山のツゲ林



ニシキキンカメムシ

古処山の山頂部は石灰岩から成っており、ツゲ林がみられます。このほか、古処山には、オオベニウツギ（日本で唯一の自生地）、ハシドイなどの植物、ニシキキンカメムシなどの動物がみられます。





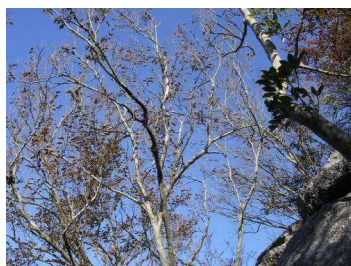
中ノ島の川辺草本群落

遠賀川の中ノ島には、ヨシ・オギ群落、湿生植物群落、ヤナギ林など、現在では少なくなった河川の植物群落が残されています。イヌゴマ、オオシシウド、タコノアシなどの植物のほか、オオヨシキリなどの鳥、キイロヤマトンボなどの昆虫がみられます。



ガシャモク

北九州市内のため池に自生している水草です。かつては琵琶湖や関東地方の湖にも生育していましたが、現在ではこのため池が日本で唯一の自生地です。近年、生育状況が悪化しており、保全活動が行われています。



香春岳の石灰岩植生（イワシデ林）

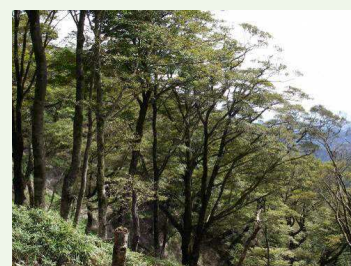
香春岳は石灰岩でできた山で、石灰岩地に特徴的なイワシデ林などの植生がみられるほか、好石灰植物であるチョウジガマズミ、ツクシシモツケ、シロバナハンショウヅルなどが生育しています。ニホンザルの群れもみられます。

■ 彦彦山の生物



ヒコサンセスジゲンゴロウ

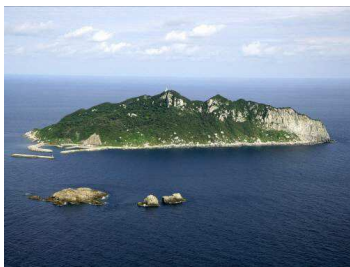
1973（昭和 48）年に彦彦山で初めて発見された昆虫です。森林内に一時的にできた水たまりなどに生息します。しかし、水のない落ち葉の下などから発見されることもあり、生活史や生態についてはほとんどわかっていません。



彦彦山のブナ林

彦彦山には、県内最大のブナ林が残されており、様々な生物がみられます。その中には、ヒコサンヒメシャラ、ヒコサンヒゲナガコバネカミキリなど、彦彦山で初めて発見された生物も多く含まれます。

③ 福岡流域圏の自然と生物



沖ノ島

沖ノ島は、島全体がご神体とされ、古くから神域として保護されてきたため、島全域にタブノキ林などの自然植生が残されています。イソヤマアオキなどは県内では沖ノ島にのみ生育する植物です。オオミズナギドリなど鳥類の繁殖地としても重要な場所です。

■ 筑前海の生物



アカウミガメ

県内では筑前海沿岸の砂浜で産卵がみられます。生まれたアカウミガメは太平洋を回遊しながら成長します。



トラフグ

筑前海でよく獲れる魚です。産卵は、流れが速く、粗い砂の海底で行われます。筑前海のトラフグは関門海峡や豊前海などで産卵します。

■ 今津干潟の生物



今津干潟

シギ・チドリ類、クロツラヘラサギ、ヘラサギ等の渡り鳥がみられるほか、カブトガニの産卵場ともなっています。また、ハマボウ、フクドなどが生育する塩沼地もみられます。



チクゼンハゼ

室見川水系金屑川河口域で初めて発見されたハゼの仲間です。河口干潟に生息し、アナジャコなどがつづった穴をすみかとし、産卵もそこで行います。

筑前海



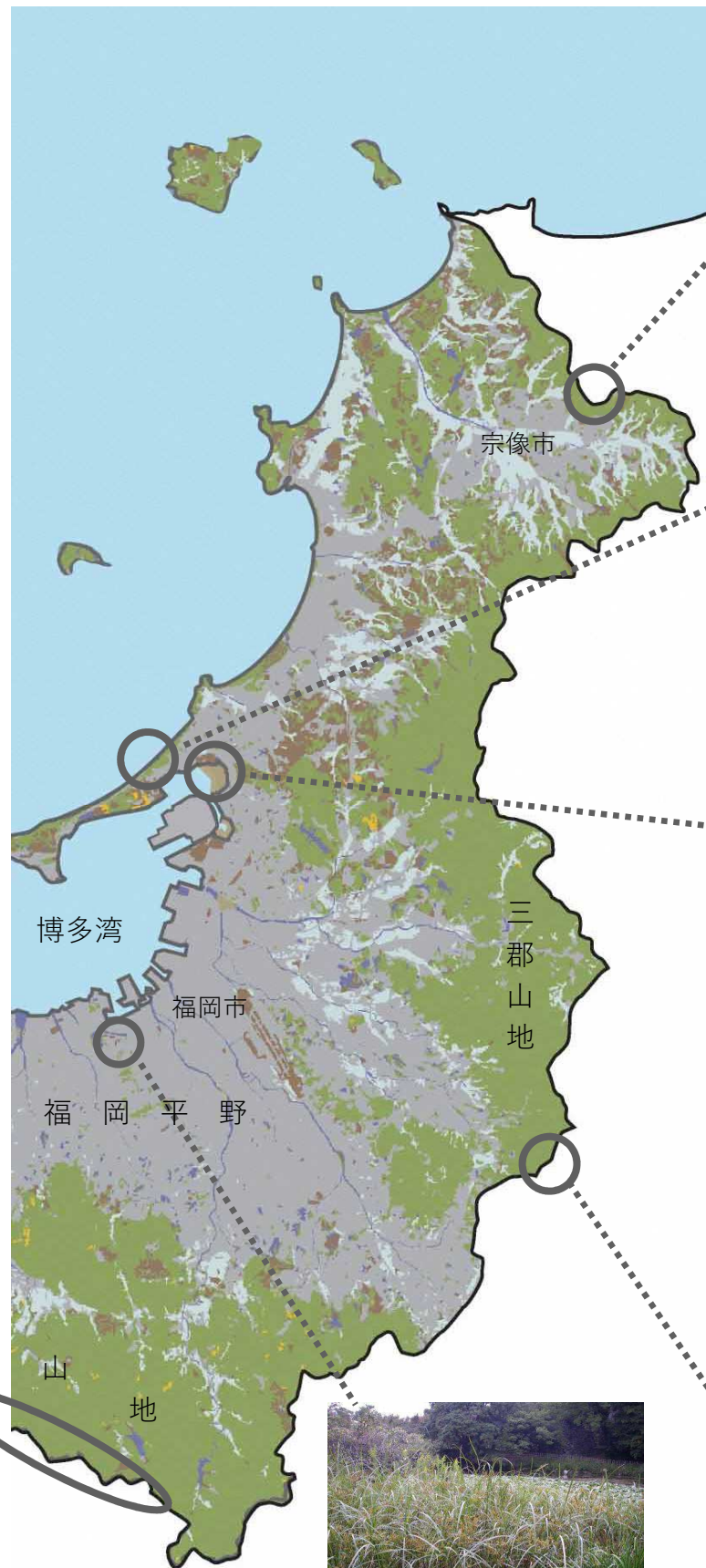
ハマボウ



脊振山地のブナ林

大潮の満潮時には潮につかる場所に生育する樹木です。糸島市の泉川河口には大きな群落があります。他に今津干潟などにも生育しています。

脊振山地には、脊振山、金山などの標高約 800m 以上の尾根筋にブナ林が残されています。それより標高の低い地域にはアカガシ林などがみられます。



城山の照葉樹林

スダジイ、ウラジロガシなどの大木が生育する自然林で、場所によってはムクロジ、イチイガシ、イスノキなどもみられます。また、城山は甲虫類の宝庫で、過去に1,000種以上の記録があります。



カワラハンミョウ

ハンミョウ科の甲虫で、筑前海に面した砂丘地帯に生息しています。筑前海沿岸に広くみられる砂丘や砂浜には、特殊な環境に適応した様々な生物がみられます。



和白干潟

和白干潟や近隣の多々良川河口干潟では、シギ・チドリ類などの渡り鳥、カニなどの甲殻類、貝類、ゴカイ類、ハマツナなどの塩沼地植物がみられるほか、様々な魚類の繁殖地としても重要です。



ハカタスジシマドジョウ

本県の固有亜種で、博多湾に流入する河川の中下流域にのみ分布しています。河川敷に植物が豊富な場所に生息しますが、河川改修の影響で個体数が減少しています。



福岡城堀のツクシオオガヤツリ

1906年に世界で初めて、福岡城堀で発見された植物です。他に古賀市の千鳥ヶ池、室見川などにも生育しています。



宝満山のモミ林

モミなどの大木が生育する自然林です。他にアカガシ、シキミ、ハイノキなどもみられます。古代から「神の山」として知られ、自然林が守られてきました。山中には修験道の跡がみられます。

④ 筑後流域圏の自然と生物

■ 筑後平野・クリークの生物



ニセマツカサガイ

筑後平野のクリークや河川には様々な種類のタナゴ類が生息していますが、タナゴ類の産卵場所となるのがヌマガイやイシガイ、ニセマツカサガイなどの二枚貝です。これら二枚貝は植物プランクトンをろ過して食べており、水をきれいに保つ役割も担っています。



セキシウモ



カワバタモロコ

筑後平野の南部にはクリークと呼ばれる農業用の水路が網の目のように張り巡らされています。クリークには、カワバタモロコやセボシタビラなど、この地域を特徴づける魚が多く生息しているほか、セキシウモなどの水草も生育しています。

■ 有明海とその流入河川下流域の生物



ムツゴロウ



ヤベガワモチ



アリアケヒメシラウオ



エツ

有明海とその流入河川下流域（汽水域）には、エツ、ムツゴロウ、ヤマノカミ、ハラグクレチゴガニ、ヤベガワモチといった日本ではここだけにしか生息していない生物や、アリアケヒメシラウオのように世界中でもここだけにしか生息していない生物が数多くみられます。



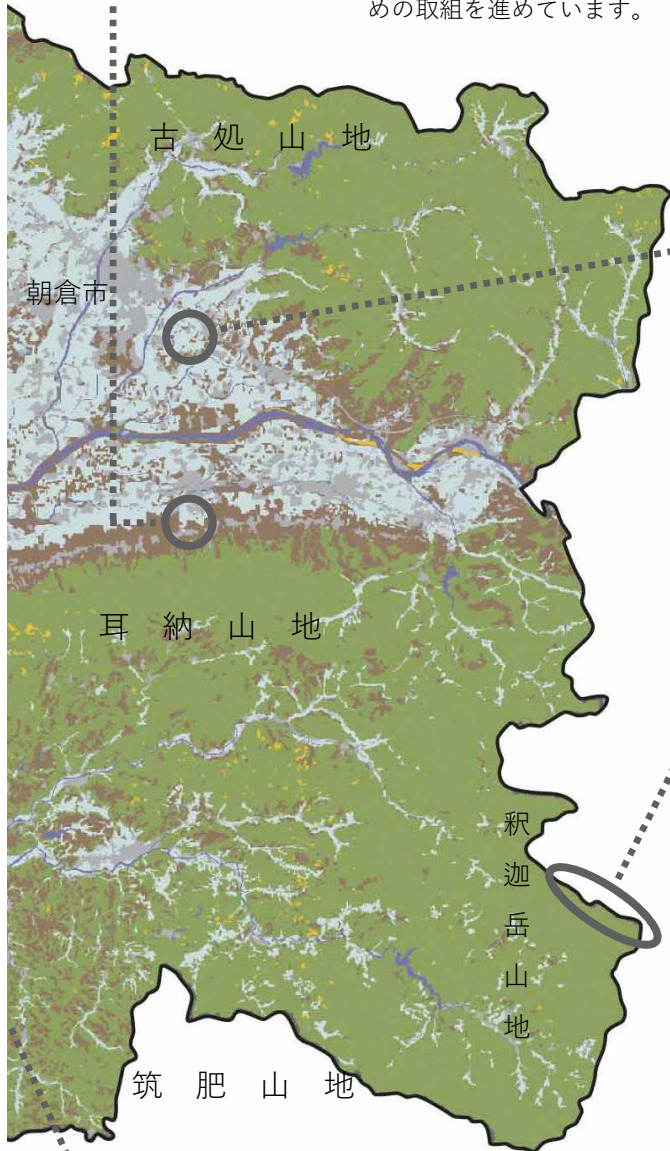
シチメンソウ

海岸や河口の満潮時には海水につかる場所に生育する一年草です。北九州市で採集された標本をもとに学名がつけられましたが、その後豊前海沿岸のものは絶滅しました。県内の有明海沿岸では、2010（平成22）年に柳川市の河口域に生育していることがわかりました。



ヒナモロコ

国内では久留米市田主丸町の用水路にだけみられる魚です。雑食性で水生小動物や付着藻類などを食べます。地元住民や県が中心となって保護のための取組を進めています。



スイゼンジノリ

かつては熊本市内などにも自生していましたが、現在では朝倉市の黄金川で養殖されているものが全国でも唯一の生育地となっています。藍藻の一種で、湧き水がみられる水のとてもきれいな場所ではしか生育できません。



釈迦岳～御前岳のブナ林

林床にスズタケを伴うブナ林が残されています。ハリモミ、ユキザサなどの植物もみられます。



八女地方の棚田

八女地方には広く棚田がみられます。棚田はこの地域の文化的景観として、また、生物の生息・生育の場としても重要であり、保全のための取組も始められています。



高良山の照葉樹林

ツブラジイなどが生育する自然林です。着生植物やコウラカナワラビなどのシダ類が豊富です。また、鳥類や昆虫類などの動物の種類も多く、久留米市近郊に残された貴重な自然です。

3. 人と自然の関わりの歴史

本県を中心とする北部九州は日本列島で初めて水稲栽培が始まった地域であり、そこにみられる自然は古くから人々の営みの影響を大きく受けてきました。

一方で比較的持続可能な自然の利用がなされたため、恵まれた自然環境と相まって、瀬戸内海沿岸などに広くみられた「はげ山」はあまり形成されないなど、近年まで豊かな自然と多様な生物相を維持してきました。

以下では、人と自然の関わりの歴史について、時代ごとにみることにします。

■旧石器時代（約3万5000年前～約1万3000年前）

- 約2万年前の最終氷期の最寒冷期には100m以上海面が低下し、大陸と陸続きに近い状態になる。
- チョウセンゴヨウやトウヒ、カラマツなど広く亜寒帯性の森林に覆われる。
- 人々はナウマンゾウやオオツノジカなどの獲物を求めて移動生活を送る。

■縄文時代（約1万3000年前～約2700年前）

- 1万3000年前頃から気候が温暖になり、多様な食物資源の確保が可能になる。これらを貯蔵することによって食料を安定的に確保できるようになったため、人々が定住生活を始める。
- 人々はイノシシやシカなどの哺乳類を捕らえる狩猟、魚類・貝類などを捕る漁労、ドングリや山菜などの採集をして暮らす。縄文時代後晩期には、雑穀や豆類の栽培も始められていた可能性が高い。
- あらゆる自然物や自然現象に魂や霊が宿っているという考え方（アニミズム）が浸透し、祭祀や呪術による自然崇拜が盛んに行われていたとされる。

■弥生時代（約2700年前～3世紀中頃）

- 約2700年前より、大陸から稲作技術をもった人々が移り住むようになり、本県を中心とした北部九州から日本の水稲耕作が始まる。
- 水稲耕作のため、低湿地を中心に、それまで森林やヨシ原であった場所が開墾され、農地としての利用が始まる。
- 人口増加などによって燃料や用材としての木材の需要が高まって森林の伐採頻度が増し、次第に森林植生の質が変化する（アカマツ林の増加など）。
- 一ノ口遺跡や津古土取遺跡（小郡市）の貯蔵穴からは、キジやイノシシなどの骨や、河川などに生息するカワニナ、マルタニシ、マツカサガイ、オオタニシなどの貝類などが出土している。また、海に生息するアサリ、カキ、オキシジミ、ウミナナ、ボサツガイ、レイシ、ヘナタリ、サンゴなども出土しており、有明海や玄界灘などの海辺の地域との交流もあったとされている。

■古墳時代～安土桃山時代（3世紀中頃～16世紀）

- 人口の増加と大規模な木造建造物の建設などにより、木材需要が更に高まり、照葉樹林の減少とアカマツ林の増加がみられる。
- 生物本来の生息・生育場所が減少する一方で、低湿地性の種では水田やため池、クリークなど、草原性の種では二次草原などの二次的な自然がこれらの種の新たな生息・生育場所となる。

■江戸時代（17世紀～19世紀中頃）

- 農地の拡大や生産性向上のため、治水・利水工事、干潟の大規模な干拓などによる新田開発の推進、ため池やクリークの築造が行われるとともに、草地が拡大する。
- 狩猟が制限されたため、シカやイノシシが増加し、農業被害が増える。
- 貨幣経済が進展し、生活物資の広域的な移動や商品作物の栽培が盛んになる。県内ではアブラナやハゼノキが油料植物として広く栽培されるようになる。

■近代前期（19世紀中頃～20世紀中頃）

- 洞海湾沿岸などでは工業地帯が形成され、埋立てが行われる。
- エネルギー需要が増大し、石炭などの化石燃料が利用されるようになるとともに、水力発電のためのダムが建設される。
- 狩猟規制の緩和により、シカやイノシシなどの中・大型哺乳類は急速に減少。オオカミやカワウソ、カモシカは絶滅する。
- 化学肥料が使われるようになり、昭和の初年には有機質肥料の消費を上回る。このため、緑肥などの供給地であった二次草原の利用価値が低下し、次第に面積が縮小する。
- 海外との交易が盛んになり、植物を中心に外来種が定着する。

■近代後期（20世紀中頃～1970年代）

- 1950年代後半以降、エネルギー需要の多くが化石燃料でまかなわれるようになり、薪炭需要が急速に減少する。
- 薪炭需要の低下に伴って利用価値の下がった広葉樹林を中心に、スギやヒノキなどの拡大造林が進められる。
- 県内の森林は人工林の割合が高くなるとともに、残された二次林では、松くい虫被害等によるアカマツ林の減少、遷移の進行による照葉樹林の増加などの変化がみられる。
- 都市化の進展により、農林地の市街地への転用が進む。
- 生活排水や工場排水、農業排水などの流入により、水域の富栄養化が進む。
- 農薬や化学肥料の利用が増える。
- 河川では、ダムの建設、河川改修などの改変が大きく進む。

- 海域では、埋立てや干拓、海底陥没により、干潟面積が大きく減少したほか、海域及び陸域の様々な開発などの人間活動、乱獲、気候変動などによって環境が大きく変化する。

■近代後期（1980～1990年代）

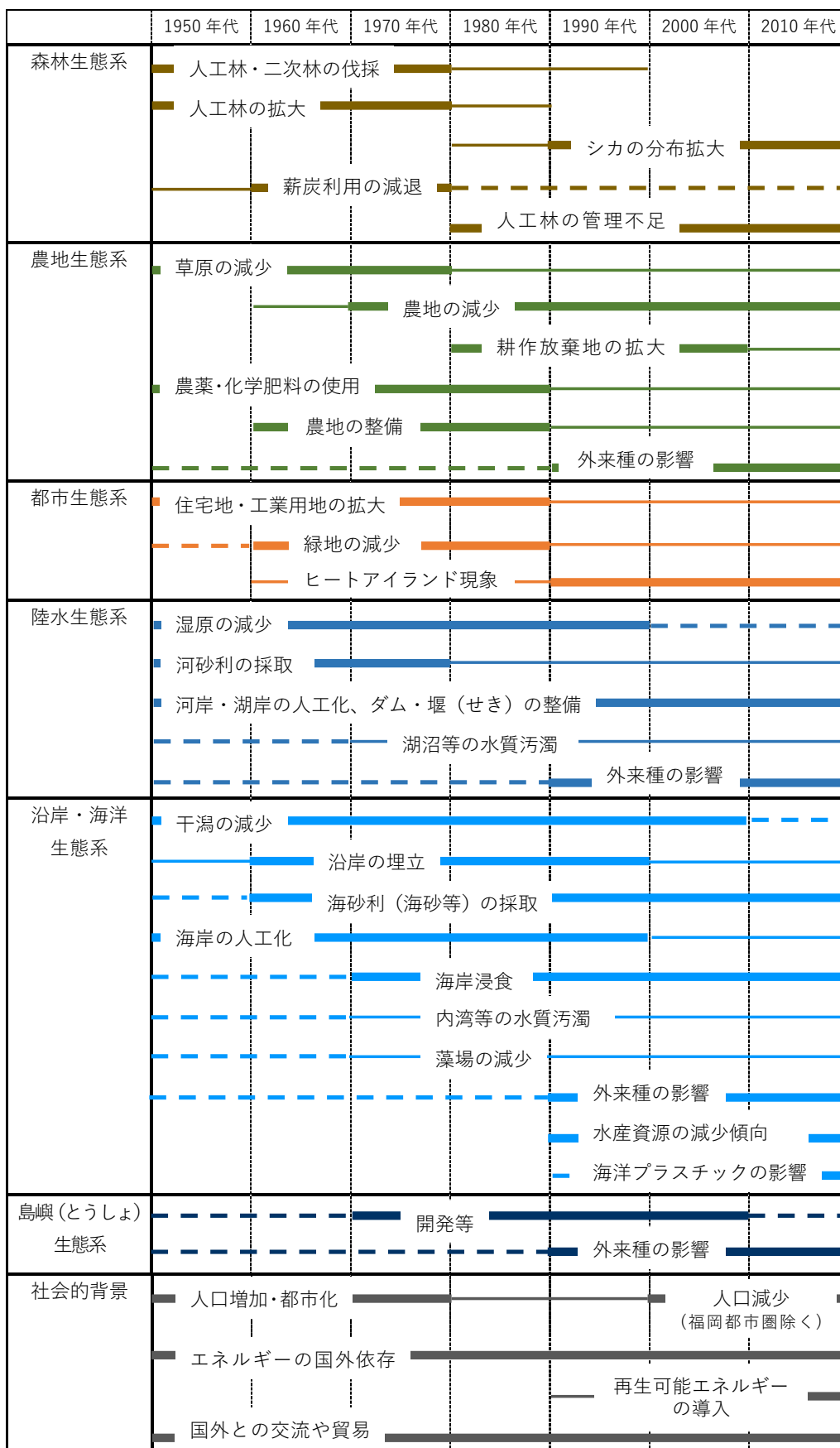
- 農業を取り巻く環境の変化に伴い、耕作放棄地が大きく増える。
- ほ場整備、農業用水路（クレーク等）の整備が進む。
- 人工林では、間伐遅れなどの管理不足が目立つようになる。
- 温暖化や狩猟圧の低下などのため、近代前期に大きく減少したシカやイノシシが1980年頃から増加しはじめ、農林業被害が多くなるとともに、森林植生の衰退が懸念される状態になる。
- 様々な分類群の外来種が定着し、生態系への影響が顕在化する。

■現代（2000年以降）

- CO₂ 吸収源対策や水源涵養機能の維持・増進などを目的に、間伐や再造林などの森林整備が進む。
- 気象災害の激甚化に伴い水害や土砂災害が頻発し、各地で河川の復旧・改修や法面の保護工事などが行われている。
- 侵略的外来種の繁殖・定着が進み、在来種の生息地や餌場などが奪われ、絶滅の危機に瀕する在来種が増加する。
- 環境中で分解されるのに時間がかかるプラスチック（ペットボトル、ビニール袋など）や漁具、発泡スチロールなどが海洋中に放出される「海洋プラスチック問題」が深刻になる。
- 自然環境の開発、改変により野生生物と人間の距離が近付いたことで、鳥インフルエンザやダニ媒介脳炎などの様々な人獣共通感染症が発生する懸念が高まる。

1950年代以降の人の影響による各生態系の変化

凡例： **■** 影響力等の拡大・高水準での継続 **—** 影響力等の継続 **- - -** データ不足



出典：生物多様性総合評価報告書（環境省）を本県の状況に合わせて一部改変

4. 本県の自然が育んだ文化

(1) 食文化

本県は、豊かな水と肥沃な土地に恵まれ、米や小麦をはじめとするさまざまな農産物が生産されてきました。中でも、小麦を使用する郷土料理が数多くあります。これは、小麦の生産が盛んであることと、農作業の合間に食べられる小麦を使った軽食やお菓子が各地で作られてきたためと考えられます。代表的なものとして、筑後地域に古くから伝わる水で溶いた小麦粉を薄焼きにして黒砂糖を包んで食べる「ふなやき」や、北九州地域の郷土菓子である「みとり饅頭」などがあります。

陸地では、気候や土壤に適した野菜の栽培や品種改良が行われ、地方品種の野菜が生産されてきました。代表的なものとして、日本最古のかぼちゃといわれる豊前市の三毛門かぼちゃや、博多雑煮に欠かせないかつお菜などがあります。森林からは、山菜や木の実など豊かな山の恵みを受けて生活をしてきました。

また、本県は干潟や藻場、岩礁など多様な環境をもつ三つの海に接し、筑後川や矢部川などの多くの河川を有していることから、数えきれないほど多種多様な魚介類や海藻類が獲られ、私たちの食卓を賑わせてきました。

後日写真追加予定

後日写真追加予定

後日写真追加予定

(2) 木工

本県には、高い木工技術で作られる伝統的な木工製品が数多く残されています。特に、木工や家具のまちとして有名な大川市には、県内外から木工製品を求めて多くの買物客や観光客が訪れています。

大川市は、筑後川上流の木材の産地・日田から筏に組んで川を下ってくる木材の集積場として、古くから造船業や木材加工業が発達し、江戸時代後期から木工や家具のまちとして発展してきました。中でも、福岡県知事指定特産工芸品に指定されている「大川組子」は、約300年の歴史を誇る美しさと緻密さを兼ね備えた大川市を代表する木工製品です。

また、国指定伝統的工芸品に指定されている八女市の「八女福島仏壇」は、スギ・ヒノキ・ヒバ・ホオノキなどの厳選された木材を使用し、江戸時代から現代まで受け継がれてきた木工技術をはじめとした様々な伝統的技術や技法を重ね合わせて作りあげられています。

その他にも、福岡県知事指定特産工芸品に指定されている九州を代表する木製玩具である「きじ車（みやま市）」や、ご飯のおひつやお弁当箱として使われている「博多曲物（福岡市）」などの木工製品は人々の暮らしを豊かにしてきました。

木工製品を作るためには、質の高い木材が必要となりますが、素材となるスギやヒノキは植林から伐採まで40～60年程度かかります。そこで、福岡・大川家具工業会では成長の早いセンダンに着目し、広葉樹林化を目指した「SENDAN ブランド」を立ち上げ、持続可能なサイクル（センダンサイクル）の構築を目指しています。センダンは、植林後約15～20年程度で伐採が可能のため、林業の活性化にも繋がります。



大川組子（大川市）

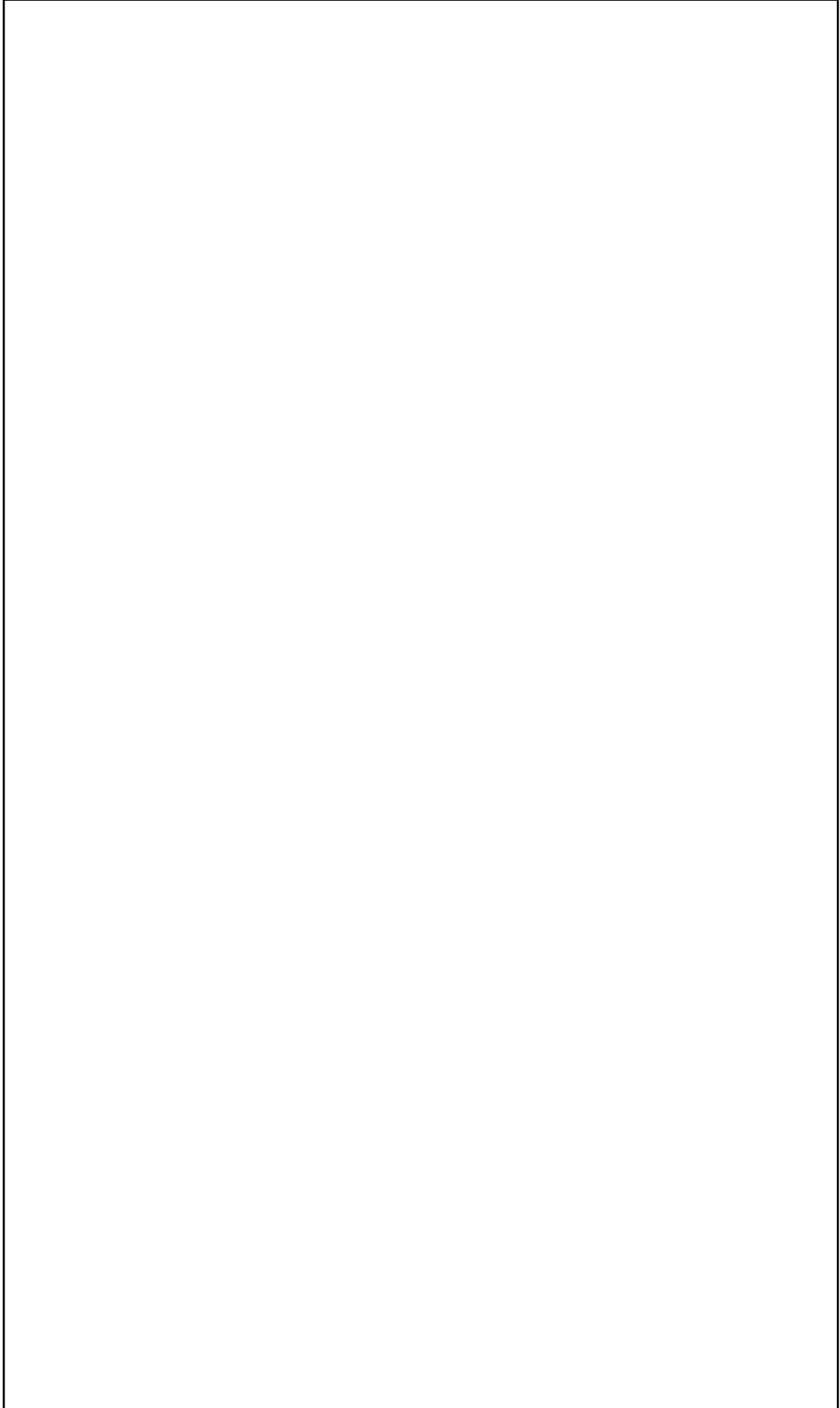


きじ車（みやま市）



博多曲物（福岡市）

(3) 伝統的漁法



(4) 棚田による伝統的農業

棚田とは、山の斜面や谷間の傾斜地に階段状に作られた水田のことで、水稻を中心に栽培されてきました。本県には、「日本の棚田百選（農林水産省）」に選定されている棚田が4箇所あります。

棚田は、水田として農作物（主に米）を生産できるほか、多種多様な動植物の住処にもなっており、生物多様性保全の観点から見ても重要な拠点です。その他にも、棚田を適正に管理することで土砂崩れの防止や観光の促進等に繋がる地域の重要な資源です。

一方、近年は少子高齢化等に伴う後継者不足や野生鳥獣による農作物被害の増加などを受け、棚田内の耕作放棄地が増加しているという課題もあります。

本県では、このような課題の解決と棚田を核とした棚田地域の振興に向けて、「福岡県棚田地域振興計画」を策定し、多様な生物とその生息環境を維持するためにも、棚田保全の取組を進めています。

本県を代表する棚田（A：所在市町村名 B：説明）



出典：八女市 HP
<https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/11/h1/3/1499043088651.html>

【広内・上原地区棚田】

- A：八女市
B：棚田の枚数は425枚、耕作面積は約12.6haで、開発起源は江戸時代ともいわれています。2012（平成24）年に発生した九州北部豪雨で甚大な被害を受けましたが、保存会やボランティアなどの尽力により、徐々に復興しています。



出典：福岡県観光連盟提供

【つづら棚田】

- A：うきは市
B：棚田の枚数は約300枚、耕作面積は6haで、開発起源は室町時代頃といわれています。棚田オーナー制度の活用や彼岸花めぐりなどのイベント開催をとおり、棚田の存続に努めています。



出典：東峰村農林観光課提供

【竹】

- A：東峰村
B：棚田の枚数は約400枚、耕作面積は12haで、開発起源は約400年前といわれています。稲刈りが終了する秋ごろに「棚田CAMP」や「棚田ライトアップ」を開催し、売り上げの一部を棚田の景観保全につなげるなど、棚田の存続に努めています。

(5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術

人々は、河川を農業や生活に利用するため、様々な治水・利水技術を生み出してきました。その中でも、本県には技術的に優れた治水・利水に関する遺跡が多数残されています。

「疏水百選（農林水産省）」や「日本遺産（文化庁）」にも選定されている裂田溝（那珂川市）は、720年に成立した「日本書紀」の中にも記されている人工用水路で、日本最古の用水路として知られています。

また、「世界かんがい施設遺跡（国際かんがい排水委員会）」にも登録されている山田堰・堀川用水・水車群（朝倉市）は、17世紀後半から現在に至るまでその形を大きく変えずに稼働し続けており、人々の食卓や水田の生物多様性を支えています。山田堰の治水・利水技術は、中村哲医師によりアフガニスタンで同様の原理を持った堰の建築が行われたことで、世界中から注目されています。

本県の主な治水・利水技術（A：所在市町村名 B：説明）



出典：福岡県だより（平成30年5月号）

【裂田溝（さくたのうなで）】

A：那珂川市

B：日本書紀の中にも記されている、全長約5.5kmの農業用水路で、現在でも活躍しています。水路脇には裂田溝公園が作られており、市民の憩いの場にもなっています。



【山田堰】

A：朝倉市

B：1663年に原型が作られ、現在の総石張りの形となったのは1790年です。日本で唯一の石張堰であり、文化的にも非常に高い価値を有しています。



出典：福岡県観光連盟提供

【柳川の掘割】

A：柳川市

B：柳川市には、地面を掘って作った水路である「掘割」が市内を縦横にめぐっており、農業用水や生活用水として使用されてきました。また、掘割の際に出た土は住宅を建てるための土盛りに利用されるなど、地域の生活を支えるための重要な資源となっていました。

その他にも大雨時には掘割の水を排水することで治水にも繋がっています。

(6) まつり・伝統芸能

日本は、生きとし生けるものが一体となった自然観を有しており、自然を尊重し、自然と共生することを通じ、豊かな感性や美意識をつちかい、多様な文化を形成してきました。これらは、現在では、地域固有のまつりや伝統芸能として県内各地で伝承されています。

毎年秋に筥崎宮（福岡市）で催される「放生会（ほうじょうや）」は、千年以上前から続いている本県を代表する伝統行事です。放生会とは仏教の殺生戒に基づき、捕獲した魚や鳥などを池川山林に放って殺生を戒める儀式のことで、筥崎宮の放生会は万物の生命を慈しむとともに、秋の実りに感謝するお祭りでもあります。

志賀島にある志賀海神社（福岡市）で催される「山ほめ祭」は、山を育むことで豊かな海の恵みが生まれるという考えのもとに、志賀海神社の背後にある志賀三山（勝山、衣笠山、御笠山）の山々を「あーら良い山、茂った山」と褒めたたえ、山と大地と海の恵みに感謝を捧げるお祭りです。

全国に1か所しかない鮭神社（嘉麻市）で催される「献鮭祭（けんけいさい）」は、その年に遠賀川でとれた鮭を神の使いとして境内の鮭塚に奉納し、五穀豊穡や無病息災を祈るお祭りです。現在は、毎年遠賀川で鮭の稚魚の放流が行われており、冬には遡上する鮭の姿が確認されています。

松尾山三社神社（築上郡上毛町）で催される「松尾山のお田植祭」は、室町時代から800年続く伝統的なお祭りです。お田植祭とは、農作業の工程を模擬的に演じて五穀豊穡などを祈る神事であり、「松尾山のお田植祭」では水溜め、畦塗り、田打ち、代かき、種子蒔き、田草取りに色衆楽（いろしのがく）を含めた7つが継承されています。

このように、人々は生物多様性から生み出される豊かな自然の恵みに感謝するとともに、将来にわたり享受できることを願い、祭事や神事として神様に奉納してきました。しかし、近年は自然とのかかわりが薄れたことによる自然観の変化や、過疎化・継承者不足などにより失われつつあるまつりや伝統芸能も数多くあり、各地で懸命な保存・継承活動が行われています。



放生会（福岡市）

出典：筥崎宮 HP
<https://www.hakozakigu.or.jp/omatsuri/houjoya/>



山ほめ祭（福岡市）

出典：福岡市の文化財
https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_properties/detail/item_id:101211



献鮭祭（嘉麻市）

出典：嘉麻市観光ポータル
<http://www.e-kama.net/event/%E7%8C%AE%E9%AE%AD%E7%A5%AD/>



**松尾山のお田植祭
（築上郡上毛町）**

出典：上毛町 HP
<https://www.town.koge.lg.jp/soshiki/kyoiku/6/3155.html>

(7) 信仰

本県は、多くの生物が生息・生育する自然豊かな地域であるとともに、台風と梅雨前線の影響を強く受け、災害の多い地方でもあります。

このような豊かで荒々しい自然に対して、古来より人々は畏敬の念を抱き、信仰の対象としてきました。信仰の対象とされた自然は、意識的に保護され、現在でも自然の宝庫として貴重な存在です。

信仰の対象 (A：主な信仰の地 B：説明)



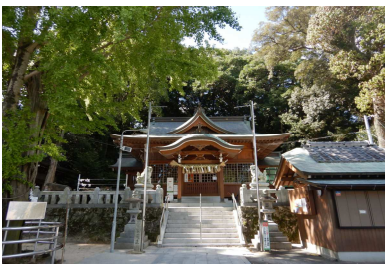
出典：一般社団法人 田川広域観光協会提供

【山岳信仰】

A：福智山、宝満山、英彦山

B：筑豊地方周辺の福智山地、三郡山地、英彦山山地のそれぞれの主峰である福智山、宝満山、英彦山は、平安時代から修験道とよばれる神仏習合の山岳信仰の霊域として、自然が保護されてきました。

例えば、1642（寛永19）年の英彦山法度には、聖域での米・麦などの五穀栽培が禁じられ、幕末まで厳守されてきました。また、樹木を勝手に伐ることも禁制となっていました。



【鎮守の森】

A：県内各地の神社等

B：鎮守の森とは、神社等に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のことです。古来より人々は、信仰の対象となる森に社を設け、保護してきました。このような森林は、寺院にもみられ、合わせて社寺林と呼ばれています。社寺林は、周辺の森林が減少するなかで、古からの植生が残された場所として重要です。



出典：福岡県観光連盟提供

【沖ノ島】

A：沖ノ島（宗像市）

B：沖ノ島は、玄界灘に浮かぶ孤島で、島の内部は太古の自然が残る原生林と巨岩群からなる周囲4km足らずの無人島です。

古来より神域とされていたため九州本土とは長い間隔離されており、さらに暖流である対馬海流の影響を受けているため、タブノキ原生林が鬱蒼と茂り、ピロウなどの亜熱帯性植物の自生北限地として今も手付かずの自然が残っています。



コラム 6

(作成中)

中表紙

第3章 福岡県の生物多様性と生態系の現状と課題..... 57

1. 生物多様性の現状と課題.....58

- (1) 絶滅危惧種 58
- (2) 保護区と生態系ネットワーク 63
- (3) 野生鳥獣 67
- (4) 外来種 69
- (5) 地球環境の変化..... 71
- (6) 人間活動の影響..... 74

2. 生態系別の現状と課題.....76

- (1) 森林生態系 76
- (2) 農地生態系 80
- (3) 都市生態系 84
- (4) 陸水生態系 86
- (5) 沿岸・海洋生態系..... 88

3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題.....92

- (1) 多様な主体による活動..... 92
- (2) 情報整備と科学的知見の蓄積..... 95

1. 生物多様性の現状と課題

(1) 絶滅危惧種

① 生物種

■現状

「福岡県レッドデータブック 2011」及び「福岡県レッドデータブック 2014」において絶滅危惧種等として記載されている種の数下表のとおりです。

「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因を記載しています。これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、哺乳類ではアライグマ（外来種）の生息域拡大による在来哺乳類との競合、鳥類では気候変動や野鳥観察者の増加・接近、爬虫類、両生類では水辺環境の変化、昆虫類では人為的・自然的影響による生息環境の悪化などを挙げています。

なお、「福岡県レッドデータブック」は現在改訂中であり、2024（令和6）年度中の発刊を予定しています。

福岡県レッドデータブック記載種のカテゴリー別種数

	県内確認種数 ^{注1)} (①)	福岡県レッドデータブック カテゴリー					絶滅・絶滅危惧種の割合 (%) (②+③) / ①
		絶滅 (②)	絶滅危惧 (③)	準絶滅危惧	情報不足	合計	
維管束植物 ^{注2)}	約2,000種 ^{注3)}	39	507	39	21	606	27.3
その他植物 ^{注2)}	－	1	16	12	10	39	－
哺乳類	44種	4	8	10	2	24	27.3
鳥類	364種	2	46	38	4	90	13.2
爬虫類	16種	0	3	3	1	7	18.8
両生類	16種	0	7	4	0	11	43.8
魚類	－	2	35	28	17	82	－
昆虫類	－	6	229	126	56	417	－
貝類	－	2	141	90	45	278	－
甲殻類その他	737種	0	17	18	10	45	2.3
クモ形類等	－	0	1	5	6	12	－
合計	－	56	1,010	373	172	1,611	－

：「福岡県レッドデータブック 2014」

：「福岡県レッドデータブック 2011」

注1) 県内確認種数の出典は以下のとおりです。哺乳類・鳥類：『福岡県レッドデータブック 2011』、維管束植物：『福岡県レッドデータブック 2001』、その他：『福岡県レッドデータブック 2014』

注2) 「維管束植物」とは、種子植物とシダ植物のことで、「その他植物」とは、蘚苔（せんたい）類、藻類、地衣類、菌類のことを指します。

注3) 『福岡県レッドデータブック 2001』では約 2,300 種とされていますが、ここではそこから外来種を除いた種数を示しています。

生息・生育環境別確認種数は下表のとおりです。県土面積に占める面積割合としては少ない草原や湿地・池、河口・干潟、海岸、山地森林で多くの種が選定されていることがわかります。

福岡県レッドデータブック記載種の生息・生育環境別確認種数

	福岡県レッドデータブック カテゴリー					
	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足	合計	割合 (%)
山地森林	11	293	78	39	421	26.1
低地森林	6	126	49	21	202	12.5
草原	8	111	23	7	149	9.2
湿原・池	16	158	32	17	223	13.8
水田・水路	6	49	23	2	80	5.0
河川	4	54	34	14	106	6.6
河口・干潟	1	88	49	11	149	9.2
海岸	3	50	18	12	83	5.2
海域	1	66	62	47	176	10.9
その他	0	15	5	2	22	1.4
合計	56	1,010	373	172	1,611	100.0

出典：福岡県レッドデータブック 2011,2014（福岡県）をもとに作成
https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdfs/search_category

課題

- レッドデータブック掲載種の周知と公共事業における配慮
- レッドデータブック掲載種の分布状況の把握とモニタリング
- 順応的管理に基づく生息域内保全の推進及び生息域外保全体制の確立



アケボノスミレ

北九州市門司区の山地に数十株現存しますが、園芸用採取で個体数が減少した上に、常緑樹の生長繁茂により暗くなり、未開化の花が多い状況です。



コノハズク

英彦山周辺に繁殖地がありましたが、台風による倒木の影響などにより2003（平成15）年以降は観察例がほとんどありません。



コマドリ

英彦山周辺に生息適地がありますが、近年はニホンジカによる林床植生の食害やクマイザサの伐採などによる影響が危惧されています。



国内の確実な生息地は筑後川のみ希少なカニですが、2004（平成16）年以降は採取記録がありません。



筑後川・矢部川などの汽水域に生息していますが、汽水区間を縮小させる河口堰などの構造物による影響が危惧されています。



うきは市のごく一部のみで生息しています。分布がごく狭い範囲に限定されており、生息環境が悪化すると絶滅のおそれがあります。

② 植物群落

■現状

「福岡県レッドデータブック 2011」において記載されている植物群落の数は下表のとおりです。

「福岡県レッドデータブック 2011」における植物群落の危機要因は、多い順に自然災害（25 群落）、遷移進行（20 群落）、海岸開発（17 群落）、河川開発（15 群落）となっています。「福岡県レッドデータブック 2001」では取り上げられていなかった危機要因には、シカの増加があり、これに該当する群落には、ブナ群落など 9 群落があります。

■課題

- ▶ レッドデータブック掲載群落の周知と公共事業における配慮
- ▶ レッドデータブック掲載群落の分布情報の把握とモニタリング

福岡県レッドデータブック記載植物群落のカテゴリー別群落数

	福岡県レッドデータブック カテゴリー ^{注1)}				
	I	II	III	IV	合計
植物群落	13	28	32	16	89

出典：福岡県の希少野生生物（福岡県）をもとに作成

https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdbsearch_category

注1) 各カテゴリーの定義は以下のとおりです。

- ・カテゴリーⅠ：緊急に対策必要（緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する）
- ・カテゴリーⅡ：対策必要（対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する）
- ・カテゴリーⅢ：破壊の危機（現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危機が大きい）
- ・カテゴリーⅣ：要注意（当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要）

植物群落の立地環境別群落数は下表のとおりです。県土面積に占める面積割合としては少ない海岸、湿原・池、河口・干潟にみられる群落が、記載されている群落の約 4 割を占め、特にこのような場所に成立する植物群落が危機的な状況にあることがわかります。

福岡県レッドデータブック記載植物群落の立地環境別群落数

	福岡県レッドデータブック カテゴリー					
	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	その他	合計	割合 (%)
山地森林	2	4	15	5	26	29.2
低地森林	1	3	8	3	15	16.9
草原		1	2		3	3.4
湿原・池	6	6	1		13	14.6
水田・水路					0	0.0
河川		3	1	1	5	5.6
河口・干潟	3	6	2		11	12.4
海岸	1	5	2	7	15	16.9
海域			1		1	1.1
その他					0	0.0
合計	13	28	32	16	89	

出典：福岡県の希少野生生物（福岡県）をもとに作成

https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdbsearch_category



アカマツ群落

かつては薪炭林として日常生活に利用されていましたが、薪炭の利用減少と広葉樹の成長の影響を受け、ほとんど姿を消しています。



ハマサジ群落

円礫（えんれき）を含む砂泥地に生育していることが多いですが、河川改修や埋め立てなどの影響を受け、消失が危惧されています。



オオミズゴケ群落

豊前市や築上町などに生育していますが、園芸用の採取や踏みつけ、湿地の富栄養化などにより群生地が縮小しています。

③ 希少な野生動植物を保護するための施策

■現状

国では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（または亜種・変種）を「国内希少野生動植物種」に指定しており、2021（令和3）年1月4日時点で395種が指定されています。

「国内希少野生動植物種」に指定されると、個体の捕獲や譲渡し等が原則禁止となります。しかし、繁殖力や個体数などの特定要件を満たす場合、事前に届出を行った事業者による商業的取引が認められる「特定第一種国内希少野生動植物種」や、販売又は頒布（はんぷ）をする目的での捕獲、譲渡し等のみが規制される「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定される種もあります。

本県では、希少野生動植物種の保護により、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、2021（令和3）年5月1日に施行しました。また、同条例第8条に基づき「福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針」を策定し、特に保護が必要な20種については、同条例第9条に基づく「指定希少野生動植物種」に指定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行い、必要に応じて保護回復事業を実施することとしています。（詳細は資○ページ）

なお、指定希少野生動植物種の捕獲、所持、陳列・広告等には規制があり、罰則が適用される場合があります。

■課題

- 指定希少野生動植物種（20種）や規制内容についての周知
- 希少野生動植物種の生息・生育状況を踏まえた保護の推進

本県の指定希少野生動植物種（20種）

分類群	種名	分類群	種名
鳥類	ヨシゴイ	植物	ミスミソウ
	コアジサシ		キビトリシズカ
昆虫類	コバンムシ		ヤシャビシャク
	カワラハンミョウ		ミズスギナ
汽水・淡水魚類	セボシタビラ*		サワトラノオ
	ハカタスジシマドジョウ*		サギソウ
貝類	ミヤザキムシオイ		トキソウ
	ヤマボタル		オキナグサ
	オバエボシガイ		ムラサキ
	カタハガイ		ウスギワニグチソウ*

* セボシタビラ、ハカタスジシマドジョウ、ウスギワニグチソウは「国内希少野生動植物種」にも指定されています。

福岡県内で分布が確認されている国内希少野生動植物種（17種）

分類群	種名	分類群	種名
鳥類	ヘラシギ	汽水・淡水魚類	セボシタビラ
	カラフトアオアシシギ		ハカタスジシマドジョウ
	クロツラヘラサギ		アリアケヒメシラウオ
	チュウヒ		カワバタモロコ*
	クマタカ	植物	ハツシマラン
	ハヤブサ		ハナカズラ
	ヤイロチョウ		オニコナスビ
昆虫類	ベッコウトンボ		ウスギワニグチソウ
	タガメ*		

* タガメとカワバタモロコは、「特定第二種国内希少野生動植物種」です（その他の動植物種は「特定第一種国内希少野生動植物種」）。

(2) 保護区と生態系ネットワーク

① 保護区

■現状

県内の陸域・沿岸の一部は、生物多様性保全上重要な地域の一部は自然公園、福岡県自然環境保全地域、福岡県自然海浜保全地区、天然記念物等に指定され、自然環境が保護されています。

2020（令和2）年3月末時点で県内の自然公園は国立・国定・県立合わせて9か所あり、合計面積は88,101haです。これは、県土面積の約18%に当たります。

福岡県自然環境保全地域は4か所あり、合計面積は134.1haです。いずれも暖温帯に位置する照葉樹林または海岸低木林で構成されています。

福岡県自然海浜保全地区は3か所あり、海岸延長距離の合計は4.2kmです。これらの海岸には海岸林や干潟がみられ、その重要性から指定されています。

2021（令和3）年8月末時点の県内の天然記念物は合計282件登録されています。天然記念物は、文化財保護法または各自治体の文化財保護条例に基づいて指定されています。国の天然記念物に指定されたものは、文化庁長官の許可がなければ、採集したり、樹木を伐採したりできないなどの規制がかけられています。近年は、自然災害により天然記念物が被災するケースもあり、「平成29年7月九州北部豪雨」では国指定天然記念物である「久喜宮のキンメイチク（朝倉市）」の群生地に土石流が流れ込み、甚大な被害を受けました。

■課題

- 自然公園における生物多様性の適切な確保

県内の自然公園等

分類	名称	面積・ 海岸延長距離	中心地・位置
国立公園	瀬戸内海国立公園	46 ha	瀬戸内海
国定公園	北九州国定公園	8,107 ha	平尾台、皿倉山、福智山
	玄海国定公園	5,876 ha	玄界灘沿岸、立花山
	耶馬日田英彦山国定公園	8,269 ha	英彦山、犬ヶ岳、求菩提山
県立自然公園	筑豊県立自然公園	8,550 ha	蓑島、長井浜、香春岳
	太宰府県立自然公園	16,568 ha	太宰府、宝満山
	脊振雷山県立自然公園	8,171 ha	脊振山、雷山
	筑後川県立自然公園	14,690 ha	高良山、古処山、筑後川
	矢部川県立自然公園	17,830 ha	釈迦ヶ岳、霊巖寺、矢部川
福岡県自然環境 保全地域	猪野	15.2 ha	久猪野
	大島	10.7 ha	宗像市大島
	鳥屋山	15.7 ha	朝倉市佐田
	沖ノ島	92.5 ha	宗像市沖ノ島
福岡県自然海浜 保全地区	喜多久	1.2 km	北九州市門司区喜多久
	三毛門	2.0 km	豊前市沓川及び三毛門
	松江浦	1.0 km	豊前市松江

② 景観

■現状

多様な動植物の営みによって成り立つ自然景観は、人々にやすらぎや潤いを与えてくれます。しかし、近年は、耕作放棄地や荒廃林、空き家、竹林などの増加、開発による景観の変化などにより、本県の伝統的な里地・里山の自然景観は失われつつあります。

本県では、自然公園法に基づき、国定公園のうち特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区を「特別保護地区」、特別保護地区に準じ、風致を維持する必要が最も高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域を「第1種特別地域」に指定するなどして、優れた風景地を保護しています。同様に県立自然公園の一部においても特別地域を指定し、優れた景観を保護しています。

また、2004（平成16）年に公布された景観法に基づき、地域の個性を活かした景観整備を進めています。その取組の一つとして、市町村の枠を超えて景観特性が類似した地域で「広域連携」を組織しており、「京築広域景観計画」、「筑後川流域景観計画」、「矢部川流域景観計画」を策定し、各地の自然や歴史などと結びつけた景観資源の保全・活用を推進しています。その他にも、県内の15の市において景観計画が策定されています（2021（令和3）年3月31日時点）。

さらに、県や市町村、大学、NPO等の民間団体など、総合的な連携によって優れた地域づくりを目指す「福岡県美しいまちづくり協議会」を設置しています。美しい景観を次世代に継承するため、「ふくおか景観フェスタ」や「福岡県美しい景観選」を毎年開催し、県内の美しい景観を広く県民に発信するとともに、地域の魅力を再認識する契機としています。

■課題

- 自然公園における美しい景観・風景の維持
- 県民の景観保全意識の向上

後日掲載予定

③ 生態系ネットワーク

■現状

野生生物の多くは、1つのタイプの環境、つまり1つの生態系で一生を終えるのではなく、採食、休息、繁殖などの行動や季節に応じて、複数の異なる生態系を利用しています。また、1つの生態系に対して広大な面積を必要とする生物もいます。陸域と水域、森林と草原など、異なる生態系や環境が接する場所にはエコトーン（移行帯）が形成され、このような環境も多くの生物にとって重要な生息・生息地です。このような生態系や環境がネットワークとしてつながっていることを生態系ネットワークといいます。

しかし、近年、開発や護岸工事などに伴う生態系の分断やエコトーン帯の消失は、生物の生息・生育環境の縮小や移動経路の分断を引き起こしています。

森林では、これまでの様々な開発等により森林面積の縮小や生態系ネットワークの分断が生じています。特に地上徘徊性の小動物や、種子の散布能力の小さい植物の個体群の分断、森林の小面積化や林縁割合の増加に伴う森林性生物の生息・生育環境の悪化などの影響が懸念されています。

河川では、ダムや堰の建設及び護岸形状の単純化などにより生物の移動経路や個体群の分断がみられます。県では、河川や堰の改修などを行う際には必要に応じて魚道を設置し、水生生物が河川を遡上できるようにすることで河川の連続性の確保に努めています。

2018（平成30）年8月、遠賀川流域では、遠賀川河川事務所（国土交通省）、環境省、福岡県、流域の7市13町1村（21市町村）で構成する「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」が設置されました。協議会では、「遠賀川流域における生態系ネットワーク形成のためのアクションプラン」を策定し、河川の縦断的連続性の保全・再生、外来生物の駆除、森林や農地の保全・再生、多様な主体の連携促進などの取組を行動計画として定め、関係機関が一体となって遠賀川流域における生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。

■課題

- 生態系ネットワークに配慮（エコトーンを残す、魚道を設置する など）した公共事業等の推進
- 地域住民や住民団体・企業・行政などの多様な主体間の連携と協働の促進



コラム7 生態系ネットワーク

野生動物は、採餌場や繁殖地、生育場、休息場など、成長段階や季節に応じて、適切な環境を選び移動して生活しています。例えば、ヤマアカガエルは水田などの止水域に産卵しオタマジャクシになりますが、上陸した後は周辺の森林で生活します。ヘラシギという小型の水鳥は、ロシア北東部で繁殖し、秋になると日本を經由してはるか東南アジアまで移動して越冬します。また、一見動かないように思われる植物も、花粉を飛ばしたり種子を分散させるなどの移動を行うことで、次の世代に命をつないでいます。以下のイラストのように、多様な生物を育むためにはそれぞれの生物の生息・生育に不可欠な環境を核（コアエリア）として保全するのはもちろんのこと、それらの環境をつなぐ移動経路（コリドー）の確保も必要不可欠です。また、コアエリアとコリドーに対する外部からの影響を軽減するための緩衝帯（バッファゾーン）の配置も大切であり、これらの環境をまとめて生態系ネットワークと言います。

しかし、土地利用の変化や開発などによって、生態系の孤立やネットワークの分断が各地で生じています。開発と自然環境保全の調和を図りながら、緑地や水辺などの適切な配置によって生態系ネットワークを形成することが重要です。具体的な取組の例としては、開発に際して森林の伐採・分断を極力避ける、堰などによる河川の分断を解消する、森林－水田－水路－河川間の分断を解消する、干潟やため池などの環境保全を通して渡り鳥の休息・採餌場所を確保する、海域や沿岸域の環境保全を通してアカウミガメなどの回遊性の海洋生物の生息環境を確保する、などが挙げられます。



(3) 野生鳥獣

① シカ（ニホンジカ）

■現状

シカは、主に県中央部から東部にかけての古処山、英彦山、求菩提山を中心とした地域と県北部の犬鳴山を中心とした地域、県北東部の福知山地や県南東部の筑後川以南の地域に生息しています。2020（令和2）年度末時点のシカの生息数は約27,400頭と推定されており、分布域も拡大傾向にあります。

増えすぎたシカは、果樹や米、野菜などを食べ荒らしてしまうことから、県内各地で深刻な農林業被害を引き起こしており、2020（令和2）年度のシカによる農林業被害額は、約9千100万円にもなります。

このような状況を改善するため、本県では「福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画」を策定し、被害防除対策の実施や捕獲を推進した結果、被害額は、ピーク時である2010（平成22）年度の2億1,500万円から半減しました。捕獲されたシカは、県内の「ふくおかジビエの店」でジビエ料理として提供されているほか、新宮町では、シカの皮を有効活用して革製品の製造・販売を行い、地域おこしにつなげようという動きもみられます。

また、「福岡県レッドデータブック2011」によると、「シカの増加」が絶滅危惧要因となっている植物は24種にのぼり、そのうち12種では2001（平成13）年版のレッドデータブックよりも絶滅の危険度が上昇しています。

そこで、シカによる生態系への影響が深刻化している耶馬日田英彦山国立公園の英彦山及び犬ヶ岳地区では、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、シカの捕獲や防護柵の設置を行っています。自然植生に対するシカの採食圧を軽減することにより、絶滅危惧植物の保全と森林の再生を進め、耶馬日田英彦山国立公園の生態系の維持又は回復を図っています。

シカの生息数の増加や生息域の拡大の理由については、科学的に十分に検証されてはいませんが、狩猟者の減少、積雪量の減少による死亡率の低下、中山間地域の過疎化などにより生息適地である耕作放棄地の拡大など複数の要因が考えられています。

■課題

- シカの被害防除対策（防護柵の設置など）の実施
- 捕獲従事者の育成・確保
- 捕獲・狩猟したシカの利用用途や販路の拡大



ニホンジカ



シカによる植物への食害



ジビエ料理

② イノシシ

■現状

イノシシは、中山間地域を中心に県内のほぼ全域に生息しており、水稻や果樹類、タケノコなどを食べてしまいます。そのため、県内各地で深刻な農林業被害を引き起こしており、2020（令和2）年のイノシシによる農林業被害額は約3億3,000万円にもなります。また、近年は住宅地や市街地への出没も確認されており、人的被害も発生しています。

このような状況を改善するため、本県では「福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」を策定し、捕獲・狩猟による被害の軽減を図っており、捕獲頭数は2012（平成24）年以降増加傾向にあります。捕獲・狩猟されたイノシシは、各地域でジビエ料理として提供されているほか、糸島市では産学官連携事業として、食肉加工に加えて鞣し（なめし）や皮革製品の加工販売を通じて、鳥獣事業の新モデルの確立と多地域での連携展開を目指す取組などが行われています。

■課題

- 被害防除対策（防護柵や電気柵の設置など）の実施
- 捕獲従事者の育成・確保
- 捕獲・狩猟したイノシシの利用用途や販路の拡大

③ 人獣共通感染症

■現状

近年、世界的に人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）が流行し、社会問題となっています。人獣共通感染症は、農耕や都市拡大のために森林を切り開くなどの人間活動によって環境や生態系の破壊が進み、人と動物の適切な距離が保てなくなったことから、動物の感染症に対する抵抗力を持たない人にも伝播するようになったとされています。

これに対応するためには、「人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念のもと、人、動物、環境に関係する様々な問題の解決のために分野横断的に連携して取り組むというワンヘルスアプローチという考え方が重要となります。

本県では、2021（令和3）年1月、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、ワンヘルスの理念の浸透とワンヘルスアプローチの実践のための具体的な取組を進めています。

■課題

- ワンヘルスの理念の普及
- 人獣共通感染症対策、環境保護、人と動物の共生社会づくりなど、ワンヘルスアプローチに基づく取組の実践

(4) 外来種

外来種については、生態系に大きな影響を及ぼすものもみられ、また、一度定着すると駆除には多大な時間と労力を必要とします。このため、人々の外来種問題に対する認識を高めるとともに、外来種の持ち込みを防止し、侵入してしまった外来種についても適切な対策を推進していくことが必要です。

■現状

「福岡県侵略的外来種リスト 2018」には、本県に既に定着している、または定着のおそれがある侵略的外来種として 304 種類（植物 188 種類、動物 116 種類）が挙げられています。

哺乳類では、アライグマの生息域が急速に拡大しています。アライグマは雑食性のため、捕食・競合による在来種や生態系への影響が危惧されているほか、農業被害が深刻化しており、2020（令和2）年度の被害額は1,639万円を超えています。

魚類では、オオクチバス及びブルーギルが県内のほぼ全域に侵入しており、在来種や生態系に大きな影響を及ぼしています。また、タイリクバラタナゴの侵入により、広い地域でニッポンバラタナゴとの交雑が起きています。

クモ・サソリ類では、セアカゴケグモの生息域が福岡市と北九州市を中心とした周辺の市町村に広がっています。

昆虫類では、福岡市と北九州市においてヒアリ及びアカカミアリが発見されています。現在のところ、県内での定着には至っていませんが、海外からのコンテナ等に紛れて、再び県内に侵入するおそれがあります。また、北九州市では、2015（平成27）年にツマアカスズメバチの営巣が確認されています。本県では、2018（平成30）年7月に県民や事業者がヒアリやアカカミアリを発見した際の対処法などを細かく示した「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成し、定着や被害の未然防止に努めています。

植物では、外来水草であるブラジルチドメグサ及びミズヒマワリなどが県内に侵入し、分布域を広げています。また、法面などから逸出した外来植物により、競合する在来植物が減少しています。本県では、オオキンケイギク、アレチウリ、ブラジルチドメグサの3種について防除リーフレットを作成し、種の特徴や正しい駆除の方法を周知することで、拡散を防止しています。

一部の島嶼（とうしょ）では、外来種であるドブネズミが侵入・定着し、ヒメクロウミツバメやカンムリウミスズメなどの鳥類の繁殖に壊滅的な影響を与えています。

また、国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種（国内外来種）の侵入・拡散も問題になっています。国内外来種は、在来種からエサや棲みかを奪う、交雑による遺伝子攪乱を起こすなど、生物多様性に大きな被害を与えています。

さらに、県内各地でメダカやコイなどの淡水魚や飼育して増殖したホタル類、カワニナなどの放流が行われており、在来個体群の遺伝子かく乱や生態系のかく乱などの影響が懸念されています。

■課題

- 外来種が在来種に与える影響や外来種の適正な駆除方法の周知
- 外来種の適正飼養（終生飼養など）の啓発と徹底
- 県内に生息・生育する、人の生命・身体に影響を与える可能性のある外来種の周知と被害の予防
- 樹木の植栽、魚介類の放流などを行う際の遺伝的な固有性、多様性への配慮

福岡県侵略的外来種リスト 2018 におけるカテゴリー区分と外来種数

カテゴリー\分類群 ^{注1)}	植物		動物		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類 その他	クモ 形類	合計
	植物	動物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類 その他	クモ 形類			
県内に定着している外来種	409	221	2	5	1	1	18	140	21	29	4	630		
①重点対策外来種	10	10	2	0	1	1	3	0	0	1	2	20		
②要対策外来種	88	51	0	3	0	0	7	28	8	5	0	139		
③要注意外来種	82	34	0	2	0	0	3	19	4	6	0	116		
それ以外の外来種	229	126	0	0	0	0	5	93	9	17	2	355		
県内に定着していない外来種	8	21	4	1	4	0	5	6	0	0	1	29		
④定着予防外来種														
侵略的外来種（①～④の総和）	188	116	6	6	5	1	18	53	12	12	3	304		

出典：福岡県侵略的外来種リスト 2018（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinryakugairai.html>

注 1) 各カテゴリーの定義は以下のとおり

- ・重点対策外来種：影響・被害は甚大で対策の必要性が高く、対策の実行可能性・実効性が見込めるため、積極的な防除が必要な侵略的外来種
- ・要対策外来種：影響・被害は甚大で対策の必要性が高いものの、対策の実行可能性・実効性が相対的に低いため、防除についての検討及び遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発が必要な侵略的外来種
- ・要注意外来種：影響・被害は限定的だと考えられるため、遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発を中心とした対策が必要な侵略的外来種
- ・定着予防外来種：県内に未定着であるが、今後定着の可能性が高いことから、導入の予防や水際での監視、野外への遺棄・逸出防止、発見した場合の早期防除が必要な侵略的外来種

後日写真追加予定	後日写真追加予定	後日写真追加予定
ヒアリ	セアカゴケグモ	ミズヒマワリ

(5) 地球環境の変化

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3)」では、地球温暖化などの地球環境の変化が生物多様性の損失の直接的な要因として挙げられています。特に地球温暖化による生物への影響は深刻であり、JBO3 では「急速な気候変動が、生物種や生態系が対応できるスピードを超えた場合、将来に予測される気候変動によって陸域及び淡水域両方の生物種の大部分が増大する絶滅リスクに直面すると予測されている」と記述されています。

本県は九州の北端に位置し、本県が分布の南限にあたる種もいくつか存在します。そのような種では、温暖化によって県内から絶滅することが九州からの絶滅にもつながります。

このように地球温暖化は生物多様性にとっても重要な問題であるとの認識に立ち、対策を強化することが求められます。

① 地球環境の変化による陸地への影響

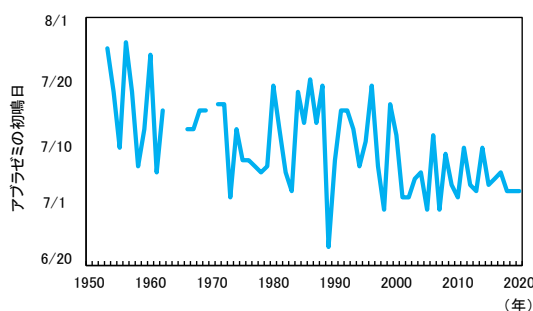
■現状

本県のほぼ中央に位置する飯塚市では、2000年代の平均気温が1940年代のそれと比較して約1.4℃上昇しているなど、県内各地で平均気温の上昇傾向がみられ、生物への様々な影響が懸念されています。

例えば、アブラゼミなどの一部の種では生物季節の変化がみられるようになっており、餌生物との生物季節のずれなどが発生するおそれがあります。また、暖地性の生物の分布域が北上しており、これまで越冬できずに定着していなかった外来生物が定着可能になるといわれています。

近年は線状降水帯や大型の台風等の発生により、県内各地で記録的な大雨が観測されています。それに伴い、河川の氾濫や土砂崩れ等の災害も発生し、甚大な被害が出ています。被害の大きい地域の中には、復旧工事や河川工事などにより自然環境の改変が生じている場所もあります。

また、地球温暖化を抑制するための世界的な脱炭素に向けた動きに伴い、県内各地で太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電施設の計画、建設・稼働が行われています。これらの発電施設を設置する際には、生物の生息・生育環境に影響が生じる場合があります、生物多様性への配慮が求められます。

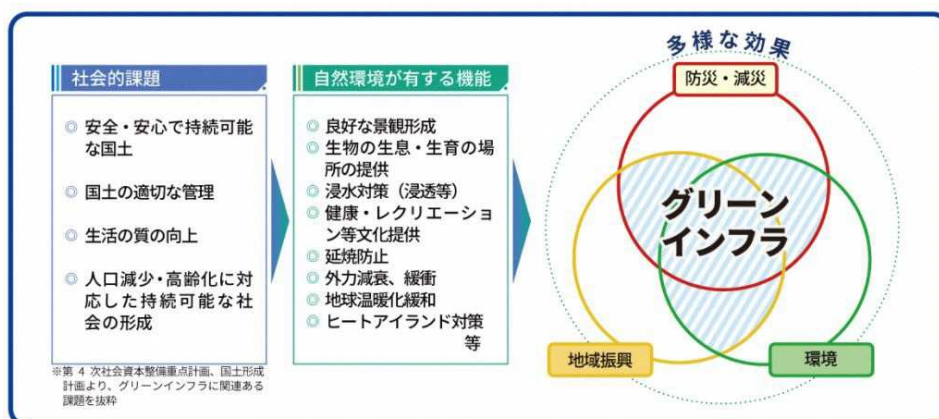


出典：生物季節観測の情報（気象庁）をもとに作成
<https://www.data.jma.go.jp/sakura/data/index.html>

アブラゼミの初鳴日の変動（福岡市）

■課題

- 地球温暖化対策の推進
- 「生態系を活用した適応策 (EbA)、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)、自然を活用した解決策 (NbS) の啓発
- 生物多様性分野における気候変動適応策の事例や情報の収集・整理



- 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：グリーンインフラポータルサイト（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html

グリーンインフラの考え方

② 地球環境の変化による海域への影響

■現状

温暖化の影響は陸地だけでなく海域にもみられ、東シナ海北部の平均海面水温は、1900（明治33）～2020（令和2）年の間に1.25℃（100年当たり）上昇しています。海水温の上昇により、アイゴ等暖海性の生物の個体数の増加などが確認されています。

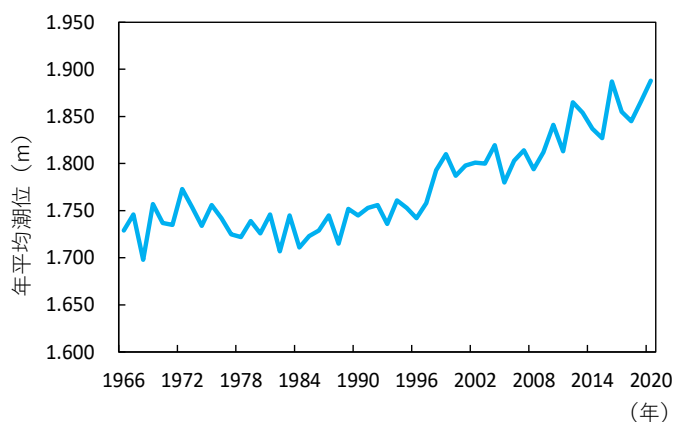
また、海水面も上昇傾向にあり、博多湾では1985（昭和60）年以降、1年当たり4.3mmの海水面の上昇が記録されています（次ページの図参照）。海水面の上昇により、干潟などの浅海域の面積の減少や自然海岸の減少と、浅海域や海岸に生息・生育する生物の減少や絶滅が懸念されます。

さらに、大気中の二酸化炭素濃度の上昇に伴い、海水に溶ける二酸化炭素も増大しており、これによって海水中のpHが低下、酸性化することが指摘されています。海洋酸性化は炭酸塩殻を有する生物（甲殻類、棘皮（きょくひ）動物、軟体動物、サンゴなど）に対し、石灰化を抑制することを通して成育に悪影響を及ぼすものと考えられています。

その他の地球環境の変化による海域への影響として、洋上風力発電設備の設置・稼働が挙げられます。洋上風力発電は、近年注目されている発電方法で、陸上の風力発電と比べて安定した発電が可能であることや人に対する騒音や振動の影響が少ないなどのメリットがあります。しかし、海域は生物や生態系についての情報や知見が少なく、洋上風力発電設備が鳥類（特に渡り鳥）や魚類、海棲哺乳類などに与える影響の評価方法は確立されていません。そのため、設置に際しては十分な事前調査と環境予測を行うとともに、設置後においても生物の生息環境に与えている影響を継続的に調査し情報を蓄積する必要があります。

■課題

- 海水温及び海水面の上昇が海洋生物に与える影響に関する情報の収集・整理



出典：潮位年報（海岸昇降検知センター）をもとに作成
<https://cais.gsi.go.jp/cmdc/center/siryoku.html>

博多湾における年平均海面水位の経年変化

(6) 人間活動の影響

道路やダム建設、市街地の拡大、干拓、埋立てなどの開発、様々な化学物質の利用や排出などの人間活動により、県内の自然の形は大きく変えられてきました。それによって種の減少や絶滅、あるいは生態系の破壊・分断・劣化を通じた生物の生息・生育空間の縮小・消失といった生物多様性の危機がもたらされています。

■現状

県内では、特に1960年代以降、農地や森林から都市的利用への転用や海域の埋立てなどの開発が進みました。「令和2年度土地利用動向調査(福岡県)」によると、県土面積に占める都市的な土地利用の割合(道路・宅地・市街地の合計)は約33%に達しています。

石灰岩地には、特有の植生や動植物がみられます。石灰岩は有用鉱物であるため、盛んに採掘されており、採掘によって生息・生育場所が減少している種や植生がみられます。

河川では、ダムや堰、溪流の砂防ダムが土砂を捕捉するため、陸域から海域に運ばれる土砂の量が以前と比べて減少しており、干潟や海浜が後退・消失する要因の一つとなっています。さらに、取水や河川流量の調整により、通常時の流量減少や流量の変動頻度の低下が生じており、流路の単調化や乾燥化による植生変化などの要因となっています。

富栄養化の原因となる窒素やリンの流入量は瀬戸内海流入河川及び有明海流入河川では横ばいとなっています。博多湾流入河川では1993(平成5)年頃まで窒素やリンの流入量は漸増傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

海域では、海岸構造物の建造や航路・河口・港口の掘削、海砂の採取などが行われています。これらの人間活動によって土砂の移動形態は以前と比べて大きく変化しているものと考えられています。アサリやハマグリは海域環境の変化により資源量が増減しますが、覆砂による底質環境の改善や漁業者による資源管理などにより、資源回復の取組が行われています。

本県では、生物多様性への影響が懸念される土地利用に関する計画(都市計画、森林計画、河川整備計画、海岸保全基本計画など)を策定する際には、生物多様性や生態系に配慮した計画としています。また、自然環境に大きな影響を与える可能性のある一定規模以上の事業・開発行為に対しては、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価(環境アセスメント)の実施を義務付けています。

■課題

- 環境影響評価制度の適正な実施
- 行政計画策定時や改訂時における生物多様性保全の視点の導入
- 底生生物に配慮した総合的な土砂管理の実施

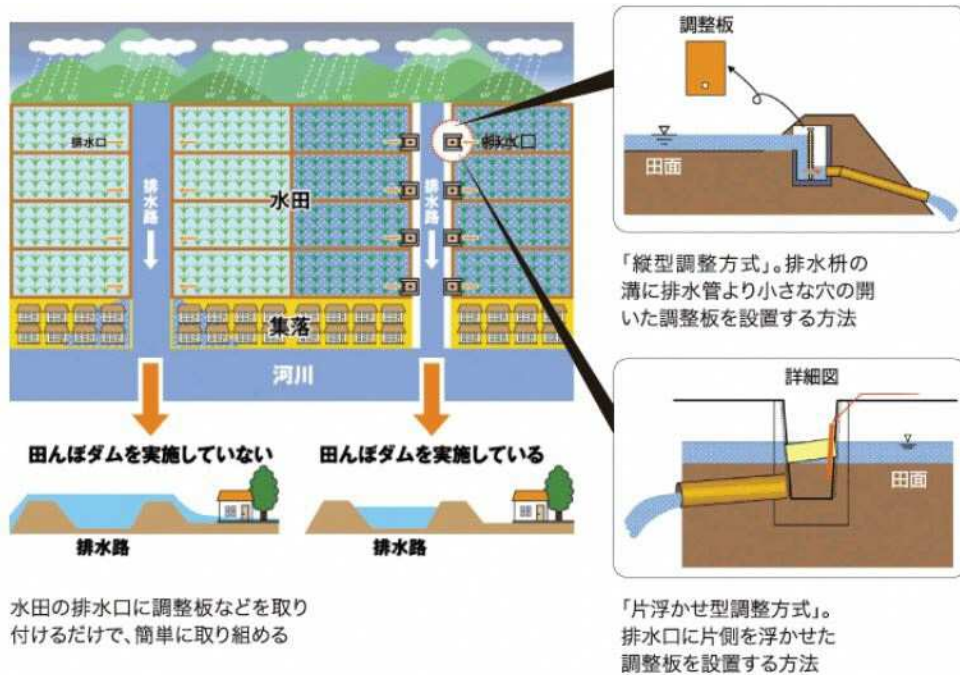


コラム 8 生態系を活用した防災・減災

近年、豪雨災害をはじめとする自然災害が頻発化・激甚化する中で、生態系と生態系サービスを積極的に活用することで自然災害の被害やリスクを低減させる「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」という考え方が注目されています。「Eco-DRR」は、地域の災害リスクの低減につながるほか、被災時においても食糧や水の供給などの効果が期待できる、地域の産業や景観を維持し地域づくりに貢献できるなど多くのメリットがあります。

「Eco-DRR」の代表的な例として、マツなどの海岸防災林があります。海岸防災林は、津波発生時には津波のエネルギーを減衰させることで被害を軽減することが期待されます。一方、平時には防砂や防風などの機能を担うほか、海岸の景観の形成、生物の生息場所の提供、海岸のレクリエーション機能の向上など、社会的、経済的、環境的な利益を生み出しています。

また、宗像市では、大雨が降った際に水田に雨水をためて下流域の洪水を防ぐ「田んぼダム」の調査・研究を進めています。このように、県内市町村においても「Eco-DRR」の視点を導入した地域の防災・減災対策が始まっています。



出典：aff 2011年7月号 「田んぼダム」の取組（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1107/mf_news_01.html

田んぼダムの原理

2. 生態系別の現状と課題

生物多様性の保全のためには、生物のすみかであるそれぞれの生態系を保全することが重要です。このような観点から、以下では、生物の生息・生育場所として質の異なる5つの生態系（森林、農地、都市、陸水、沿岸・海洋の各生態系）ごとに現状と課題についてみることにします。

（1）森林生態系

① 自然林

■現状

生物多様性の保全上重要な地域の一つである自然林は、開発や人工造林によって減少し、現在その割合は1.4%（植生図からの読み取り結果）とごくわずかです。自然林のうち、行為制限の強い保護地域に指定されている割合は、自然林全体の41.9%に留まっています。

標高750m以上の自然林を代表する落葉広葉樹林であるブナ自然林は、県内5か所の山地に分布していますが、英彦山地を除きごくわずかに残存するのみです。地球温暖化の進行やシカの分布域の拡大により、山地上部に残されたブナ自然林への影響が特に懸念されます。

■課題

- 自然林の保護地域面積の拡大
- 山地上部に分布するブナ自然林の保全

② 二次林・人工林

■現状

二次林では、炭や薪の需要減少に伴う木材利用量の減少や管理放棄による照葉樹林化、林床の照度の低下など質の変化がみられます。また、松くい虫被害等によってマツ林の減少がみられますが、2019（令和元）年度における松くい虫被害額は4,165千円で、2015（平成27）年度の被害額8,675千円と比べると半減しています。

また、志賀島や糸島地区では二次林としてマテバシイ群落がみられます。土地の造成や管理放棄に加えて、現在は終息に向かっているもののカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害も発生しており、今後の動向に留意が必要です。

特に低地から丘陵に分布する二次林では、開発による森林の分断により、生息・生育種の個体群が分断され、森林性の種の生息環境の悪化がみられます。

人工林では、竹林面積の著しい拡大やシカの分布域の拡大及び生息密度の上昇などの問題が顕在化しています。

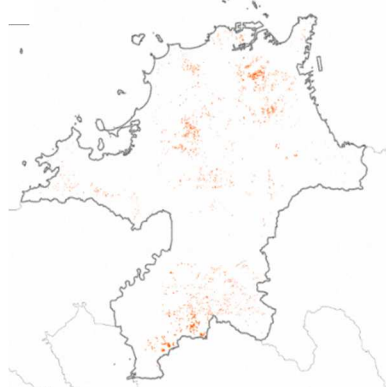
間伐材や木材の新たな活用先として、木質バイオマス発電の燃料としての活用が挙げられます。県では、「木質バイオマスボイラーの手引き」及び「チップ生産の手引き」を作成し、木質バイオマスの普及拡大を図っています。2019（令和元）年における木

質バイオマスのエネルギー源としての木材利用量は 63.5 千 t で、2015（平成 27）年の利用量 28.7 千 t と比べると倍増しており、利用が拡大しています。

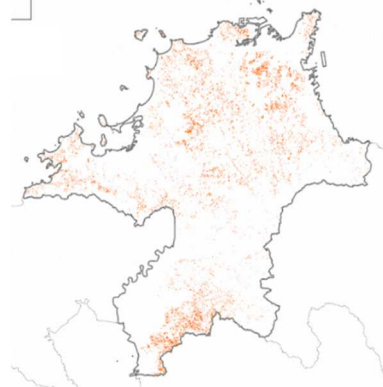
■課題

- 健全な二次林、人工林、竹林の育成による多様な森林づくりの推進
- 竹林の拡大防止策の検討
- 新たな竹の利用方法の検討
- 木質バイオマスのエネルギー源としての木材利用量を増加するための取組の推進

1980 年頃の竹林の分布



2000 年代の竹林の分布



出典：第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/tokusan/megurujoukyou/pdf/4take.pdf>

竹林の分布域の変化

③ 林業

■現状

本県では、森林の有する多面的機能を高度に発揮するために、育成単層林から育成複層林への転換、伐採後の天然更新、保安林制度の適切な運用、野生鳥獣被害の被害防止対策などの取組を行い、林業の振興を図っています。また、2012（平成 24）年には「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公共建築物等への県産木材の利用拡大を図っており、2019（令和元）年度には 9,711m³の木材が県内各地の公共建築物に利用されています。

これらの取組の結果、原木生産量は 2015（平成 27）年の 195 千 m³から 2019（令和元）年には 299 千 m³まで増加しています。また、シカやイノシシ、松くい虫などの有害鳥獣や害虫による林業被害は 2019（令和元）年度において 54,419 千円と依然として大きいものの、防除活動が実を結び減少傾向にあります。

しかしながら、過疎化や高齢化の進行などにより間伐等の施業の担い手が減少傾向にあります。森林組合員の人数は、1989（平成元）年は 34,822 人でしたが、2018（平成 30）年には 29,299 人となっており、減少の一途をたどっています。

なお、本県は特用林産物の生産が盛んで、2018（平成 30）年の生産量は「たけのこ」、「木ろう」、「竹炭」が全国 1 位となっているほか、「ひらたけ」が全国 2 位、「ぶなし

めじ」と「まいたけ」は全国3位を誇っています。一方、竹林面積が拡大傾向にある中で、竹材（まだけ、もうそう）の生産量は2017（平成29）年から2019（令和元）年にかけて減少傾向にあります。

環境に配慮した持続可能な森林経営を認証する森林認証については、最近、うきは市が市有林約576haにおいて、SGEC-FM認証（一般社団法人 緑の循環認証協議会）を取得し、生物多様性や環境の保全に配慮した森林整備を推進しています。

■課題

- 県産木材の利用拡大
- 林業従事者の育成、確保
- 森林認証の取得支援



出典：一般社団法人緑の循環認証会議 HP
<https://sgec-pefcj.jp/>

*本ロゴマークは、「緑の循環認証会議」より許可を得て掲載しています。

SGEC 認証のロゴマーク

2018（平成30）年における特用林産物の生産量及び全国順位

特用林産物	生産量（本県）	生産量（全国）	全国順位
たけのこ	6,199 t	25,364 t	1位
木ろう	19 t	41 t	1位
竹炭	321 t	534 t	1位
ひらたけ	806 t	4,001 t	2位
ぶなしめじ	14,039 t	117,966 t	3位
まいたけ	3,630 t	49,687 t	3位

出典：令和元年度 福岡県農林水産白書（福岡県）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/nourinsuisanhakusyo-1.html>



コラム9 人工林から広葉樹林・針広混交林への誘導

(作成中)

(2) 農地生態系

① 農耕地

■現状

北部九州は日本列島で最も早く水田耕作が始まった地域で、古くから平野部を中心に農業が営まれてきました。現在では県土に占める耕地面積の比率は16.8%で、全国平均の12.0%と比べると4.8ポイント高い割合になっており、西日本では佐賀県に次いで耕地率が高い県です。しかし、2015（平成27）年の耕地面積は51,666haで、1904（明治37）年の約44%にまで減少しています。特に1960年代以降の減少が著しく、1960（昭和35）年比で約56%となっています。一方、耕作放棄地面積は、1970年代以降増大し、2010（平成22）年に7,189haと過去最悪を記録しましたが、2015（平成27）年には6,992haとなり、減少に転じています。

■課題

- 耕作放棄地や遊休農地対策の推進
- 担い手が不足している棚田の保全

② ため池・クリーク等

■現状

本県の2020（令和2）年3月末時点のため池は4,808箇所、全国では8番目、九州内では最も多いです。地域別のため池密度を見ると、福岡地区が最も高く、次いで筑豊地区、京築地区となっています。

ため池や農業用水路・クリークに生息する生物のうち、約200種は絶滅が危惧される状態になっており、その原因として、水質悪化、管理放棄、外来種の侵入、過去における改修工事などが挙げられています。県では、環境保全に関する専門家が参画する環境情報協議会を通じ、意見聴取を行い、環境に配慮した改修工事に取り組んでいます。

■課題

- 池干しやクリークでの泥あげなどによる管理の推進
- 農作物や生態系に被害を与えている外来種の防除強化



アカミミガメ

県内のため池や河川などで繁殖・定着しています。雑食性で希少な水草や魚類などを食べてしまいます。



スクミリンゴガイ

農業用水路や水田などに生息しています。県内全域で水稻をはじめとする水生植物への被害が深刻化しています。



ブラジルチドメグサ

クリークや河川、ため池などで生育し、時に大繁茂を起こすため、生態系への影響が懸念されています。

③ 二次草原・畦畔（けいはん）

■現状

県内の二次草原は、「平尾台（北九州市など）」や「ロマンスが丘（田川市）」などの石灰岩地や各地の防火帯などにわずかに残るのみとなっています。二次草原は火入れや採草によって維持されていますが、次第に管理が行われなくなり、森林に遷移するなどして面積が減少しています。

農耕地の畦畔は草原性の種の生息・生育地として重要です。しかし、除草剤散布、管理不足などにより、生息・生育種の多様性が低下しています。また、近年は畦畔管理の省力化や災害対策を目的とした畦畔のモルタル被覆が各地で行われており、植生の変化や石積みなどの伝統的な文化の衰退が懸念されています。

■課題

- 畦畔草地の適切な管理の推進

④ 農業

■現状

県内の 2015（平成 27）年の農業従事者は 86,374 人で、2000（平成 12）年の 186,400 人と比較すると半分以下となっています。また、そのうち 65 歳以上の割合は 43.9% で、高齢化が進んでいます。

水田の生物に着目すると、農業の大規模化などに伴う除草剤や殺虫剤の使用量の増加により、絶滅が危惧される生物が多くみられます。特に、水田雑草への影響は深刻で、マルミスブタやイトトリゲモなどは農薬の使用による影響を強く受けています。

本県では、農業従事者に対し、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組である「GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）」の取得を推奨しています。また、化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料の使用量を、ともに県基準の半分以下で生産する「ふくおかエコ農産物認証制度」を設立し、生物多様性に配慮した農業を支援しています。

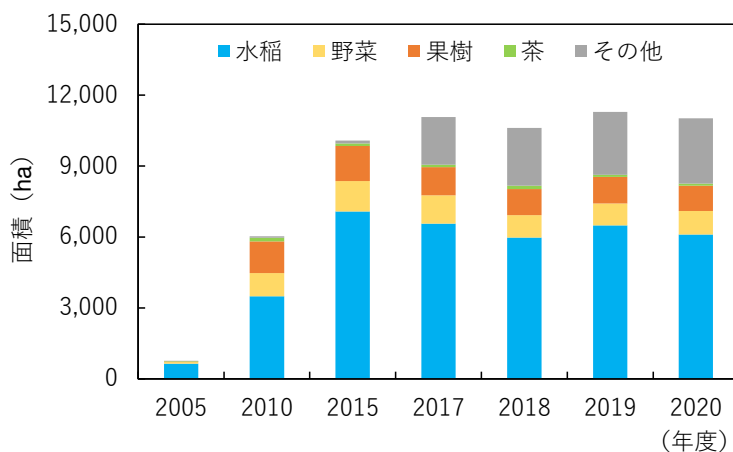
これらの取組を進めてきた結果、環境や生物多様性に配慮する農業従事者が増加し、減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積は 2010（平成 22）年度の 10,073ha から、2019（令和元）年度には 11,019ha まで増加しています。

一方、農薬の流通量は 2010（平成 22）年度の 6,488t から、2018（平成 30）年度には 6,787t まで増加しています。同年度における農薬の種類別流通量の増減をみると、除草剤の流通量が増加し殺虫剤と殺虫殺菌剤の流通量が減少しています。

2021（令和 3）年 5 月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために「みどりの食料システム戦略」が国により策定されました。本戦略では、2050 年までに目指す姿として、化学農薬の使用量をリスク換算で 50% 低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25% に拡大、などが掲げられており、今後の展開が注目されます。

■課題

- 生物多様性に配慮した農薬利用の周知
- ふくおかエコ農産物認証、福岡県 GAP 認証等の取得支援
- 新規就農者の確保、定着の促進



出典：福岡県農林水産白書（福岡県）をもとに作成

本県における減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積の推移

⑤ 里地里山

■現状

農地やため池、二次林などの二次的自然で構成される里地里山は、様々な動植物の生息・生育場所となっています。また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観の形成、水源かん養、自然とのふれあいの場の創出、文化の伝承などの観点からも重要な役割を担っています。しかし、少子高齢化や産業構造の変化などにより、里地里山の人口は減少傾向にあり、集落の消失や森林の荒廃が懸念されています。

このような状況にある中で、近年、里地里山が自由なビジネスや働き方のできる場として注目されつつあります。県内でも里地里山にある空き家を改築してカフェや雑貨店として営業している事例が多数あります。

また、八女市では、地縁のない人が里地里山での暮らしを始めやすい環境づくりの一環として、地元の木材を利用した集合住宅（里山賃貸住宅）を建築するなど、里地里山の振興に向けた取組が行われています。

県内では、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に平尾台（北九州市ほか）、竹野地区（久留米市）、小塩地区（うきは市）の3地域が選定されています。これらの地域では、自然観察会や田植え体験などを通じて里地・里山保全の重要性を伝えています。

■課題

- 里地里山の地域資源の保全と活用
- 中山間地域を支えるための活動の支援



コラム 10 中山間応援サポーター

(作成中)

(3) 都市生態系

■現状

県内には政令指定都市として福岡市と北九州市の2市があるほか、久留米市が中核市となっており、県土面積に占める人口集中地区(DID)面積の割合は2015(平成27)年時点で11.4%と大きな割合を占めています。

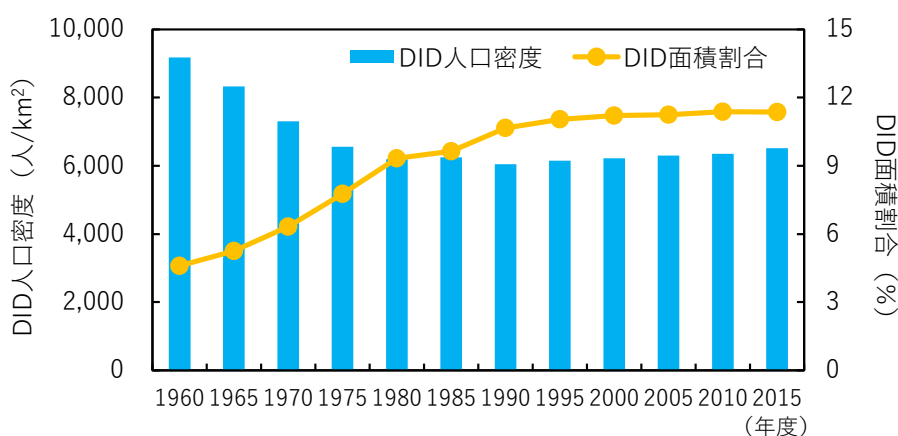
福岡市周辺は1970年代以降、人口・人口密度ともに増加傾向にあり、それに伴い都市公園面積も拡大傾向にあります。一方、ビルや住宅が増加し市街化区域における農地や森林の面積が減少したことで、ヒートアイランド現象が生じるようになりました。ヒートアイランド現象は、地球温暖化と相まって南方系の生物の北上促進要因となっている可能性があります。また、都市域の拡大及び都市域への人口集中は、水循環系への影響を通じて、水域の生物多様性低下の一因となっています。

都市生態系は生物相が貧弱であるなど一般的には多様性の低い生態系ですが、県内の市街地には、福岡城堀、和白干潟、千鳥ヶ池などの生物多様性の保全上重要な水域がみられます。また、分断化・孤立化しているものの、社寺林等の森林も各地にみられるほか、動物の移動経路などとして重要な公園などの緑地や街路樹も整備されています。

都市では、公園や住宅の庭、建物、道路など、様々な空間にそれぞれの環境に適応した生物がみられます。一方で、アライグマやニホンザル、イノシシなどの野生鳥獣がエサを求めて住宅地や公園に出没するケースが増えています。

■課題

- 市街化区域内における緑地の保全、整備
- 生物多様性に配慮した市町村による緑の基本計画の策定



出典：我が国の人口集中地区（総務省）及び国勢調査（総務省）をもとに作成
人口集中地区(DID)の県土面積に占める割合及びその人口密度の推移



ツバメ

夏鳥で、昆虫などを食べます。民家の軒先などに巣を造って繁殖します。近年、各地で減少しているといわれています。



ヤモリ

民家などに生息し、昆虫などを食べます。民家の害虫を食べてくれることから、「家守」と名づけられました。



ミカドアゲハ

自然状態で餌となる植物はオガタマノキですが、庭木などとして利用されるタイサンボクにも卵を産むため、都市部で見られることもあります。



イノシシ

本来は山間地に生息する動物ですが、近年はエサを求めて市街地に出没する事例が増えています。



外来種

オオキンケイギク

道端や河川敷など県内の広い範囲で定着が確認されており、「福岡県侵略的外来種リスト2018」では重点対策外来種に指定されています。



都市緑化（福岡市）

福岡市中央区は、市街地の中に緑化された建物やみどり豊かな公園が点在しており、生物多様性に配慮した都市づくりが行われています。

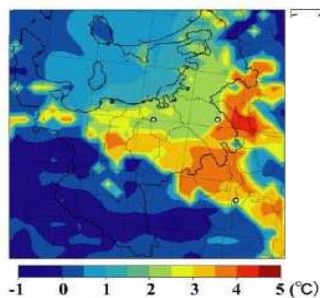


コラム 11 福岡都市圏のヒートアイランド現象

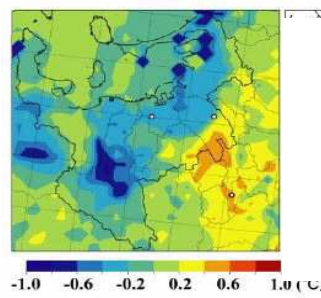
ヒートアイランド現象とは、郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のことで、熱中症や睡眠障害などの人に対する影響だけでなく、春の開花時期が変化したり、秋の紅葉時期が遅れるなど生物に対する影響もあるといわれています。

福岡都市圏のヒートアイランド現象の特徴として、風が停滞する夜間に気温上昇幅が大きく、卓越した海風が内陸まで達する日中は気温上昇幅が小さくなることなどが挙げられます。

6時



13時



*2016（平成28）年8月7日～8月27日の21日間の観測データに基づく解析です。
出典：数値気象モデルを用いた福岡都市域のヒートアイランド現象の解析（松本、2018）をもとに作

福岡都市圏のヒートアイランド現象

(4) 陸水生態系

① 河川

■現状

陸水生態系は県土面積に占める割合は小さい生態系ですが、特徴的な生物が多く生息・生育するとともに、絶滅の危機に瀕している種が多くみられる場所でもあります。河川生物の生息・生育環境が悪化している要因として、河川改修による河道の固定、直線化、ダムや堰の建設、河床の平坦化、護岸の設置、高水敷の人工化、河畔林等の河川植生の減少などによる生物の移動経路や個体群の分断のほか、汚水やごみの流出による水質汚濁などが挙げられます。

特に、近年は大雨の影響により県内各地で河川の氾濫が起こっており、河川改修が急務となっています。本県では、河川改修や河川復旧時には「多自然川づくり」による防災と生物多様性保全の両立を図っています。県内の多自然川づくりの事例として、福津市の上西郷川が挙げられます。

上西郷川は、多自然川づくりが行われる以前はコンクリート三面張りの都市河川でしたが、河川改修時に植物や流木、石などの自然素材を利用するとともに、川幅や水深などを意図的に変化させ、ワンドやたまりを人工的に作り出すことで、生物の多様な生息・生育環境を再現しました。その結果、魚の種類は約3倍に、個体数は約12倍に増えたと報告されています。

河川の下流域は淡水と海水の入り混じる汽水域となっています。汽水域に生息する底生魚類から見た場合、県内の河川汽水域の重要なハビタット（生息環境）は、「汽水域中上流部の砂礫干潟」、「汽水域中下流部の砂干潟」、「汽水域中下流部の砂泥塩性湿地」、「汽水域下流部の砂泥・泥干潟」の4つに大別されます。

これらの汽水域はハゼ類の生息場所となっているほか、シロウオの産卵場などにもなっており、有明海や博多湾に生息する生物にとって特に重要な環境となっています。しかし、近年は河川の人為的な改変や干潟の埋め立てなどの影響を受け、汽水域の生物の生息・産卵環境の悪化が懸念されています。

■課題

- 河川生物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりの推進
- 通し回遊魚（アユ、ニホンウナギ など）が遡上できる魚道の設置及び河川の連続性の確保

② 湖沼

■現状

県内には人工のダム湖や貯水池は数多くあるものの、天然の湖沼は少なくなっています。貴重な自然湖である八女市の麻生池は、県の天然記念物に指定されているオグラコウホネの自生地となっています。また、古賀市の千鳥ヶ池も小規模ながら天然湖沼として知られています。

ダム湖や貯水池では、釣り目的などで密放流されたオオクチバスやブルーギルなどの外来種が生態系に甚大な被害を与えています。

■課題

- 湖沼に生息・生育する絶滅危惧種の保全
- 外来魚（オオクチバスなど）の防除対策

③ 湿原・湿生林

■現状

県内では、広谷湿原（北九州市、行橋市、苅田町）や北九州市若松区周辺の湿地群などが「生物多様性の観点か重要度の高い湿地」に選定されています。広谷湿原は世界でも珍しいカルスト台地にある湿原で、トキソウやノハナショウブなどの湿原特有の貴重な植物が自生し、苅田町の天然記念物に指定されています。

また、北九州市・福岡市・大野城市の一部の地域では、ハンノキ群落などの湿生林がわずかに残されています。

これらの湿地や湿生林は、開発や遷移の進行などによって減少傾向が続いています。

■課題

- 現存する湿原や湿生林の保全



オグラコウホネ

ため池や淀んだ水路に生育する多年生の浮葉植物で、県内では八女市のほか、みやま市でも生育が確認されています。



ノハナショウブ

湿原に生える美しい紫色の花を咲かす多年草。湿地の遷移の進行や乾燥化、園芸用採取などによって減少しています。



ハンノキ群落

都市近郊の丘陵地に位置するため、各地で開発の対象となり、消失したところもあります。

(5) 沿岸・海洋生態系

① 干潟

■現状

有明海や豊前海、筑前海の内湾・入り江には干潟が広がっています。これらの干潟は、シギ・チドリ類、ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ等の干潟を利用する渡り鳥にとって重要な渡りの中継地または越冬地となっていますが、近年、本県周辺におけるシギ・チドリ類やツクシガモの確認個体数は減少傾向にあります。

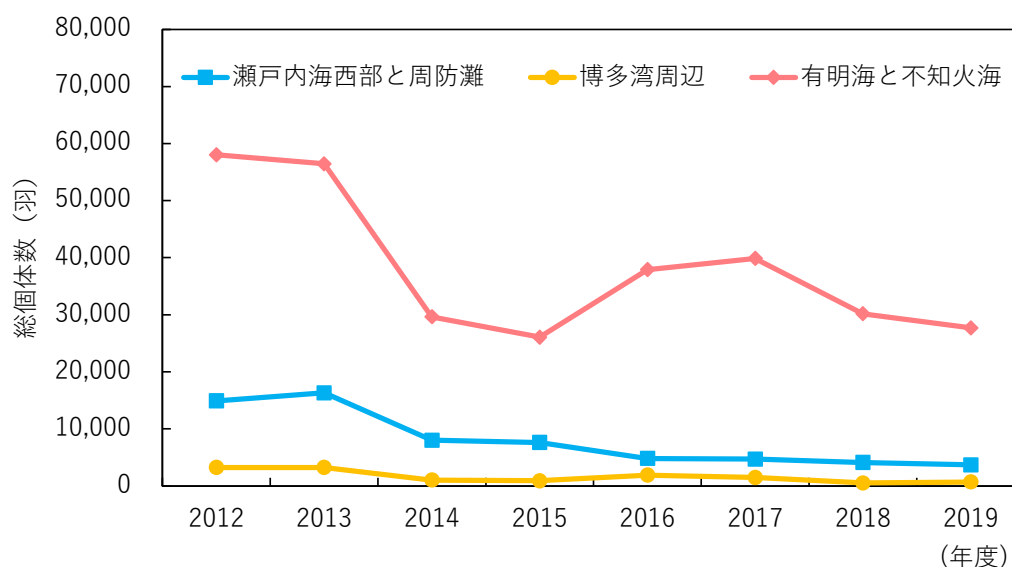
有明海の干潟には多くの固有種や準固有種が生息し、豊前海や筑前海の干潟は国内有数のカブトガニの産卵地となっています。

一方、干潟は、埋立てや干拓などにより面積が年々減少傾向にあり、1998(平成10)年の段階で、1945(昭和20)年の約6割にまで減少しています。また、高度経済成長期の川砂採取や河川に建設されたダムや堰などにより、海域への土砂供給の減少や供給土砂が細粒化する現象が起きています。この影響を受け、干潟などの浅海域の底質が細粒化するなどの変化がみられます。

また、近年はアサリやマテガイなどの二枚貝類を大量に捕食するナルトビエイが豊前海や有明海に来遊しており、深刻な漁業被害をもたらしています。

■課題

- 干潟の保全の推進



*年度ごとの総個体数(羽)は、各年度における秋期・冬期・春期調査の個体数の合計値です。

出典：シギ・チドリ調査データ総括報告書(環境省自然環境局 生物多様性センター)をもとに作成

<http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/>

シギ・チドリ類個体数の推移

② 海岸

■現状

県内の自然海岸の割合は、工業用地の造成や農地利用のための埋立てなどにより、1997（平成9）年時点で3割を下回っており、海岸の多くが人工海岸となっています。筑前海沿岸には広く砂浜や岩礁海岸が残っていますが、海岸浸食が著しく、生物が生息・生育できる環境が減少しています。また、近年は海岸にプラスチックごみや有害な化学物質を含んだポリタンク、医療系廃棄物などが漂着しており、生物への影響が懸念されています。

主に砂浜で生育する海浜植物群落は、海岸浸食や各種開発、防災工事、外来種の侵入、植林、海岸漂着物による被覆などにより、多くの地域で危機的な状況にあります。また、海岸を繁殖地として利用しているコアジサシやシロチドリ、アカウミガメなどへの影響が懸念されています。

アカウミガメは、玄界灘に面した福津市（恋の浦・福間海岸・勝浦海岸）及び岡垣町（三里松原）にて継続的に上陸・産卵する個体が確認されてきましたが、2016（平成28）年以降、岡垣町では上陸・産卵が確認できていません。しかし、地域の保護団体によって生息調査や産卵時の保護策の設置などの保全活動が続けられています。

また、玄界灘沿岸には防風林として植林されたクロマツ林があり、風光明媚な景観を生み出していますが、松くい虫被害によりかつての景観が一変した所もみられます。また、芦屋海岸夏井ヶ浜地区のハマオモト（ハマユウ）群落や西浦漁港海岸のゲンカイミミナグサなどの希少な植物の群生地もあります。

海岸を適切に管理するためには、海岸の管理主体間で十分な連携を図る必要がありますが、海岸の所管や管理主体が地区ごとに細分化されており、管理が行き届いていない箇所も見受けられます。

■課題

- 自然海岸の保全
- 海岸漂着ごみの削減、除去の推進
- クロマツ林などの海岸林の保全



海岸のプラスチックごみ



コアジサシ

③ 藻場

■現状

(調整中)

■課題

(調整中)

④ 漁業

■現状

(調整中)

■課題

(調整中)

3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題

(1) 多様な主体による活動

生物多様性保全の重要性は、今後更に高まっていくであろうこと、私たちの暮らしと密接に関わっていること、各人の行動が大きな影響を及ぼすことなどを踏まえると、県民・事業者・市民団体等・行政の各主体が生物多様性の保全に結びつく生活、行動を選択することが望まれます。

① 県民

■現状

2021（令和3）年度の県政モニターアンケート調査結果によると、生物多様性について「内容をよく知っている」または「内容をある程度知っている」と回答した県民の割合は37.0%でした。

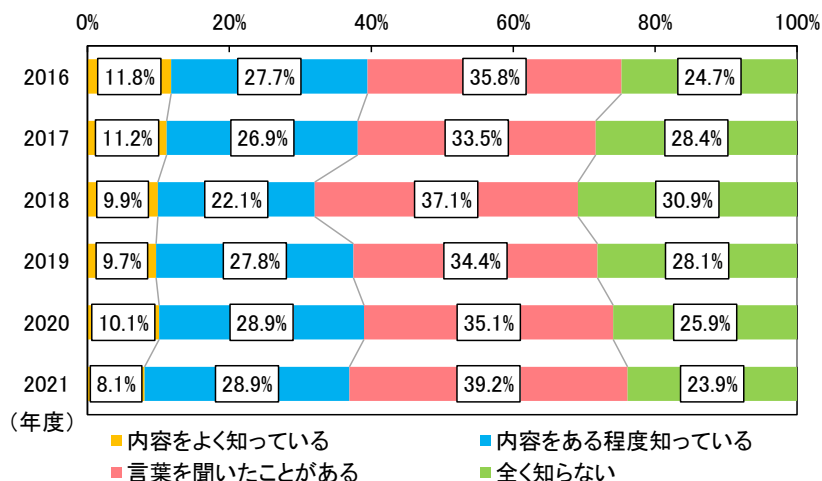
また、自然環境や生物多様性の保全活動への参加状況について、「保全活動への参加や身の回りにある自然とのふれあいに興味を持っているが、参加の方法が分からない、又はきっかけがない」と回答した県民の割合は39.4%でした。

県では、幼少期からの生物多様性に関する教育が重要と考えています。そのため、児童向け生物多様性冊子「いのちのつながり いのちのにぎわい」の作成や自然観察会の開催、学習段階に応じた環境教育などを通じて子どもたちが生物の大切さや生物多様性の重要性に気づけるきっかけづくりを行っています。

その他にも、生物多様性の保全と持続可能な利用のために、県民一人ひとりが日々の生活の中で実践できる行動を取りまとめた「県民行動リスト」を作成し、県民の生物多様性保全に対する意識向上を図っています。

■課題

- 生物多様性を保全する意義や重要性の啓発
- 自然や生物多様性保全の意義や重要性について学べる機会の創出
- 生物多様性保全意識の向上



出典：2021（令和3）年度県政モニターアンケート（福岡県）

生物多様性の認知度

② 事業者

■現状

県内には、社会貢献活動やSDGsの一環として、また、社会的責任から、生物多様性保全活動を行っている事業者がいます。活動内容は、森林整備活動の実施やビオトープの整備、海岸清掃、自然観察会の開催などの直接自然や生物多様性保全に関わるものや、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附や自然環境保護活動の支援などの間接的に自然や生物多様性保全に関わるものがあります。

■課題

- 生物多様性保全に関する取組を行っている事業者の情報収集及び情報発信
- 事業者の生物多様性保全を促進するため施策等の検討
- 事業者と他の主体の連携促進

③ 市民団体等

■現状

県内で生物多様性保全に関わる活動を行っている団体は50団体以上あり、それぞれの団体が特色のある活動を行っています。自然環境保全団体を対象にしたアンケートによると、活動を行う上での課題は、「後継者の不足」の割合が最も高く、次いで「団体運営の中核を担う人材の不足」、「ボランティアの不足」など、人材の確保にすることが全体の約6割を占めています。団体の年代別構成人数をみても、「60代以上」が約7割を占めており、特に若い世代の活動への参加促進が求められます。

県内6地域に設置されている地域環境協議会では、県や市町村、NPO等、事業者が連携・協働して、団体交流会や報告会、地域住民を対象にした自然観察会等を開催するなど、多くの県民の参加を得ながら地域に根差した保全活動を展開しています。

■課題

- 生物多様性保全に関わる市民団体等の情報収集及び情報発信
- 市民団体等との協働・連携機会の創出
- 市民団体等同士の交流、連携の支援

④ 市町村

■現状

県内では、7市が生物多様性地域戦略を策定しています。これらのうち、4市（北九州市、福岡市、久留米市、古賀市）が個別の計画、また3市（福津市、うきは市、糸島市）が環境基本計画の一部として策定しています。

福津市では、世界中の都市で開催される「City Nature Challenge」に参加しており、2021（令和3）年の同イベント期間中にはニホンアカガエルなど185種の生物の写真や観察記録が投稿されるなど、独自の取組を行っています。

■課題

- 市町村の生物多様性地域戦略の策定支援

⑤連携と支援体制

■現状

生物多様性には様々な行政内の部局の事業が影響しますが、事業は各部局単位で行われることが多く、部局間の連携が不十分な場合もあります。そのため、県内6か所の保健福祉環境事務所では、管内市町村、県土整備事務所、農林事務所、教育事務所等で構成する地域環境協議会を設置しており、地域の生物多様性の保全に向けて各組織が連携した取組を進めています。

また、県では、生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して専門性を有する人材を「福岡県生物多様性アドバイザー」として登録し、地域での自然観察会や環境学習会等に派遣しており、今後も県民や事業者・団体等が生物多様性保全への理解を深めるための支援を積極的に行っていく必要があります。

■課題

- 生物多様性保全に向けた行政内での連携
- 生物多様性アドバイザー制度の利用促進

(2) 情報整備と科学的知見の蓄積

① 情報整備

■現状

生物多様性保全の取組を計画的に推進するためには、まず、生物多様性に関する現状や危機要因の把握が重要です。本県では、「福岡県レッドデータブック」の編纂・発行を通じて、県内の絶滅危惧種等の生息・生育地及び絶滅危惧要因などの情報を把握・公開しています。

また、環境影響評価に際しての生物調査、国土交通省実施の河川水辺の国勢調査、林野庁実施の森林生態系多様性基礎調査、環境省実施の自然環境保全基礎調査など、公の機関によって多くの生物調査が行われています。しかし、これらの調査で収集された情報はそれぞれ別々に管理されており、情報の共有がされておらず、県内の生物地理情報や各生物種の生息・生育状況、これらの経年変化、増加・減少要因等の情報は不足している状況です。

県内の生物相については、蘚苔（せんたい）類、藻類、地衣類、菌類、無脊椎動物などの情報が不足しており、今後の調査の進展が望まれます。

■課題

- 様々な主体が所有する生物分布情報等の収集
- 生物多様性に関する情報の一元的な管理と提供

② 科学的知見の蓄積

■現状

生物多様性の保全・再生のためには、動物園や水族館、博物館、植物園、教育機関などと協力することが必要不可欠です。例えば、北九州市立自然史・歴史博物館（いのちのたび博物館）や九州大学総合研究博物館などには多数の生物標本が収蔵されています。特に、九州大学には400万点を超す昆虫標本が収蔵されており、文献資料とともに国内最大の昆虫類に関するレファレンスコレクションとなっています。これらの生物標本は、生物多様性の基礎情報として極めて重要です。

一方、県内に生息・生育する生物の生態的特性や生活史は、ほとんどの種では十分明らかになっていないなど、生物多様性保全のための科学的・技術的知見が不足しています。

■課題

- 生物多様性保全に関する調査研究の推進
- 生物多様性保全の基礎資料となる生物標本の収集及び適切な管理の推進



コラム 12 自然を活用した解決策 (NbS)

自然を社会・経済活動の基盤と捉えて社会課題の解決に取り組む考え方は、自然を活用した解決策 (NbS : Nature based Solutions) と呼ばれています。NbS には、気候変動対策や防災・減災といった社会課題の解決において、自然環境が有する多様な機能を活用する取組であるグリーンインフラや Eco-DRR、生態系を活用した適応策 (EbA) などが含まれます。

県内の事例として、福岡市内を流れる樋井川周辺地域における雨水タンク設置による渇水と洪水の同時解決を図る取組が挙げられます。

樋井川では、2009 (平成 21) 年の「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」の際に大規模な氾濫が起こり、410 戸 (棟) の家屋が浸水被害を受けました。一方、福岡市では、1978 (昭和 53) 年と 1994 (平成 6) 年に長期的な給水制限を伴う渇水を経験するなど水不足が深刻な問題となった年もありました。

そこで、樋井川周辺の住宅等では、渇水対策として雨水タンクを設置し、貯留した雨水をトイレ等で利用する取組が行われています。また、雨水タンクがあることで、大雨の際に河川に流入する雨水量を調整ことができ、洪水対策にも繋がっています。さらに、貯留された雨水は、まちの緑を増やす活動にも利用されています。

この他にも、樋井川流域では「樋井川流域治水市民会議」を中心に、樋井川に関わる多くの関係者の協力のもと、社会課題となっていた“雨”や“水”を活用し、緑や自然の回復による生物多様性の保全や、人々の健康や福利の向上などに繋がる様々な取組が進められています。



出典：自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準 (国際自然保護連合)
<https://portals.iucn.org/library/node/49304>

自然を活用した解決策 (NbS) のイメージ

中表紙

第4章 目指す社会と目標	97
1. 目指す社会（2050年に実現すること）	98
2. 目指す社会のイメージ（2050年に実現すること）	99
(1) 2050年の人々の暮らしや社会の様子	99
(2) 2050年の各地域のイメージ	100
3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標	106

1. 目指す社会（2050年に実現すること）

本章では、戦略の目標について取り上げます。まず2050年までに目指す社会の理念を設定し、その社会のイメージを人々の暮らしと、各地域の様子を視覚的なイメージを用いながら記載しています。そして、その社会を実現するための4つの行動指針を設定しています。

生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会

私たちの祖先は自然を生活のために利用し、必要であれば改変し、あるいは、自然の中に神を見いだして信仰するなど、自然と多様な関係を築きながら暮らしてきました。しかしその関係は、経済の発展とともに縮小していきました。経済的な発展による豊かさに比べ、自然の豊かさが生活の豊かさにつながることは、あまり実感されなくなり、自然への考慮は少なくなりました。

今、私たちの暮らしは、海外から様々な生物資材（木材、農作物、水産品など）を輸入し、食料あるいはそれらを原料にした製品として流通・消費することで成り立っています。つまり、私たちは、日本から遠く離れた地域の自然の豊かさに支えられています。しかし、これらの資源を生産する際に、現地の自然環境に悪影響を与えている事例もみられます。したがって、輸入品は持続可能性に配慮した環境ラベル製品を選ぶ、国外産ではなく地域で採れた旬の食材を使うなど、私たちが生物多様性に配慮した生活を送ることが、世界中の生物多様性を守ることに繋がります。

今後、急速な高齢化と人口減少が進む中、地域の活力維持のためには、食料やエネルギーをはじめとする地域の資源を地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の社会形成のあり方が重要な視点となっていきます。適切な利用により永続的に恵みを得ることができる生物多様性は、自立分散型社会を支える不可欠な地域資源であり、そうした意味からも私たちは自然との関わりを改めて見直す必要があります。

これからの私たちは、経済発展による豊かさだけでなく、より長期的な視野をもって自然による豊かさを目指す必要があります。新たな社会の仕組みにより、私たちは生きものへのまなざしを育み、自然や生きものと新たな関係性を再構築していきます。

その結果、2050年の福岡県は、自然の恵みからもたらされる福利が県民の幸福度を下支えする成熟した社会となっています。

2. 目指す社会のイメージ

(1) 2050年の人々の暮らしや社会の様子

- 県民の意識や社会のシステムに「将来への責務」が根付くとともに、生物多様性の重要性が社会に浸透し、持続可能な社会づくりが進んでいます。
- より便利で安全安心な暮らしを求めて開発が進む中でも、貴重な自然が適切に保存され、自然と開発の調和が図られています。
- 経済・社会のグリーン化が進み、生態系の維持と経済・社会活動の両立が図られています。生物多様性の持続可能な利用を考慮した事業活動が行われるとともに、消費者は率先して、環境ラベル製品など生物多様性に配慮した商品を購入しています。
- 環境負荷による社会的コストが適正に原因者に転嫁されています。逆に、生物多様性や環境に貢献する社会経済活動が推奨され、県や市町村の政策に生物多様性が明確に位置づけられています。
- 多くの人々が、余暇のなかで自然とのふれあいを楽しんでいます。里地里山里海は、レクリエーションや学習の場として利用され、週末には多くの市民の憩いの場となっています。
- 自分の住む地域の自然や生きものに関心を持ち、その変化を感じ取る人々が増えています。また、地域の自然や生きもの、移りゆく季節が織り成す自然景観が重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいます。
- 人々の暮らしに「地域への参加」が大きな位置を占めています。通勤・通学や家族行事と同じ程度に、地域活動が重視され、生物多様性保全活動など身近な自然を守る活動を通して再構築されたコミュニティが県内各地で形成されています。
- 農林水産業では、多くの生きものが生育・生息するなかで、生物多様性に配慮した効率的かつ持続的な生産が行われています。また、里地里山里海では、地域資源を活かした様々なビジネスが営まれ、活気にあふれています。

(2) 2050年の各地域のイメージ

■森林



- 英彦山や脊振山をはじめとするブナ林など、各地の自然林が周辺の森林とともによく保全されています。そこにはクマタカが舞う姿がみられ、樹洞をもつ巨木にはフクロウやムササビなどの生きものがすんでいます。
- シイ・カシ類などの常緑広葉樹林、コナラなどの落葉広葉樹林、アカマツなどの針葉樹林など、多様な二次林が各地で見られます。
- 人工林は適切に管理されて林床は明るくなり、様々な生きものがみられます。
- 森林の連続性が保全・再生され、多様な生きものを育てています。
- 森林の持つ多面的機能を維持・活用するために、様々な人々が森林管理に関わっており、多様な生きものの保全とともに、自然災害への備えとしても機能しています。
- 林業以外にも散策や環境教育、山菜取りなど多くの人々に森林が利用され、多様な暮らしや働き方ができる場としても注目されています。
- シカによる食害で危機的な状況であった植生が回復し、森林には様々な植物が復活し、健全な森林生態系が取り戻されています。

■農村



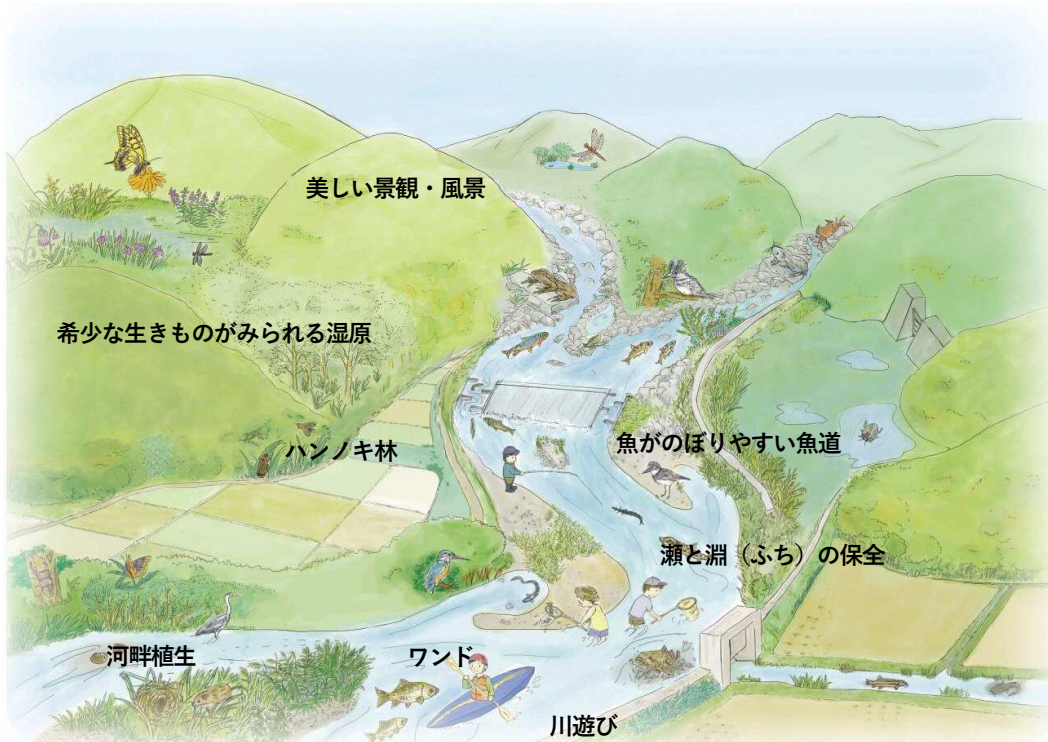
- 水田をはじめとする農地やため池、水路は、カエルやトンボ、ドジョウ、メダカなど、多様な生きものの生息の場となっています。畦（あぜ）やため池、水路の堤などの草地には、様々な在来の草花がみられます。
- 多くの田んぼや畑で化学肥料や農薬などをできるだけ利用しない環境に優しい農業が営まれ、農地や水路の生きものが大切にされています。
- 農地の草刈りや、ため池、水路、クリークの定期的な池干しや泥上げ、補修などの作業には、集落の農家だけでなく、ボランティアや都市住民の姿がみられます。
- 平尾台や夜須高原などの二次草原では、火入れや採草による適切な管理が行われ、希少な植物の宝庫となっています。
- 農村部では、地域の資源や生きものの恵みを活かした地場産業が盛んになり、若い世代が都市部から移り住んでいます。また、週末に農村部に訪れる人が増え、活気にあふれています。
- 子どもたちが田んぼや畑に入って生きものと触れ合い、命の大切さや生きものの不思議、生態などについて学ぶ姿がみられます。
- 棚田をはじめとする里地里山の美しい景観が保全され、人々に癒しや安らぎを与えています。
- 豊かな自然が育んだ食文化や豊穰祈願祭などのお祭りが各地域で大切にされ、生きものやその恵みに対する感謝の気持ちも世代を超えて受け継がれています。

■都市



- ▶ 都市はコンパクトに集約され、郊外には豊かな自然が保全されています。
- ▶ 鎮守の森、城跡、屋敷林、公園、街路樹、都市内の農地には、季節を感じさせる多種多様な在来の植物と野鳥や昆虫などの動物がみられ、人々に自然とのふれあいや憩いの空間を提供しています。
- ▶ 街中の河川は、都市の貴重な自然として、多くの市民に愛され利用されています。親水広場では家族連れや子どもたちでにぎわい、水鳥や魚の群れがみられます。
- ▶ 学校などの教育施設では、環境教育の一環として、雑木林や草原、水辺などのビオトープの整備が進み、児童生徒、学生が学習や研究に利用しています。
- ▶ 住宅地では、各家庭の庭木や花壇、菜園などが生物多様性を育んでいます。庭に訪れる野鳥や昆虫などへ人々の温かなまなざしが向けられています。
- ▶ ビルや工場の敷地には多種多様な植物で構成された緑地帯がみられます。建物には、屋上緑化や壁面緑化が施され、都市部の気温上昇を緩和しています。また、植栽された樹木や植物は、人々に身近な四季折々の変化をみせてくれるだけでなく、多くの昆虫類・鳥類等のすみかにもなっています。

■河川・湿原



- 河川では、上流から下流にかけて、瀬や淵（ふち）、川原、ワンド、河畔植生などの多様で変化のある自然景観がみられます。
- 河川における堰（せき）などの横断構造物には、そこにすむ生きものに配慮した魚道が設置され、本流と支流、河川と農業水路等との段差も解消されて、多くの生きものの移動が容易になっています。
- 堤防や堰（せき）などの人工構造物は河川景観に溶け込むよう設計され、河川特有の自然景観が再生されています。川沿いの散策を楽しむ人々や、川遊びなどを楽しむ子どもたちがよくみられます。
- 流域全体での治水対策（流域治水）の考え方が浸透し、遊水地や放水路などを活用した総合的な治水対策が各地で行われています。それらの遊水地や放水路は、メダカやゲンゴロウ、水生植物などにとってすみよい場所となり、治水と生態系保全の両立が実現しています。
- 河川改修時や災害復旧時には、多自然川づくりの考えに基づいた工事が行われ、河川に多くの在来の生きものが戻っています。
- 県内の4つの流域圏では、地史の影響を受けた固有の河川生物相がみられます。
- 湿原や湿生林などが保全・再生され、各地でみられます。ここでは、希少な動物に出会うこともできます。

■沿岸・海洋



- 筑前海の海岸では、大きな弧を描きながら突端の岬になだらかに吸い込まれていく長汀曲浦（ちょうていきょくほ）の砂浜とそれに続く砂丘がみられます。ここでは、様々な海浜植物やアカウミガメの産卵などがみられます。
- 有明海や豊前海では広大な干潟がみられ、シチメンソウなどの植物や、カニなどの甲殻類、貝類、渡り鳥などの多種多様な生きものがみられます。人々は潮干狩りを楽しみ、漁業を営む人々の生活が感じられる里海の景観が広がっています。
- 沿岸の浅い海には、海藻が生い茂る「藻場」がいたるところにみられます。澄んだ海には太陽の光がよく届き、あたかも海中の草原か森林のようです。ここでは多種多様な魚介類がみられ、漁業を生業とする人々の暮らしを支えています。
- 漁港では、近海の漁場から四季折々の多様な魚介類が水揚げされています。以前は数が減少し、あまり捕れなかった魚介類もたくさんみられ、県民の食卓を豊かなものにしてくれています。
- 海岸漂着物の除去活動に協力するボランティアや都市住民の姿がみられます。

■2050年の自然共生社会 ～自然の恵みと人のつながり～

地域循環共生圏のイラスト（調整中）

- 食料や水、物資、エネルギーなどの自然資源が県内又は地域内で活用・循環され、地域の活力が最大限に発揮されています。
- 自然資源を生み出す基盤となる生物多様性の保全活動が各地で活発に行われ、将来にわたって生物多様性の恵みを享受しています。
- 都市に住む人々と農山漁村に住む人々の交流・協働が盛んに行われています。ここでは、それぞれの地域が持つ特性や強みが活かされ、互いに補完し合いながら、自立分散型の社会が形成されています。

3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標

2050年の目指す社会「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを実感できる社会」を実現するためには、生物多様性や生態系の価値が尊重されつつ、持続可能な利用が行われ、次の世代に確実に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。また、行政のみでそうした社会づくりを進めるのは困難であり、県民や事業者、NPO等、教育・研究機関などの社会を構成する様々な主体が、それぞれの得意分野を活かして連携・協働していくことが必要となります。

このため、私たちが起こすべき行動を4つの「行動指針」として設定するとともに、この4つの「行動指針」のもと、どのような観点から取組を進めていくべきかを明確にするため、2022（令和4）年度からの5年間に取り組む目標として、12の目標を設定しました。

この行動指針は、2013（平成25）年に策定した生物多様性戦略の4つの「行動目標」を踏襲して、新たに指針として位置づけたものです。この指針のもとに、より具体的な到達点・経過点として12の目標を掲げました。

行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

- 目標1-1** 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます
- 目標1-2** 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります
- 目標1-3** 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します

私たちの暮らしは生物多様性の恵みによって支えられています。これまでも、生物多様性の損失を止めるため、様々な普及啓発や環境教育・体験活動の促進などに取り組んできました。しかし、生物多様性に対する県民の理解・関心の高まりは、いまだ十分とは言えない状況です。

今後の私たちの暮らしや事業活動のあり方が、生物多様性の損失や回復の方向性を大きく左右すること、また人と生物多様性との関わりの中で長い時間をかけて蓄積されてきた地域の歴史・文化（食文化や祭り等）が、人口減少や高齢化などにより、急速に失われつつあるといった課題を踏まえ、上記のとおり3つの目標を設定しました。

この3つの目標に沿った取組を通じて、各主体が生物多様性の重要性を理解・体感し、生物多様性に配慮した具体的かつ効果的な行動を起こすきっかけづくりを進めます。

行動指針 2 生物多様性の保全と再生を図ります

- 目標 2-1** 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます
- 目標 2-2** 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します
- 目標 2-3** ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます
- 目標 2-4** 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します

本県は、多様な環境と地域ごとの固有の地史を持つ地域で、多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が存在しています。一方で、開発行為や里地里山の管理不足、野生鳥獣や侵略的外来種の生息域の拡大など、生物多様性を損なう様々な脅威にさらされています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症が世界中で多発しています。これは、都市化や開発等により、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから、動物の感染症に対する抵抗力を持たない人にも伝播するようになったことが原因とされています。これに対応するためには、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

こうした生物多様性の現状やワンヘルスの理念を踏まえ、上記のとおり4つの目標を設定しました。この4つの目標に沿った取組を通じて、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持を図っていきます。

行動指針 3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります

- 目標 3-1** 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります
- 目標 3-2** 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます
- 目標 3-3** 自然環境や生態系を活用した気候変動対策を推進するとともに、その考え方をグリーンインフラや防災・減災に適用していくことを検討します

私たちの暮らしは、毎日の食生活を支える農産物や魚介類などの食料をはじめとして、自然の恵みを利用することによって成り立っています。しかし、自然資源は無限ではなく、自然の回復力の限界を超えない範囲で利用しなければ、持続的にその恵み

を享受することができなくなります。

農林水産業は、自然に順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することにより、その恵みを享受する生産活動であることから、その活動を通じて生物多様性の維持・向上を図っていくことが必要です。

また、直接的に生物資源を扱わない事業活動であっても、その多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。このことに対する事業者の理解を促進し、事業活動に生物多様性への配慮を浸透させていくことが必要です。また近年、気候変動や激化する気象災害への対応において、自然環境や生態系の恩恵を活用しようという考え方が広まっていることから、こうした課題を踏まえ、上記のとおり3つの目標を設定しました。

この3つの目標に沿った取組を通じて、将来にわたって生物多様性の恵みを享受できる社会・経済の仕組みの基盤づくりを進めていきます。

行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

目標 4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します

目標 4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます

生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方を社会に浸透させていくためには、行政だけでなく、県民や事業者、NPO等、教育・研究機関などの多様な主体の参加が不可欠です。各主体がそれぞれの得意分野を活かして連携・協働して課題解決に当たることで、より効果の高い取組を実現することができ、その取組を持続的なものにしていくためのネットワークの構築にもつながります。

また、各主体の取組が円滑に行われるためには、生物多様性保全の基礎となる情報を集積し、具体的な対策に活かしていくことが必要です。

こうした課題を踏まえ、上記のとおり2つの目標を設定しました。この2つ目標に沿った取組を通じて、各主体が行動を起こしやすい環境、そして有機的につながる環境づくりを進めていきます。

中表紙

第5章 行動計画.....	109
1. 基本的な考え方.....	110
2. 行動計画.....	113

1. 基本的な考え方

第5章では、2050年の目指す社会の実現に向けて、4つの行動指針を設定し、2022（令和4）年度からの5年間の目標として、12の目標を示しました。本章では、4つの行動指針と12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策を行動計画として示します。

また、個別の施策のうち、目標の達成のために特に優先して実行すべき取組を「重点プロジェクト」と位置づけます。

■行動計画の施策体系

目指す社会 (2050年に実現すること)		生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会	
行動指針		目標	
1	私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1-1	自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます
		1-2	地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります
		1-3	里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します
2	生物多様性の保全と再生を図ります	2-1	重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます
		2-2	絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します
		2-3	ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます
		2-4	開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します
3	生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	3-1	持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります
		3-2	事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます
		3-3	自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します
4	生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	4-1	生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します
		4-2	生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます

■重点プロジェクト一覧

行動指針		重点プロジェクト		
1	私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1	生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信	【新規】
		2	自然公園等における自然体験活動の推進	強化
		3	生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進	強化
		4	食品ロス削減の推進	【新規】
		5	まちとむら交流促進	継続
2	生物多様性の保全と再生を図ります	6	里地里山における生態系保全の推進	【新規】
		7	希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進	【新規】
		8	福岡県レッドデータブックの改訂	継続
		9	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	継続
		10	(ワンヘルス関係) ※検討中	【新規】
		11	侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進	強化
3	生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	12	森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備	継続
		13	(事業者向け啓発) ※検討中	【新規】
4	生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	14	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	継続
		15	生物多様性アドバイザー制度の利用促進	強化

■行動計画策定の視点

本県の戦略では、4つの行動指針のうち、「私たちの暮らしのなかで生物多様性を育むこと」をまず1番目に掲げています。これは、生きものや自然に対する「共感」や「感性」が生物多様性保全の原点であることを伝えたいという意図であり、本県戦略の特色の一つとなっています。

我が国の生物多様性の損失速度は、緩和の傾向がみられるものの、回復傾向には至っておらず、普通種も減少傾向にあるとの指摘がなされています。生物多様性の損失を低減し、回復させるためには、人口減少や産業構造の変化への対応、顕在化する気候変動の課題への対応、人々のビジネスやライフスタイルの変革等に取り組んでいくことが必要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、人と動物、そしてそれを取り巻く環境がそれぞれバランスよく健全であるべきというワンヘルスの考え方が、感染症対策のキーワードとして大いに注目されています。本県においても2021（令和3）年に全国で初めて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定したところです。

このため、本戦略では、こうした社会情勢の変化と前戦略期間における取組の成果と課題を踏まえ、4つの行動指針のもと、2022（令和4）年度からの5年間に取り組む12の目標を新たに設定し、それぞれに個別施策を整理の上、行動計画を策定しました。行動計画の策定に当たり、特に重視した視点は次のとおりです。

①生物多様性の保全等に向けた取組を通して、ワンヘルスの実現に貢献する

人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響しあう一体のものであるとするワンヘルスの理念を踏まえ、生物多様性の保全等に資する各種施策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生態系の維持・向上を図る。

②日常生活を含む様々な社会経済活動に生物多様性を組み込む

ライフスタイルやビジネスなど私たちの社会・経済・暮らしのあり方を変革するため、生物多様性に関する価値観の醸成を図るとともに、日常生活や事業活動などのあらゆる場面で、生物多様性に配慮した行動の実践を促進する。

③人口減少社会や気候変動等の社会的課題に対し、自然を活用した解決の視点を導入する

グリーンインフラ（自然が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用）の中でも特に防災・減災に注目し、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方）の普及と導入の働きかけを進める。さらにはそれらを包含した、自然を活用した解決策（NbS、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方）について啓発を進め、生物多様性の保全につなげていく。

2. 行動計画

行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と理解を深めることが必要です。また、自然を体感する機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習の機会だけでなく、日常生活で自然を感じ、体験できる機会を創出するための取組が大切です。

県の取組

①生物多様性に関する情報発信

重点プロジェクト1／生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信

【新規】 111-01

生物多様性への理解促進を図るため、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム」を開設しました。県民や事業者、保全活動団体、教育機関等に広く周知し活用を働きかけるとともに、掲載内容の充実を図ります。

<提供する情報の例>

- ・福岡県の希少野生生物、侵略的外来種の解説
- ・教育・啓発資料
- ・保全活動等を行う団体・事業者の紹介
- ・生物多様性アドバイザー制度の紹介
- ・生物多様性に関する地理情報 など

〔自然環境課〕

○生物多様性に関する普及啓発 111-02

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性などについて、県や市町村が実施する各種イベントや多様な主体が集う場において、普及啓発を行います。

<イベントの例>

- ・農林水産分野、科学振興分野、文化・教育分野のイベント
- ・広報事業などとタイアップした広い層への普及啓発
- ・市町村が実施する環境関連イベント
- ・県職員による「出前講座」の実施

〔自然環境課〕

○ワンヘルスの理念の普及啓発 【新規】 111-03

人と動物の健康、そして環境の健全性は一つのものであるという「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、本県においても「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。生物多様性の保全や自然とのふれあい等の取組を通じて、ワンヘルスの理念を広く県民に普及啓発します。

〔自然環境課〕

②自然体験の充実

重点プロジェクト2／自然公園等における自然体験活動の推進 【強化】 112-01

生物多様性保全にとって重要な場であり、自然とのふれあいを通じた自然体験の場でもある自然公園及び九州自然歩道では、実際に植物や生きものに触れることができる自然観察モデルコース（5か所）や親子で散策を楽しめるハイキングコース（10か所）を設定しています。また、コースごとに見どころや所要時間等を案内したマップを作成し、市町村や学校、企業等への周知を通じて、県民が自然とふれあい、生物多様性を体感できる機会の創出を図ります。あわせて、自然公園の利用拠点である平尾台自然観察センターや志賀島ビジターセンターの展示物等の更新を進め、自然公園の適切な利用について理解促進を図ります。

〔自然環境課〕

○県立野外施設における自然体験活動等の推進 112-02

市町村や保全活動団体が行う自然とのふれあい活動を支援するため、都市公園、四王寺県民の森や夜須高原記念の森などの森林公園において、自然観察会等を開催するほか、指導者の紹介などを行います。また、利用者が生物多様性の豊かさを体感できる公園づくりや森づくりを進めます

〔公園街路課、社会教育課、林業振興課〕

○森林環境教育の推進 112-03

水源のかん養や生物多様性などの森林の持つ多面的機能について広く啓発し、森林を守り育てる気運の向上を図るため、媒体・イベントによる情報発信や、小学生への森林環境教育などを実施します。

〔林業振興課〕

○緑の少年団への支援 112-04

ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。

〔林業振興課〕

○田んぼの学校の推進 112-05

小学生を対象に農業体験や田んぼの生きもの調査を実施し、農業や農村の多面的機能を啓発する「田んぼの学校」を推進し、農業を支え農業に支えられる生物多様性について理解を深めます。

〔農山漁村振興課〕

○生物多様性を実感できる水辺の創出・利用促進 112-06

川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、水辺の安全講座や観察会を実施し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の利用促進を図ります。

〔河川整備課、自然環境課〕

○県民参加型の水辺観察会 112-07

河川に生息する淡水魚や水生昆虫を指標とした環境の観察会を通じて身近な自然に接することは、環境問題への関心を高める良い機会となることから、県民参加型の水辺観察会を引き続き実施します。

〔自然環境課、環境保全課〕

③教育・学習の機会を活用した啓発

重点プロジェクト3／生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進 【強化】

113-01

小学校における環境教育の実践を支援するため、引き続き、環境教育副読本「みんなの環境」の配布と活用頻度の向上を図ります。

※教育資料の作成について検討中

〔環境政策課、自然環境課〕

○生物多様性に関する環境教育の推進 113-02

「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等促進法に基づく「行動計画」と位置づけ、環境教育の推進に計画的に取り組めます。また、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等の各段階において、生物多様性や持続可能な開発のための教育（ESD）をテーマにした教職員対象の研修の実施や、講師人材の育成・登録に取り組めます。

〔環境政策課、自然環境課、私学振興課、義務教育課、高校教育課〕

○県立社会教育施設における自然体験活動等の推進 113-03

青少年の自然体験活動の促進と生物多様性の普及を推進するため、社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」などの社会教育施設において、生物多様性保全に関する環境教育講座、自然体験活動の充実、指導者の養成などを行

います。

〔社会教育課、自然環境課〕

○こどもエコクラブ活動の推進 113-04

こどもエコクラブの活動を通じて、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境学習・環境保全活動に取り組めるよう、活動に役立つ情報やエコクラブ間の交流の場の提供、環境学習会等を実施するとともに、こどもエコクラブの登録数増加を図ります。

〔環境政策課、自然環境課〕

○ワンヘルス教育の推進 【新規】 113-05

小中学校、高等学校の各段階において、ワンヘルスに関する児童生徒の理解を深め、基本理念にのっとった行動及び活動を促進するため、ワンヘルスに関する教育啓発資料及び教材を作成するとともに、研究協力校においてワンヘルスに関するモデル的な教育を実施します。このことにより、生物多様性保全に対する理解を深めます。

〔体育スポーツ健康課〕

◆目標1-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組

- ・身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然があるのか探してみましよう。
- ・県の生物多様性情報総合プラットフォームを活用して、福岡県の自然や生きものについて調べてみましょう。
- ・動植物園や水族館、博物館、環境学習施設などを利用し、自然や生きものとふれあうきっかけをつくってみましよう。
- ・自治体や自然保護団体等が開催する自然観察会や自然体験プログラムに参加し、自然を体感しましよう。
- ・ワンヘルスについて解説した啓発資料等を参考に、ワンヘルスの課題や目標に対して、自分たちにできることを考えてみましょう。

事業者の取組

- ・県や市町村が発信する生物多様性に関する情報を積極的に活用し、事業活動における生物多様性への配慮の取組を充実させ、従業員と共有しましよう。
- ・自然環境保護や生物多様性保全に関するテーマを従業員向けの研修に組み込み、従業員が生物多様性保全への意識を持ち、事業活動や日常生活において具体的な行動を実践していくよう働きかけましよう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
生物多様性の認知度	60.0%	37.0%
生物多様性プラットフォーム（ホームページ）へのアクセス数	266,100件	177,391件
平尾台自然観察センターの利用者数	44,000人	39,980人 (2018年度)
こどもエコクラブ登録団体数	200クラブ	143クラブ (2020年度)

目標1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります

持続可能な生産と消費のあり方は、生物多様性の保全と深く関わっていることから、事業者においては、サプライチェーン（原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの一連の流れ）の各段階で生物多様性に配慮することが求められるようになっていきます。また、消費者においては、日常の消費行動の中で、地産地消や環境に配慮した製品の購入、食品ロス、プラスチックごみの削減等を意識し、行動を変えていくことが求められています。このため、地産地消や食育など消費者及び事業者の理解・関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図っていく必要があります。

県の取組

重点プロジェクト4／食品ロス削減の推進【新規】 120-01

食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減すると、食品を生産するための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らし、生物多様性の劣化を抑えることができます。本県では、県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を認識した上で、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を目指し、「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定しました。事業者・県民の意識啓発を図るとともに、フードバンク活動の普及促進や福岡県食品ロス削減県民運動協力店（食べもの余らせん隊）の登録促進等の取組を通じて、県民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって食品ロスの更なる削減を図っていきます。

〔循環型社会推進課〕

○地産地消の推進 120-02

地産地消の取組は、地域の農林水産業の振興とともに、生物多様性保全にも貢献する流通形態です。県民の農林水産業に対する支持拡大を図り、地産地消を推進するため、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、多くの県民や飲食店・企業等の参加のもと、県内の農林漁業の応援団づくりを進めます。

〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕

○生物多様性県民行動リストの見直しと活用促進 【強化】 120-03

県民一人ひとりが日々の生活の中で生物多様性を意識し、その保全と持続可能な利用に向けた行動を取れるよう、生物多様性県民行動リストを作成・配布しています。今後さらなる行動を促していくため、内容を社会情勢の変化や県民の意見を踏まえたものに見直し、生物多様性情報総合プラットフォームを通じて県民の利用促進を図ります。

〔自然環境課〕

○生物多様性に配慮した環境ラベルの普及啓発 120-04

生物多様性等の環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育てるため、生物多様性に配慮した環境ラベルを生物多様性情報総合プラットフォームで紹介するなど普及・啓発に努めます。

〔自然環境課〕

○グリーン購入の普及促進 120-05

グリーン購入は、環境に配慮した製品やサービスを優先的に選択する取組です。県民にグリーン購入の考え方を啓発するとともに、より一層の普及促進を図るため、企業、消費者団体、行政等で構成される「九州グリーン購入ネットワーク」に参画し、セミナーの開催や地域のエコ商品の紹介等を行います。

〔環境保全課〕

○エコファミリー応援事業の推進 【新規】 120-06

家庭で省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」は、地球温暖化対策を通して生物多様性保全にも貢献する活動です。省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めるため、エコファミリーの登録数増加を図るとともに、その活動を支援します。

〔環境保全課〕

○プラスチック資源循環の促進 【新規】 120-07

不適切な管理等により流出したプラスチック類は、海洋汚染やマイクロプラスチック問題などを引き起こします。「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めたワンウェイプラスチックの使用削減や効率的・効果的で持続可能なリサイクルの推進、バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進の取組を中心に、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。

〔循環型社会推進課〕

◆目標1-2に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組

- ・生物多様性や環境に配慮した製品（環境ラベル製品等）やサービスを選びましょう。
- ・地域で採れたものや旬のもの、環境に配慮してつくられた農林水産物を積極的に選び、食品ロスを出さないよう残さずおいしく食べましょう。
- ・節電、節水、ごみ減量やリサイクルなど、日常生活で実践できる環境への配慮に取り組みましょう。

事業者の取組

- ・生物多様性に配慮した製品やサービスを積極的に提供しましょう。
- ・生物多様性や環境に配慮した製品・サービスの認証を取得しましょう。
- ・フードバンク活動や「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」への登録による食品ロス削減の推進、「ふくおか地産地消応援の店」や「ふくおか農林漁業応援団体」への登録による地産地消の推進、「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録によるプラスチックごみ削減の推進など、県民・事業者・行政が一体となった取組に積極的に参加し、環境保護に対する社会の機運醸成に貢献しましょう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
ふくおか地産地消応援の店の数	2,200店	1,659店 (2020年度)
家庭系ごみ排出量（一人1日あたり）	516g (2025年度)	528g (2018年度)



コラム 13 地産地消の推進

(作成中)

目標1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します

農山漁村地域は、日々の食料が生産される場であることはもちろん、美しい景観、豊かな生態系、地域固有の食文化や祭り・伝統芸能等を育み、継承する場となっています。そうした自然の恵みや地域資源の価値の保全と活用を図ることで、活力ある地域づくりや地域の魅力向上につなげていきます。

県の取組

①里地里山里海の適切な管理

○地域景観の保全と伝統的生活文化の継承 131-01

県内の美しい自然景観（白砂青松の海岸、棚田等）等を観光資源として発信していくとともに、ユネスコ世界文化遺産、伝統芸能・工芸、天然記念物等に対する県民の理解を深め、魅力ある地域づくりや、生物多様性とのつながりが深い景観や文化等の保全に貢献します。また、身近な自然や歴史・文化の再認識を通してその保存・活用に関する意識を高めるため、里地里山や屋敷周辺の生垣景観等、歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習を支援、推進します。

〔観光振興課、自然環境課、文化財保護課、社会教育課〕

○中山間地域のサポート体制の強化 【新規】 131-02

中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、草刈りや水路清掃などの地域活動を集落だけで行うことが難しくなっており、このままでは農地や水路等が持つ生物多様性などの多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあります。そのため、ボランティアが行う「中山間応援サポーター」の取組を通じて、地域活動を支援し、生物とその生育環境の維持に貢献します。

〔農山漁村振興課〕

○海岸漂着物等対策の推進 131-03

海岸の無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。また、地域住民やNPO等と連携しながら、海岸におけるごみ対策や清掃活動を推進します。

〔廃棄物対策課、港湾課、農村森林整備課、漁業管理課〕

②生物多様性を活用した魅力ある地域づくり

重点プロジェクト5 / まちとむら交流促進 132-01

農山漁村地域は、県土の保全や水源のかん養、美しい景観や豊かな生態系の保全、郷土料理、文化の伝承など多面的な機能を有しています。魅力ある農山漁村地域に滞在し、自然・文化・人々との交流などを行う「グリーンツーリズム」へのニーズが高まっており、その形態は、農泊やワーケーション、二拠点生活など多様な広がりを見せています。農山漁村地域の持つ多面的機能やその魅力に対する県民の理解を促進するとともに、魅力ある地域づくりによる地域活性化を図るため、農林漁業体験などの体験・交流型や、農泊などによる滞在型の観光等を推進し、まち（都市部）とむら（農山漁村）の地域間交流を促進します。

〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、広域地域振興課、漁業管理課、自然環境課〕

○里地里山里海の魅力や未利用資源の発掘・活用 132-02

優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村地域の活性化を図るため、森林を活用した新たな産業の創出や、就業機会の拡大、里山林などの未利用資源の活用を図ります。

〔農山漁村振興課、林業振興課〕

◆目標1-3に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組・事業者の取組

- ・地域の河川や道路、公園、海岸などで実施される清掃活動や自然保護団体等が実施する生物多様性保全の活動に積極的に参加しましょう。
- ・人と生物多様性との関わりの中で、長年にわたり受け継がれてきた地域固有の伝統食や祭り、伝統芸能、生活文化などについて調べ、参加体験してみましょう。あわせて、その価値や次世代への継承の必要性について積極的に発信しましょう。
- ・里地里山里海で行われているイベントや農林漁業体験、エコツアーなどに参加して、農山漁村地域の自然や生活、文化などを体験し、県内の農林水産業や中山間地域を応援しましょう。

<数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
中山間応援サポーター活動への参加者数	240人	71人 (2020年度)

行動指針2 生物多様性の保全と再生を図ります

目標2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます

生物多様性の保全のためには、地域の特徴的な生態系や自然景観、多様な生物の生息・生育の場としての重要な地域について、十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容等を考慮しながら保全していくことが必要です。

重要地域の保全のための地域指定制度として、生物多様性を含む優れた自然の保全を直接的な目的とするものと、文化財の保護や国土保全、生活環境の確保などであっても、間接的に生物多様性に寄与するものがあります。しかし、直接的に生物多様性を保全する地域指定制度は、生物多様性の観点からみると、指定の実施や規制内容等が十分とはいえません。

そこで、重要な生態系や生物の生息・生育地が、生態系ネットワークの核としてよりよく機能するよう、その見える化と保全に向けた取組が必要です。

県の取組

①生態系ネットワークの形成

○生態系ネットワークの保全の推進 211-01

生態系ネットワークの保全に関する先進的な取組事例を収集し、その考え方について関係部局と情報共有を図るとともに、市町村や県民等に向けた情報発信を行います。

〔自然環境課〕

○森林生態系ネットワークの保全 211-02

地域森林計画を立案する際は、必要に応じて動植物のモニタリング調査等を行い、状況を把握するとともに、野生生物のための回廊の確保に配慮した、適切な森林の整備及び保全の基本方針を示します。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

○水域生態系ネットワークの保全 211-03

水域の動植物にとって、河川や水路が持つ水のネットワークは重要です。河川整備、貯水施設整備、農業施設整備、治山・砂防施設整備等の関係部局がより一層連携し、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全及び形成を図ります。

〔農村森林整備課、河川整備課、砂防課、農山漁村振興課〕

○都市生態系ネットワークの保全 211-04

都市の生態系ネットワークを維持するため、広域的な見地から、市町村による緑の基本計画の策定と適切な保全への誘導を行います。また、生態系ネットワークの形成を図るため、無秩序な市街化の防止や都市公園の整備等の推進、ビオトープ空間の保

全・再生・創出等を行います。

〔都市計画課、公園街路課〕

②重要地域の保全

重点プロジェクト6／里地里山における生態系保全の推進 【新規】 212-01

里地里山は、人の生活と自然が共生することで生物多様性が維持されてきた、重要な地域です。このため、生物多様性保全の観点から、里地里山における野生動物や植物、昆虫等の生息・生育状況について調査を行います。この調査結果を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、ホームページで情報発信することにより、多様な主体による保全・再生活動を促進します。

〔自然環境課〕

○生物多様性の保全上重要な地域の抽出 212-02

自然公園地域などの法令によって保護されている地域以外にも、里地里山など生物多様性が豊かな自然が存在しています。このような自然を適切に保全する仕組みをつくるため、県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出します。

〔自然環境課〕

○自然公園制度による生物多様性保全 212-03

国定公園や県立自然公園等の自然公園区域において、自然の風景地の保護及び利用の増進、生物多様性の確保を適切に行うため、必要に応じて公園計画の見直しを行います。

〔自然環境課〕

○英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業 212-04

英彦山及び犬ヶ岳地区は、多くの絶滅危惧種の生息・生育が確認されている生物多様性保全上重要な地域ですが、過密になったシカの食害により、生物多様性の劣化や景観の改変が生じています。そこで、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、シカ防護柵の設置・維持管理とシカの捕獲等を実施します。

〔自然環境課〕

○市町村自然環境保全地域等に対する支援 212-05

市町村が策定する環境基本計画や自然環境保全条例等で示された重要地域について、生物多様性の保全方法や配慮事項に関して、必要な助言等を行います。

〔自然環境課〕

○自然公園指導員や環境保全指導員の活動推進 212-06

自然公園や自然環境保全地域では、自然公園指導員や環境保全指導員による現状把握及び利用者に対する助言・指導を行っています。指導員の活動を推進することにより、公園の保護と適正な利用を図ります。

〔自然環境課〕

○鳥獣保護区の指定 212-07

鳥獣保護区は、鳥獣の生息環境の確保だけでなく、鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも貢献します。鳥獣の重要な生息地については、引き続き鳥獣保護区の指定を検討します。

〔自然環境課〕

○鳥獣保護管理員の活動推進 212-08

鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、適正な管理や鳥獣の生態などに関する普及啓発を行います。

〔自然環境課〕

○ラムサール条約湿地に関する取組 212-09

地域の理解と協力が得られる場合であって、国際的に重要な湿地の基準を満たし、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、登録に向けた市町村の取組を促進します。

〔自然環境課〕

○都市の生物多様性の確保 212-10

都市における生物多様性を確保する観点から、市町村による都市計画制度や緑地保全制度の活用により、都市地域における緑地の保全と創出に努めます。また、多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの制度の普及に努めます。

〔都市計画課、公園街路課〕

○島嶼の生物多様性保全 212-11

島嶼（とうしょ）地域は、本土地域と比べ、開発等の人為的影響が少ないことから、良好な生態系が保全され、絶滅危惧種などの生息・生育場所としても重要です。一方で、当地域の生態系は、小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ島嶼地域独特のものであり、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域といえます。当地域の豊かな生物多様性とその価値を、島民をはじめ多くの県民に気付いてもらい、保全と地域資源としての利用に向けた取組を促進します。

〔自然環境課、広域地域振興課〕

○天然記念物等の指定の推進 212-12

地域の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示した「福岡県文化財保護大綱」に基づき、人間と自然との関わりの中で育まれてきた文化的な所産を保護する観点から、文化庁や市町村と連携して名勝・天然記念物の指定及び重要文化的景観の選定を推進します。

〔文化財保護課〕

○天然記念物等の保存活用の推進 212-13

史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観などに指定・登録された物件や地域について保存活用計画を策定し、文化庁や市町村との連携のもと復元、修理などの取組を行い、適切な風致の多様性と生物多様性の保全を推進します。また、文化財の保存や活用に関する普及啓発を図るため、市町村や地域住民が実施する勉強会や環境学習などの取組を支援します。

〔自然環境課、文化財保護課〕

○世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」における生物多様性保全

212-14

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値の保全の観点から、構成資産とその周辺にあたる緩衝地帯の生物多様性の保全は重要です。本遺産群における生物多様性については、遺産群の構成要素の一つとして、引き続き保全に取り組みます。

〔九州国立博物館・世界遺産室〕

◆目標2-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組

- ・自然公園や九州自然歩道などを利用するときは、動植物や鉱物を持ち帰らないなど法律で規制されているルールを遵守しましょう。
- ・登山道以外の道を歩かない、ごみを捨てないなどのマナーを守り、みんなが快適に利用できるよう、自然と他者への思いやりを持って行動しましょう。

事業者の取組

- ・多様な生物の生息・生育地、移動経路などが確保されるよう、生物多様性に配慮した上で、事業所敷地や屋上・壁面の緑化に取り組みましょう。
- ・工場や住宅地の調整池は、生物多様性に配慮したものとなるよう、舗装面積の削減や多自然護岸の採用などの配慮を行いましょう。

目標 2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します

種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。本県では、これまでに 53 種の動物種が姿を消し、1,010 種が絶滅危惧種に選定されています。また、種の保存法の国内希少野生動植物種のうち、17 種が県内に生息しています（2021（令和 3）年 1 月時点）。県内の種をこれ以上消滅させないために、これらの種と生息・生育環境の保全が必要です。

県の取組

重点プロジェクト 7 / 希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進【新規】

220-01

希少野生動植物種の保護を図ることにより、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。本条例に基づき、「希少野生動植物種保護基本方針」を策定するとともに、特に保護の必要性が高い 20 種を「指定希少野生動植物種」に指定しました。指定種の生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行うとともに、必要に応じて保護回復事業を実施します。併せて、希少種保護に対する県民の意識醸成を図ります。

〔自然環境課〕

重点プロジェクト 8 / 福岡県レッドデータブックの改訂 220-02

絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、本県では、これらの野生生物の生息・生育状況を取りまとめたレッドデータブック（レッドリスト）を 2011（平成 23）年度及び 2014（平成 26）年度に発刊しました。今後も、野生生物の生息・生育状況の継続的な把握に努め、レッドデータブックを定期的に改訂します。次回発刊を予定している 2024（令和 6）年度に向けて、改訂作業を着実に進めていきます。

〔自然環境課〕

○自然公園における指定動植物の見直し 220-03

国定公園及び県立自然公園における公園計画の見直しにあたっては、福岡県レッドデータブックの改訂状況を参考に、採捕を規制する指定動植物を見直します。

〔自然環境課〕

○絶滅危惧種の生息域外保全 220-04

絶滅危惧種については、必要に応じて動物園、植物園、水族館、博物館、保健環境研究所、その他の教育・研究機関と連携し、生息域外での保存を図ります。

〔自然環境課〕

❖目標2-2に関して実践できることを考えてみましょう❖

県民の取組

- ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」について理解するとともに、県内でも絶滅の危機に瀕している野生生物がいることに関心を持ちましょう。県内の希少な野生生物を調べるときは、「福岡県レッドデータブック」を活用しましょう。
- ・希少種の保全対策の実施に協力しましょう。

事業者の取組

- ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」について理解し、事業活動による希少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮しましょう。
- ・所有する土地に希少な野生生物が生息・生育していることが確認された場合は、その保護や環境再生に積極的に取り組みましょう。

<数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
条例で保護される指定希少野生動植物種の種数	増加を目指す	20種

目標 2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます

よくみられる身近な種から希少種まで多様な野生生物が生息・生育できる環境を維持し、人と野生生物の望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。また、生物多様性に重大な影響を及ぼす侵略的外来種である特定外来生物は、県内でも 25 種（2020（令和 2）年 7 月時点）が確認されており、人の生命・身体や農林水産業への被害も懸念されていることから、予防的かつ総合的な対策が必要です。

県の取組

①野生鳥獣の保護管理

重点プロジェクト 9 / 野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進 231-01

野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系への被害対策として、各部局が「福岡県鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、捕獲や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害防止策を総合的に実施しています。しかし、その被害は依然大きいため、引き続き被害防止策を科学的、計画的に実施します。

〔農山漁村振興課、自然環境課、林業振興課〕

重点プロジェクト 10 / （ワンヘルス関係） 【新規】 231-02

※検討中

○有害鳥獣捕獲の担い手確保 231-03

鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻化する中、狩猟の持つ役割と意義はますます高まっています。このため、有害鳥獣捕獲の担い手の確保を目指し、狩猟免許取得に対する支援や技術向上の支援を行うとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置推進や地域ぐるみの被害防止体制を構築し、地域一体となった有害鳥獣捕獲の取組を推進します。

〔農山漁村振興課〕

○ニホンザルの被害防止対策 231-04

ニホンザル（「福岡県レッドデータブック 2011」において準絶滅危惧種に選定）による農業被害の防止にあたっては、遺伝的多様性に配慮しつつ、その生息頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。

〔農山漁村振興課、自然環境課〕

○鳥獣保護管理に関する普及啓発 231-05

鳥獣の保護管理に関する地域住民の理解と協力を促し、人と鳥獣との適切な関係を構築するため、探鳥会や自然環境教育の場などを通じて、安易な保護や餌付けによる影響、鳥獣による生態系・農林水産業などへの被害等について、普及啓発と助言・指導を行います。

〔農山漁村振興課、自然環境課〕

○捕獲鳥獣の有効活用 231-06

イノシシ・シカの捕獲から獣肉の有効活用までの対策を総合的に推進するため、獣肉処理施設の連携による流通体制の整備や処理施設への新たな供給体制の検討、ジビエの消費拡大に向けた啓発活動等を行います。

〔農山漁村振興課〕

○動物保健衛生所の設置検討 【新規】 231-07

ワンヘルスの理念に基づき、家畜、野生動物、愛玩動物の保健衛生を一元的に担う動物保健衛生所の設置に向け、庁内検討会議を開催し検討を進めるとともに、動物保健衛生業務に対応できる職員の育成に取り組みます。

〔畜産課〕

②侵略的外来種の拡大防止

重点プロジェクト 11／侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進

【強化】 232-01

本県における外来種の実態を示した「福岡県侵略的外来種リスト」や、多様な主体が自主的に防除を実施できるよう「侵略的外来種防除マニュアル 2021」や「防除リーフレット」を作成しました。作成した防除マニュアル等は、県関係部局や市町村と共有するほか、生物多様性情報総合プラットフォームや県民向けの出前講座や環境イベント等で周知します。また、防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物については、関係市町村の防除実施計画策定の支援、市町村が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進します。

〔自然環境課、農山漁村振興課〕

○侵略的外来種の啓発促進 232-02

外来種による被害を防止するためには、県民一人ひとりが入れない・捨てない・拡げないの3原則を守ることが大切です。外来種への関心と防除意識の喚起を図るため、県民や事業者に向けて、侵略的外来種の生態や取り扱い方法、ペット外来種の終生飼養に関する情報などを積極的に発信します。

外来種を定着させないためには、その侵入をできるだけ早期に察知し、広がる前に駆除していくことが重要です。このため、国や市町村などと連携しながら、水際対策、発見時の駆除などの対応、県民への周知、注意喚起を行います。

〔自然環境課〕

○水域環境における侵略的外来種の防除支援 232-03

河川や農業用排水路、ため池内における外来種の急速な分布拡大は、流下能力の阻害や生態系への影響など大きな問題となっています。引き続き河川・農業用排水路・ため池における工事にあわせて、必要に応じて外来種の生息・生育状況の確認や市町村と連携した防除支援を進めます。また、効果的な防除手法について技術的な研究及び支援を行います。

〔河川整備課、農村森林整備課、自然環境課〕

◆目標2-3に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組・事業者の取組

- ・ワンヘルスの観点から、人と野生鳥獣との適切な棲み分けの必要性について、理解を深めましょう。
- ・人里に近い森林を所有する場合は、人と野生鳥獣との緩衝地帯としての機能を発揮するよう、下草刈りや間伐など森林の適正な管理を行いましょう。
- ・野生鳥獣との棲み分けを図るため、野生鳥獣に対して安易に餌を与えないようにしましょう。また、餌となるもの（生ごみ、未収穫の果物・野菜など）を放置しないようにしましょう。
- ・地域の自然環境や生物多様性に多大な影響を及ぼす侵略的外来種の危険性について理解を深めましょう。また、防除活動を実施したり、活動に参加したりする場合は、県が作成した防除マニュアル等を参考の上、適切な方法で行いましょう。

県民の取組

- ・ジビエ（捕獲された獣肉）を購入し、消費に協力しましょう。
- ・ペットは最後まで責任をもって飼育し、逃げ出したりしないよう適切な管理をしましょう。特に外国産のペットは安易に飼わず、捨てず、終生飼養をしましょう。

事業者の取組

- ・ヒアリ、セアカゴケグモ、アカカミアリ等の特定外来生物が、事業活動を通じて拡大しないよう、拡大防止のための調査・監視を徹底しましょう。
- ・動物を販売する際は、購入者に対して終生飼養や適切な管理方法などの説明を行い、理解を求めましょう。

<数値目標>

指標項目	目標値 (2026 年度)	現状 (2021 年度)
有害鳥獣の捕獲者数	3,100人	3,004人 (2020 年度)
侵略的外来種防除方法リーフレットの 発行種数	17種	7種 (2020 年度)

目標2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します

開発は、高度経済成長期やバブル経済期（1980年代後半から1990年代初期）ほどではないものの、その影響は依然として大きく、生物多様性の損失に対する直接要因の一つとなっています。開発に伴う影響を適切に回避し、または低減することが必要であり、さらに、すでに消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

県の取組

①生物多様性に配慮した開発工事の推進

○環境影響評価制度による生物多様性保全 241-01

環境影響評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。

〔自然環境課〕

○環境影響評価制度の充実 241-02

環境影響評価の実施における技術的事項等を定めた「福岡県環境影響評価技術指針」や「福岡県環境保全対策技術指針」について、生物多様性配慮の視点からの評価（生態系の保全、重要地域や生態系ネットワークへの配慮等）の導入のための情報収集をします。また、一定規模以上の開発行為について、希少種及びその生息・生育地の保護の観点から必要に応じて締結する「環境保全協定」または「自然環境保全協定」の締結基準等についても見直しを検討し、事業者に対して生物多様性保全に関する環境配慮をより一層促進することを目指します。

〔自然環境課〕

○福岡県公共工事生物多様性配慮指針に基づく公共工事の推進 241-03

公共工事の実施にあたっては、事業の構想段階から多様な主体の参画による合意形成や参加と責任を促す取組を進め、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、在来種を活用した緑化など、生物多様性への配慮を推進し、必要に応じ適切な保全措置を講じるよう努めます。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課、水産振興課、企画課、道路維持課、道路建設課、河川整備課、港湾課、砂防課、都市計画課、公園街路課〕

○公共工事生物多様性配慮事例集の活用 241-04

「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」の取組を推進するため、引き続き、関係課と連携しながら「公共工事生物多様性配慮事例集」を更新し、関係者間で情報共有します。

〔自然環境課、関係各課〕

○福岡県希少野生生物分布情報管理・利用要綱に基づく情報提供 241-05

公共工事を行う際の生物多様性への配慮に関する支援体制として、福岡県希少野生生物分布情報管理・利用要綱に基づき、希少野生生物分布情報の提供や生物多様性配慮に関する助言等を実施しているところであり、市町村も含め、公共工事部局における活用を促進します。

〔自然環境課〕

○福岡県緑化ガイドラインの活用 241-06

県の公共施設や公共工事においては、「福岡県緑化ガイドライン」に基づき、地域の気候や土壌などの自然条件に合い、かつ侵略的外来種を使用しないなど生物多様性に配慮した樹種の選定及び緑化を進め、動植物の生息・生育環境の形成に努めます。

〔自然環境課、関係各課〕

○福岡県環境物品等調達方針の運用 241-07

県が調達する物品や発注する公共工事が生物多様性の保全や資源の持続可能な利用に資するよう「福岡県環境物品等調達方針」を策定しています。引き続きこの方針を運用し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。

〔環境保全課〕

○災害復旧工事における生物多様性配慮 241-08

豪雨・台風・地震等による災害が発生した際は、可能な限り生物多様性に配慮した復旧工事に努めます。河川の災害復旧については、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき行うことを原則とします。なお、重要種の生息・生育・繁殖する可能性が大きい箇所、環境保全上重要な区間・箇所においては、基本方針を踏まえ、特別な配慮を行います。

〔農村森林整備課、道路維持課、砂防課、河川管理課〕

②個別の開発工事における生物多様性への配慮

○治山事業における生物多様性配慮 242-01

国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林等においては、国が策定した「森林整備保全事業計画」に基づき、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。事業実施に当たっては、周辺の生態系や生物多様性の保全に配慮し、森林の有する多面的機能が総合的に発揮されるよう努めます。

〔農村森林整備課〕

○林内路網整備における生物多様性配慮 242-02

林内の路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道及び森林作業道の適切な組み合わせによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工全ての段階で周辺環境との調和を図り、生物多様性に配慮したものとします。

〔農村森林整備課〕

○砂防事業における生物多様性配慮 242-03

砂防堰堤（えんてい）の整備にあたっては、現場条件等を考慮した上で、豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の洪流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を図ることができる透過型砂防堰堤の採用を検討します。

〔砂防課〕

○農業農村整備事業における生物多様性配慮 242-04

農業農村整備事業の実施にあたっては、「福岡県農業農村整備環境対策指針」及び市町村が策定した「農村環境計画（田園環境整備マスタープラン）」を踏まえ、農村の自然や景観等への負荷や影響の回避・低減を図り、自然環境に配慮した事業実施を推進します。また、計画段階から地域の環境情報協議会などを通じて、施設の機能性と安全性を基本に、生物多様性配慮の視点を導入するとともに、必要に応じ、地域住民の理解・参画等や専門家の助言を得て、計画的に推進していきます。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

○都市公園整備における生物多様性配慮 242-05

県民の自然環境に対する関心が高まる中、自然とのふれあいや緑豊かな環境の形成、多様な生物を育むといった都市公園の機能が期待されています。こうした期待に応えるため、人間にとっても動植物にとっても快適な空間となるよう都市公園の整備を推進していきます。

〔公園街路課〕

○街路樹設置における生物多様性配慮 242-06

街路樹の設置に際しては、単一樹種への偏りの防止、地域特性に基づいた在来樹種の選定のほか、生態系ネットワーク形成を考慮した樹種の導入を図ります。また、街路樹の設置や枝打ちを含む管理は、生物の生息環境調査などに基づく適切な方針を検討して実施し、生物の移動経路としての機能の確保に配慮します。

〔公園街路課〕

○道路建設における生物多様性配慮 242-07

道路建設にあたっては、自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。また、動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。

〔道路建設課、道路維持課、公園街路課、農村森林整備課〕

○都市緑地の保全 242-08

都市に残された樹林地や都市近郊の里地里山などは、動植物の生息・生育拠点であり、生物多様性を確保する観点で重要な環境であることから、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域、市民緑地の制度を活用することで、生物の生息・生育域の保全・再生・創出など市町村の取組を支援します。また、都市部における農地は、生産緑地や市民農園として都市住民が自然とふれあう場となっていることから、必要に応じて、その保全と活用を図ります。

〔公園街路課、都市計画課〕

○多自然川づくりの推進 242-09

河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、上流から下流まで、河川全体の自然の営みと、地域の歴史・文化との調和を視野に入れ、河川が本来有している多様な河川景観を保全・再生し、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上に配慮した河川管理を行います。特に県内に多い中小河川については「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づいた河川改修計画の推進を図ります。また、必要に応じて生態系が復元しているかチェックを行い、生態系に悪影響が出ている場合は、再工事を行うなど順応的な管理を多くの事業で取り入れます。

〔河川整備課〕

○魚道の整備 242-10

水系の連続性確保のため、河川内の堰（せき）等の横断構造物に魚道を整備する取組をさらに進めます。加えて、河川とその流域の水路、ため池、水田等との間の生物の移動を妨げる落差等についても、事業計画時に動物の生息状況の把握に努め、後の管理者となる関係機関と対策工法を検討、協議し、流域全体の連続性の確保に努めま

す。

〔河川整備課、農村森林整備課、農山漁村振興課〕

○河川整備計画に基づく生物多様性保全 242-11

河川やダム湖の水辺に群落を形成する水生植物は、浄化機能を有するだけでなく、魚類やそのエサとなる水生昆虫などの水生生物の生息地として貴重な生態系の一つです。河川やダム湖の整備にあたっては、水生植物群落を適切に維持管理し、望ましい生態系の確保に努めます。また、河川整備計画の策定をとおして住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の保全・再生などの取組、川を活かしたまちづくり活動など様々な分野における市民団体との連携・協働を進めます。

〔河川整備課〕

○河川流量の確保 242-12

河川における流量は生物多様性への影響も大きいことから、ダム下流域の河川環境を保全するために、河川維持放流のほか、弾力的管理試験により貯留した貯留水を有効に活用し、流水の正常な機能の維持に努めます。

〔河川管理課〕

○生物多様性の観点からの総合的水質保全 242-13

水生生物保全に係る環境基準項目等について、水質調査を実施するなど、生物多様性の基盤となる河川、湖沼、沿岸域における総合的な水質保全に引き続き取り組みます。

〔環境保全課〕

○海岸保全基本計画に基づく生物多様性保全 242-14

玄界灘沿岸・有明海沿岸・豊前豊後沿岸の各海岸保全基本計画に基づき、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。推進にあたっては、海岸の侵食に関する実態把握、海岸保全施設が生態系などの自然環境へ与える影響や効果の情報収集に努めます。

〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課、河川整備課〕

○自然環境と調和した海岸の形成 242-15

アカウミガメやカブトガニなどの海洋生物やクロツラヘラサギやコアジサシなどの野鳥の生息場所となっている生物多様性の保全上重要な海岸や自然景観が優れた海岸については、緩傾斜護岸や石積み護岸など生物の生息環境に配慮した護岸形状を採用したり、砂浜や干潟の保全を行うなど、自然環境と調和した海岸の形成を推進します。

〔港湾課、水産振興課、自然環境課、農村森林整備課〕

○漁港漁場整備における生物多様性配慮 242-16

漁港漁場は、安定した漁業の生産基盤であるだけでなく、静穏な水域や遮蔽物の提供、餌料生物の蛸集（いしゅう）や生産等により、海洋生物の産卵場や仔稚魚（しちぎょ）の育成場としての役割も担っています。そのため、漁港漁場整備に際しては、対象水産資源の生態のみならず、底生生物や藻類などの生物の多様性にも配慮し、水産資源の持続的な利用を図るために整備を推進します

〔水産振興課〕

○港湾整備における生物多様性配慮 242-17

港湾整備において、環境に配慮すべき場所では、生物共生機能を付加させることにより、生物生息場を創出し、良好な海域環境の再生・創出に取り組みます。また、地域住民が自然に親しめる空間とあわせて、多様な生物の生息・生育空間を創出できるような緑地の整備に努めます。

〔港湾課〕

○海砂採取の適正管理 242-18

玄界灘の海砂採取については、漁場や海岸侵食への影響を考え、「福岡県一般海域管理条例」により、採取区域等の規制を行っているところです。今後も、自然環境への影響を監視するために、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、関係部局が連携して海砂採取の適正な管理を行います。

〔港湾課、自然環境課、漁業管理課〕

○再生可能エネルギー導入に際しての生物多様性配慮 【新規】 242-19

※調整中

◆目標2-4に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組

- ・ 開発行為が生物多様性に配慮されたものになっているか、県民の立場から注目しましょう。

事業者の取組

- ・ 開発や土地利用の改変を行う場合は、生物の生息・生育状況や景観、保護価値の重要性などを把握し、開発・土地改変の回避、開発・改変面積の低減、代償措置の優先順位で保全策を検討しましょう。
- ・ 開発に伴う緑化に当たっては、場所に応じて在来種や地域性種苗（その地域に自生

している樹木から採種して育てた苗木) を植栽しましょう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
公共工事生物多様性配慮事例集の掲載 件数	39件	24件 (2020年度)

行動指針 3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります

目標 3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、農林水産業の営みが、人々にとって身近な里地里山里海の自然環境を形成し、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。

本来、農林水産業は、自然に順応するかたちで自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動です。農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性の保全の視点が重要です。

県の取組

① 林業・森林分野における取組

重点プロジェクト 12/ 森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備 311-01

人工林では、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する公益的機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まります。このため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐等の森林整備に取り組み、公益的機能が長期的に発揮できる森林に誘導します。

〔林業振興課〕

○ 地域森林計画に基づく生物多様性保全 311-02

本県の自然的・経済的・社会的条件を踏まえて地域森林計画を策定し、適切に運用します。策定に際しては、生物多様性保全機能など森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標等を定めます。また公益的機能別施業森林の区域（ゾーニング）に関して、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林等を「保健文化機能維持増進森林」とする等、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画の指針を示します。

〔農山漁村振興課〕

○ 保安林制度による生物多様性保全 311-03

公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として計画的に指定するとともに、その適切な管理を推進します。特に、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林において、下層植生豊かな森林形成や広葉樹林化など、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することで、森林と生物多様性の保全を図ります。

〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

○広葉樹林・針広混交林への誘導 311-04

経営が困難な人工林や希少な生物が生息・生育するなど属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる人工林においては、強度間伐による針広混交林化や主伐後の天然更新を進めるとともに、自然林（広葉樹林・針広混交林）へ誘導するための基本的な事項をとりまとめた「自然林誘導ハンドブック」を活用するなどして、自然林へ誘導し、健全な森づくりを推進します。

〔林業振興課、農村森林整備課〕

○広葉樹造林の普及指導 311-05

広葉樹苗木の選択については、地域原種、耐候性、病虫害、遺伝的な多様性、遺伝子非かく乱性などを考慮する必要があります。このため、県内での広葉樹造林に適した樹種の施業技術について、林業家や林業事業体などに普及指導します。

〔農山漁村振興課〕

○放置竹林対策の推進 311-06

放置竹林の拡大を防ぐため、市町村や森林組合に対し、他の樹種への植え替えや、人工林に侵入した竹の伐採等の支援を行います。また関係自治体と連携強化を図りながら、造林事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金、森林環境譲与税等を活用して放置竹林対策を推進し、生物多様性の保全に貢献します。

〔林業振興課、農山漁村振興課〕

○自伐林家の育成 311-07

近年、地域の森林・林業を支える主体の一つとして自伐林家が注目されています。このため、各種支援制度や経営モデル等の情報を整理した「自伐型林業の手引き」を作成、配布するとともに、森林の有する公益的機能の長期的な発揮に向け、研修等により自伐林家を育成します。

〔林業振興課〕

○多様な担い手による森林（もり）づくりの推進 311-08

NPOや森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林（もり）づくりを推進するとともに、森林づくり活動に関心のある企業などを対象に、森林の整備・保全活動ができる森林をフィールドとして紹介し、活動の支援を行います。

〔農山漁村振興課、林業振興課〕

○県産木材の利用促進 【新規】 311-09

木造・木質化のモデルとなる優れた建築物の表彰、アドバイザー派遣による県産木材利用の提案や技術的な支援等の取組を通じ、住宅や民間・市町村施設における県産木材の利用を推進します。また、家具業界団体と連携し、広葉樹（センダン等）を活用した家具の販路拡大にも取り組みます。

〔林業振興課〕

○建築物等における木材の利用の促進 311-10

「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等における県産木材の積極的利用を推進します。また、県産木材の利用を推進することで、山村地域の活性化にも貢献します。

〔林業振興課〕

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進 311-11

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、県が木材・木材製品を調達する際は森林認証などにより証明されたものとするとともに、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、民間企業、一般消費者まで合法伐採木材等の普及に努めます。

〔林業振興課〕

○森林認証制度への支援 【新規】 311-12

生物多様性の維持・向上など環境に配慮した持続可能な森林経営を認証する「森林認証制度」の取組が国際的に進んでいます。森林認証制度の普及に向け、県内自治体の率先した取組を支援します。

〔林業振興課〕

○フォレスター及び森林施業プランナーの育成 311-13

水源のかん養や生物多様性保全などの森林の持つ多面的機能を重視し、市町村の森林整備計画の策定を支援する森林総合監理士（フォレスター）及び地域の森林経営計画の策定を支援する森林施業プランナーの育成に取り組みます。

〔林業振興課〕



コラム 14 森林の有する多面的機能

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健やレクリエーションの場の提供など多くの機能を有しています。これらの機能は、森林の有する多面的機能といわれており、私たちに様々な恵みをもたらしてくれています。

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるためには、森林を適正に管理する必要があります。特に、近年は、頻発化・激甚化する豪雨災害などの自然災害に対する土砂災害防止・土壌保全機能や、脱炭素社会の実現に向けたCO₂吸収源としての地球環境保全機能が注目されており、森林管理の重要性が益々高くなっています。しかし、森林管理の担い手となる林業従事者は減少傾向にあり、今後、荒廃が進み多面的機能が発揮できなくなるおそれのある人工林は県内で約3万haにもなるとの予測が示されています。

そこで、本県では、荒廃森林再生事業や森林（もり）づくり活動公募事業、情報発信事業などをおして、多様な主体による森林保全を推進しています。また、県内の市町村では、国の森林環境譲与税を活用し、荒廃のおそれのある森林の強度間伐等が行われるとともに、平成29年7月九州北部豪雨を踏まえ、流木化する可能性の高い立木を伐採して搬出するなどの防災対策も併せて行われています。



*図内の金額は、日本学術会議が試算した国内の森林の有する各機能に対する貨幣評価です。

出典：日本の森林・林業の今（林野庁）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/30hakusyo_info/index.html

森林の有する多面的機能のイメージ

②農業・農地分野における取組

○ふくおかエコ農産物認証制度の推進等 312-01

化学肥料、化学合成農薬を慣行の5割以上低減する栽培を認証する「ふくおかエコ農産物認証制度」の取組を推進することで、生物多様性の保全に貢献します。また、直売所等において生産者とともに認証農産物の販売を行うなど様々な機会を活用し、環境保全型農業等の普及啓発に取り組みます。

〔食の安全・地産地消課、農林水産政策課〕

○環境保全型農業直接支払制度による生物多様性保全 312-02

化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入促進を図り、併せて生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組を支援します。支援対象となる生物多様性関連の取組メニューについては、国が全国一律に提示したもののだけでなく、本県の自然的社会的条件に応じた特認取組を国に申請し、地域の生物多様性に貢献する環境保全型農業をより一層推進します。

〔食の安全・地産地消課〕

○中山間地域等直接支払制度による生物多様性保全 312-03

適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から「中山間地域等直接支払制度」で中山間地域などへの支援を行います。これにより地域協働活動を活性化し、中山間地域が有する県土の保全や生物多様性の保全等の様々な効果の発揮を図ります。

〔農山漁村振興課〕

○多面的機能支払制度による生物多様性保全 312-04

多様な生物を育む場ともなる農地や農業水利施設等の資源が、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保安全管理が困難となっています。地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保安全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援します。さらに、集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組を支援します。

〔農山漁村振興課〕

○総合的病害虫・雑草管理の推進 312-05

病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。

〔経営技術支援課〕

○GAP 認証取得の推進 312-06

GAP（農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の考え方を兼ね備えた持続可能な農業生産を確保するための取組です。福岡県 GAP や国際水準 GAP の認証取得を推進し、制度の普及拡大を図ることにより、農業生産の持続可能性を確保します。

〔食の安全・地産地消課〕

○伝統野菜の保存と普及 312-07

県内では、かつお菜、山潮菜、八媛在来かぼちゃ、蒲池大水芋などの伝統野菜が栽培されています。これら地方品種の栽培にあたっては関係機関とも連携の上、必要に応じて技術的支援を図っていきます。

〔経営技術支援課〕

③漁業・沿岸分野における取組

○福岡県資源管理方針に基づく適切な資源管理 313-01

海洋生態系を健全に保ち、水産資源を持続可能に利用するためには、資源管理型漁業の推進が必要であり、公的規制と併せて漁業者による自主的な資源管理が行われています。また、資源が著しく減少、あるいは広い海域で管理が必要な魚種については、関係県で資源管理方針を策定し、資源の保存・管理を推進します。

〔水産振興課〕

○資源管理協定に基づく適切な資源管理 313-02

水産資源の持続的利用を図るため、資源状況等に即して休漁、漁具、漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの取組を推進する必要があります。これまで漁業者によって自主的に取り組まれてきた資源管理計画は、漁業法の改正に伴い、新たな制度である資源管理協定に順次移行されます。このため、県では、漁業者の理解と協力を得ながら、新たな資源管理の取組を推進していきます。

〔水産振興課〕

○水産資源の動向把握と管理 313-03

水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要です。そのため、水産海洋技術センターでは、引き続き水産資源の動向把握評価を行うとともに、保存・管理については、最新の科学的知見に基づいた取組を行っていきます。

〔水産振興課〕

○栽培漁業における生物多様性配慮 313-04

放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系

群への影響などに配慮するなど、県が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に基づいた環境・生態系と調和した増殖を推進するとともに、放流ガイドラインを策定し、啓発に努めます。

〔水産振興課〕

○養殖漁場の改善 313-05

養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進し、策定した漁業者に対して活動を支援します。

〔水産振興課〕

○藻場・干潟の保全 313-06

藻場や干潟は、遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻（草）や二枚貝稚貝の移植、有害生物の除去など適切な管理により、生態系の健全性を維持することができます。このため、環境・生態系の維持・回復を目的とした水産庁、県、市町村による水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、漁業者や地域住民などによる藻場・干潟の保全活動を支援し、藻場・干潟の保全をより一層推進します。

〔漁業管理課〕

○内水面における適切な水産資源の増殖 313-07

漁業免許付与に伴う漁業対象魚の増殖義務にかかる漁協の増殖活動について、最新の科学的知見と持続可能な漁業資源確保の観点から、種苗放流による増殖のほか、産卵場造成や生息環境の保全・再生による増殖についても普及に取り組みます。

〔水産振興課〕

○内水面における外来生物等による被害の防止 313-08

生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、オオクチバスなど外来生物の防除研究、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。

〔水産振興課〕

○海洋プラスチック・海岸漂着物対策の推進 【強化】 313-09

近年、ポリ袋やマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック）等の海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が指摘されています。プラスチックを含む海岸漂着物は、河川を經由して流れ込んだものや現地でのポイ捨て等によるものも多く含まれていることから、福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸漂着物の発生抑制を含めた海岸環境の保全についての普及啓発を行うとともに、海岸漂着物の回収等に取り組みます。また、2019（令和元）年度に立ち上げた海岸漂着物対策推進連絡会議において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、県

及び市町村が連携し、海岸環境保全に取り組みます。

〔廃棄物対策課、漁業管理課、港湾課〕

○漁業者による海洋ごみの回収の促進 313-10

漁場へ流入したごみは、漁業の操業に支障をきたすだけでなく、海洋生物の生息場にも悪影響を与えることがあります。県では、漁業者が行う漁場へ流入したごみの回収作業に対する支援をすることで、漁場を含めた海域の生態系の保全に貢献します。

〔漁業管理課〕

◆目標3-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組

- ・私たちの生存に欠かせない食料や生活資材を供給する農林水産業の持続可能な維持・発展には、生物多様性が重要な役割を果たしていることについて理解を深めましょう。
- ・「ふくおかエコ農産物（農薬・化学肥料の使用量が半分以下の農産物）」や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に購入しましょう。また、県産材を積極的に利用しましょう。
- ・山菜、きのこ、アサリなどの天然資源は、環境や生態に配慮し、採りすぎないことを意識しながら収穫を楽しみましょう。

事業者の取組

- ・森林の間伐等の施業を適切に実施し、野生生物の生息・生育地として良好な環境を創出しましょう。
- ・農薬・化学肥料の使用頻度や量をなるべく減らし、環境に優しい農業に取り組みましょう。
- ・漁獲量や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理しましょう。

<数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
森林荒廃の未然防止に取り組む面積	累計9,400ha	累計3,700ha (2020年度)
農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha	41,545ha (2020年度)
藻場・干潟の保全に取り組む人数	850人	758人 (2020年度)

目標3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます

事業者は、製品やサービスを通じて、自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全等に取り組むことは、自然共生社会の実現に向けて、社会全体の動きを加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。

県の取組

重点プロジェクト13／（事業者向け啓発） 【新規】 320-01

※検討中

○生物多様性民間参画ガイドラインの普及 320-02

事業者に対し、国が策定した「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及広報や、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性保全への民間参画を促進します。また、県内企業の優良取組事例の紹介を行います。

〔自然環境課〕

○企業所有地における生物多様性保全 320-03

企業が所有している土地で、良好な自然環境が維持されている土地については、野生生物の保全活動や環境教育の場として活用していくことが望まれます。また、工場立地法により一定規模以上の工場に義務づけられている緑地や都市部のあまり利用されていない所有地については、身近な生物の生息・生育地やビオトープづくりの場などとしての活用も考えられるため、生物多様性情報総合プラットフォームを活用し、事例紹介などにより土地の有効活用を呼びかけていきます。

〔自然環境課〕

○事業者が実施する緑化再生への支援 320-04

都市計画法に基づく開発行為のほか、岩石採取、林地開発及び土砂埋立て等の許可・認可に係る計画地において、事業者が取り組む緑化再生が、生物多様性に資するものとなるよう、事業者等に対して、研修会を実施したり、福岡県緑化ガイドライン公開

の検討を行うなどして、自主的な取組を支援します。

〔工業保安課、農山漁村振興課、都市計画課、自然環境課〕

○企業と NPO 等との連携促進 320-05

生物多様性保全に関する専門性とネットワークを持つ NPO 等とパートナーシップを組むことで、企業の社会貢献活動の充実が図れます。生物多様性保全活動に関心を持つ企業を探索するとともに、これらの企業と、企業の持つ資源を活用した協働を希望する NPO 等とのマッチングを支援するために、企業側と NPO 側両方に向けて協働事例等の情報発信を行うなどして、両者による活動を促進します。

〔社会活動推進課、自然環境課〕

◆目標 3-2 に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組

- ・自然環境保護や生物多様性の保全等を目的とした企業の CSR（企業の社会的責任）や生物多様性に配慮された事業活動について、県民の立場から注目し、製品やサービス、投資先等を選択する際の参考にしてみましょう。
- ・企業と NPO 等とのパートナーシップによる生物多様性保全等の取組に関心を持ち、活動に参加できる場合は参加して応援しましょう。

事業者の取組

- ・CSR（企業の社会的責任）や SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょう。
- ・「生物多様性民間参画ガイドライン及び事例集（2017年環境省）」を参考に、生物多様性保全を含めた環境保全の取組を積極的に行いましょう。また、事業活動の各段階で生物多様性への影響を評価し、その影響を低減するよう努めましょう。
- ・自社の生物多様性や環境配慮の取組に関する情報は、ホームページや SNS などを通じて消費者やユーザーに対し積極的に開示・発信しましょう。消費者等からの支持や投資家の評価につながることで期待されるだけでなく、生物多様性に関する社会の機運醸成にもつながります。
- ・自社の生物多様性や環境配慮の取組を実施する際は、専門性を有する NPO 等とパートナーシップを組むなど、より効果的な取組の実現を目指しましょう。

<数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
「エコ事業所」登録事業所数	2,974事業所	2,374事業所 (2021(令和3)年度当初)

目標3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件の変化は生物多様性の保全と密接な関わりがあります。生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や各種産業、私たちの暮らしにも影響を与えることから、総合的な地球温暖化対策と相互に関連しあいながら生物多様性の保全を図っていく必要があります。

また、最近では、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」に対する関心が高まっています。NbSは生態系を活用した適応策（EbA）、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）などを包含する大きな考え方にとどまらず、持続可能な地域づくりなど幅広い分野の社会的課題の解決に取り入れていくことが重要です。NbSは自然共生社会、脱炭素社会及び循環型社会の同時実現を目指す統合的な取組であり、この考え方や重要性について、社会への浸透を図っていく必要があります。

県の取組

①気候変動影響に関する取組の推進

○地球温暖化対策の推進 【強化】 331-01

2021（令和3）年度末に、地球温暖化対策推進法の基本理念や国の地球温暖化対策計画の改定内容等を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、新たな「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。これに基づき総合的な地球温暖化対策を推進することで、生物多様性の保全に寄与します。また、福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動により、地域住民からの相談対応等、地域に密着した啓発活動を推進します。

〔環境保全課〕

○都市緑化の推進 331-02

都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。また、在来種を用いた効果的な緑化方法や優良事例について、情報収集を行います。

〔公園街路課、環境保全課、自然環境課〕

○木質バイオマスの有効利用の推進 331-03

間伐材等木質バイオマスの有効利用の推進については、森林保全、林業振興、地域産業活性化、生物多様性保全、地球温暖化対策等の経済と環境が両立する複合的な効果が高いことから、他県の先進的な事例を参考にすることで、森林資源の地産地消・環境貢献型のモデルを検討していきます。

〔林業振興課〕

○気候変動影響や適応策に関する情報発信 【新規】 331-04

「福岡県気候変動適応センター」では、気候変動に関する情報の収集・発信拠点として、地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

〔環境保全課〕

○生態系を活用した適応策（EbA）の啓発 【新規】 331-05

最近、気候変動に対する適応策の一部として、生物多様性や生態系サービスを活用し、気候変動のリスクや損失を軽減するアプローチである「生態系を活用した適応策（EbA）」が注目されています。この考え方に基づく樹木の蒸散や緑陰による暑熱の緩和、森林の育成による土砂災害防止等について事例を収集し、広く啓発していきます。

〔自然環境課〕

②持続可能な社会に向けたグリーンインフラ等の取組の推進

○社会資本整備におけるグリーンインフラの活用 332-01

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

〔自然環境課〕

○生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、自然を活用した解決策（NbS）の啓発

【新規】 332-02

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方が「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」です。さらに、最近、EbAやグリーンインフラを包含した、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」が注目されています。これらの考え方について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。

〔自然環境課〕

○流域治水におけるグリーンインフラの活用 【新規】 332-03

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（市町村、住民等）が協働して、流域全体で水害を軽減させる対策です。県では、管理する二級水系について「流域治水協議会」を設置し、流域治水の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」の策定を進めています。流域治水の取組においては、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、災害リスクの低減

に寄与する生態系の機能を保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献するよう努めます。

〔河川整備課、関係各課〕

○総合土砂管理による健全な流砂系の確保 332-04

堰やダム等の建設や河川の護岸による治水・利水事業は、県民生活の向上に貢献する一方で、海岸域や中下流域への土砂の供給量の低下を招き、生態系や景観等を悪化させる一要因となっています。山地・森林・溪流・河川・農地・海岸などにおいて環境整備を行う際は、流砂系全体の土砂動態の健全化を目指した土砂管理に努めます。

〔河川整備課、港湾課、砂防課、農村森林整備課、水産振興課〕

◆目標3-3に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組・事業者の取組

- ・生物多様性が気候変動適応や防災・減災、水質の浄化等の様々な社会的課題の解決に貢献しうることについて、理解と関心を高めましょう。
- ・所有する敷地や屋上・壁面等の緑化を行い、気候変動やヒートアイランドの緩和に貢献しましょう。

事業者の取組

- ・生物多様性に影響を及ぼす地球温暖化の防止を図るため、事業活動における省資源や省エネルギーを推進しましょう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
温室効果ガス排出量	3,817万t	4,769万t (2018年度)

行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

目標4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します

行政施策は、環境のみならず、県土保全、社会資本整備、産業・科学技術振興、農林水産業の振興、モノづくり、人づくり、まちづくり、教育・文化の振興など、広範な分野で展開し、かつ国から市町村まで多層的です。これらの関連施策が生物多様性を考慮したものとなることで、社会全体による生物多様性を支える基盤づくりの推進が期待されます。長期間継続して生物多様性に取り組むためには、個人や特定の団体の努力に頼った活動は継続性に困難な場合があります。このため、各主体がそれぞれの強みを活かしながら協働・連携して取組体制の構築やネットワークの形成など、取組を継続していくため仕組みづくりが必要です。

県の取組

①行政施策への浸透

重点プロジェクト14/県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入 411-01

国土利用計画、土地利用基本計画、農林水産振興基本計画、地域未来投資促進法基本計画などの各種基本計画や、地域森林計画、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、河川整備基本方針などの各種指針の策定にあたっては、計画相互の整合性を勘案して計画及び重点事業を立案し、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示します。

〔総合計画課、農林水産政策課、河川整備課、港湾課、都市計画課、農山漁村振興課、産業特区推進室〕

○福岡県生物多様性戦略庁内推進会議の実施 411-02

部局横断的な取組を推進するため、福岡県生物多様性庁内推進会議を開催します。また、必要に応じて分科会で特定事項の検討等を行います。

〔自然環境課〕

○市町村生物多様性地域戦略の策定支援 411-03

地域の生物多様性の保全等には、地域の自然的・社会的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法は、地方自治体による施策の総合的かつ計画的な推進を求めています。県内では、7市（北九州市、福岡市、久留米市、福津市、古賀市、糸島市、うきは市）が生物多様性地域戦略を策定しています。更なる県内の市町村による生物多様性地域戦略の策定を促進するため、市町村担当者会議や研修会などにより機運醸成を図るほか、策定を検討している市町村に対して具体的なアドバイスや情報提供を適宜行います。

〔自然環境課〕

○市町村が実施する生物多様性関連事業の支援 411-04

市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里山の生物多様性の保全・再生事業等、生物多様性の保全に資する事業に対し、必要に応じて助言を行います。

〔自然環境課〕

②多様な主体の参加促進

○地域環境協議会における生物多様性保全活動の促進 412-01

現在では、多くの人々が自然環境や野生動植物に関心を持つようになってきていますが、参加する方法が分からない、きっかけがないなどの理由で実際にNPO等の活動に参加している人はまだ一部に限られています。保健福祉環境事務所が事務局となる県内6地域の地域環境協議会では、自然観察会などを通して地域住民の参加とNPO等との交流の機会を設けてきました。引き続き、これらの事業を積極的に行うとともに、NPO等の活動を発信することで、新たな保全活動を促進します。

〔自然環境課、社会活動推進課、環境政策課〕

○地域環境協議会における交流会の実施 412-02

県内各地域において、それぞれの自然的・社会的条件を踏まえた地域活動が展開されていますが、地域内の各主体が連携をはかる機会は、それほど多くはありません。様々な主体が連携・協働した環境保全活動を促進するため、地域環境協議会では環境保全活動団体の交流会を実施してきました。今後は、引き続き交流会を開催するとともに、異なる立場の人々の参加を促進することで、有機的なネットワークづくりをさらに推進します。

〔自然環境課〕

③人材育成と活躍の場づくり

重点プロジェクト15／生物多様性アドバイザー制度の利用促進 【強化】 413-01

生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して、専門性を有する人材（生物多様性アドバイザー）の登録・派遣制度の運用について改善を図り、県や市町村、教育機関、NPO等、企業、自治会などが実施する啓発、保全、調査研究、人材育成、地域づくり、社会貢献活動の効果的な実施を支援します。

〔自然環境課、関係各課〕

○生物多様性に関する人材育成講座の実施 413-02

生物多様性の重要性について県民の認識の向上を図るため、生物多様性に関する普及啓発活動を行う人材の養成や、市町村、企業、自治会が行う活動を支援できる人材を養成することを目的とした講座を開催します。

◆目標4-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組・事業者の取組

- ・県や市町村が策定している「生物多様性地域戦略」を読み、地域の生物多様性の現状と課題、今後の取組の方向性等について理解しましょう。
- ・県やNPO等が行う生物多様性の保全活動（自然観察会や水辺教室、里地里山保全活動等）に積極的に参加し、生物多様性への理解を深めましょう。
- ・NPO等が行う生物多様性保全の活動が持続的なものとなるよう、寄附や会費などによる資金的支援、活動へのボランティア参加、場所や物品の貸与・提供、技術支援など、無理なくできる方法でNPO等の活動を応援しましょう。
- ・生物多様性保全の活動を企画する際は、生物多様性の普及や保全等に専門性を有する人材を派遣する「生物多様性アドバイザー」制度を活用しましょう。

事業者の取組

- ・行政・事業者・NPO等で構成するネットワークに参加し、地域における生物多様性保全活動の活性化や各主体の交流促進に取り組みましょう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
生物多様性アドバイザー派遣実績 (累計)	75件 (5年間累計)	38件 (3年間累計)

目標4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます

県内の自然環境に関する調査や研究を継続し、生物多様性に関する科学的知見に基づく現状評価や効果的な保全技術の確立などに取り組んでいく必要があります。また、行政機関、調査研究機関、NPO等の様々な主体による調査や研究結果を収集・蓄積し、お互いが利用しやすい形で提供することで、県内の生物多様性の保全と持続可能な利用に役立てていく必要があります。

県の取組

○生物多様性に関する調査研究機能等の拡充 420-01

本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を一括して行う拠点となるよう、その役割を担う保健環境研究所の機能拡充を検討します。

〔自然環境課〕

○福岡県生物多様性地理情報システムの活用 420-02

県内の生物多様性の現状を把握するため、保健環境研究所が中心となって環境省自然環境保全基礎調査結果及び福岡県レッドデータブック調査情報などを集約して、生物多様性地理情報システムを構築しました。引き続き情報収集を行うとともに、得られた情報については、希少種情報等に配慮しつつ、県の関係部局や市町村、保全団体、事業者、一般県民などに広く公開することで、保全に向けた取組を推進します。

〔自然環境課〕

○鳥獣生息状況の情報収集 420-03

鳥類や狩猟鳥獣の生息分布状況や、ガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況、シカの生息密度等、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努めます。得られた情報については、鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の設定、各種開発行為の環境影響評価等に活用します。

〔自然環境課、農山漁村振興課〕

○生物多様性保全のための森林管理技術の開発 420-04

生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、病虫獣害に対する被害軽減技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理技術の開発を行います。

〔農林水産政策課〕

○生物多様性指標の開発 420-05

都市や河川、ため池、水田、森林などの生物多様性の状況がわかる指標を開発し、市町村やNPO等が行う生物多様性評価や取組の進捗状況の把握等を支援し、保全の取組を促進します。

〔自然環境課〕

○河川における生物多様性情報の収集 420-06

河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。

〔河川整備課、自然環境課〕

○海域における生物多様性情報の整備 420-07

沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、藻場、干潟等浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査等、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を、国を含めた関係部局の連携のもとに進めます。

〔漁業管理課〕

○有明海の保全に関する調査研究 420-08

「有明海の再生に関する福岡県計画」に基づき、県の試験研究機関をはじめ、国、大学、市町村、民間関係機関等と連携を図りつつ、有明海の海域環境の保全と改善、当該海域における水産資源の回復等に関する調査研究及び技術開発に取り組みます。

〔漁業管理課〕

○ワンヘルス中核拠点の整備 【新規】 420-09

ワンヘルスの理念に基づき、県民の命と健康、生活環境を守るため、より安全性が高く、新興感染症等に対応できるよう、県保健環境研究所の再整備を進めます。また、ワンヘルスに取り組む機関や団体等との連携強化を図るため、当該機関等と情報を共有し、共同で調査研究等を行うための土台（調査・研究プラットフォーム機能）を新設します。

〔ワンヘルス総合推進室〕

◆目標4-2に関して実践できることを考えてみましょう◆

県民の取組・事業者の取組

- ・県や自然保護団体等が実施する自然環境の調査等に参加しましょう。
- ・調査・研究等により、絶滅のおそれがある野生生物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等との情報共有を図りましょう。

事業者の取組

- ・自社の有する技術を生物多様性の保全や調査研究の効率化・適正化に応用しましょう。

<数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
生物多様性地理情報システムへの登録 データ数 (累計)	33,000件	28,000件 (2020年度)

中表紙

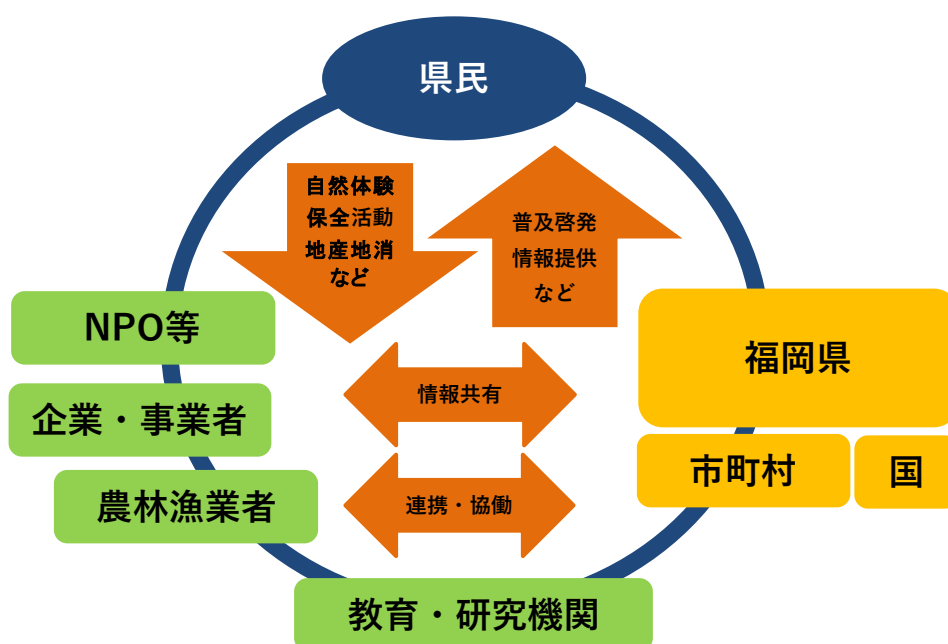
第6章 推進体制と進行管理	161
1. 推進体制	162
(1) 多様な主体の連携による推進.....	162
(2) 庁内及び関係組織による推進体制.....	164
2. 進行管理	166
(1) 戦略の推進	166
(2) 戦略の進捗状況の公表.....	167
(3) 戦略の点検・評価.....	167
(4) 戦略の改訂	167
3. 指標	168
(1) 数値目標	168
(2) 参考となるその他の指標.....	169

1. 推進体制

(1) 多様な主体の連携による推進

本戦略の着実な推進のため、県民、福岡県、市町村、国、NPO等※、企業・事業者、農林漁業者、教育・研究機関等が互いに連携して、各主体の特徴を生かしながら生物多様性保全のための取組みを進めます。

※本戦略では、特定非営利活動法人（NPO法人）とボランティア団体、自治会・町内会等、公益法人などを総称して「NPO等」と表記しています。



■福岡県の役割

- ・本戦略の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。
- ・戦略推進のための効果的な連携体制を構築し、各主体に対する情報提供等の適切な支援を行います。

■市町村の役割

- ・本戦略及び各市町村に特有の生物多様性の特徴・課題を踏まえ、県と方針を共有した上で、地域密着型の施策を計画的に推進する役割を担います。
- ・施策の検討に際しては、NPO等と連携を行うなどして、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策実施が求められます。

■県民の役割

- ・身近な生きものに目を向けて自然とふれあうこと、地産地消に努めて旬のものを味わうことなどを通じて、豊かな自然や生きものの大切さを実感するとともに

に、生物多様性の重要性について理解を深めていくことが望まれます。

- ・生きものの保護活動や生物多様性を保全・再生する地域活動に参加すること、直接参加できなくとも活動を応援することが期待されます。
- ・生物多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境に配慮した商品の購入、省エネルギー型のライフスタイルの実践など、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷の少ない行動が期待されます。

■NPO等の役割

- ・地域における保全活動の重要な担い手として、生物多様性の保全・再生に関する活動の展開が期待されます。
- ・その経験と専門的な知識や技術を活かし、市民ボランティアの活動や企業の社会貢献活動の支援を行うことが期待されます。
- ・地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、生物多様性の重要性の啓発を行うなど生物多様性の社会への浸透を担う役割も期待されます。

■企業・事業者の役割

- ・事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した事業活動に努めることが期待されます。各企業の事業活動では、事業の直接的な影響のほか、原材料の調達などの間接的な影響も含めて考慮し、環境負荷を低減した事業活動を展開することが期待されます。
- ・その他、保全活動状況の積極的な公表や、社会貢献活動としての地域保全活動への協力・支援などの取組も期待されます。

■農林漁業者の役割

- ・自らの生産活動が生物多様性に与える正負の影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した農林水産業の推進に努めることが期待されます。
- ・農林水産業は生きものに直接接触して関わる産業であり、持続可能な生物資源の利用への配慮と、農林水産業によって維持されている環境の保全、様々な文化への貢献の視点からの取組が期待されます。

■教育・研究機関・の役割（大学、博物館、幼稚園・保育所、小・中・高等学校など）

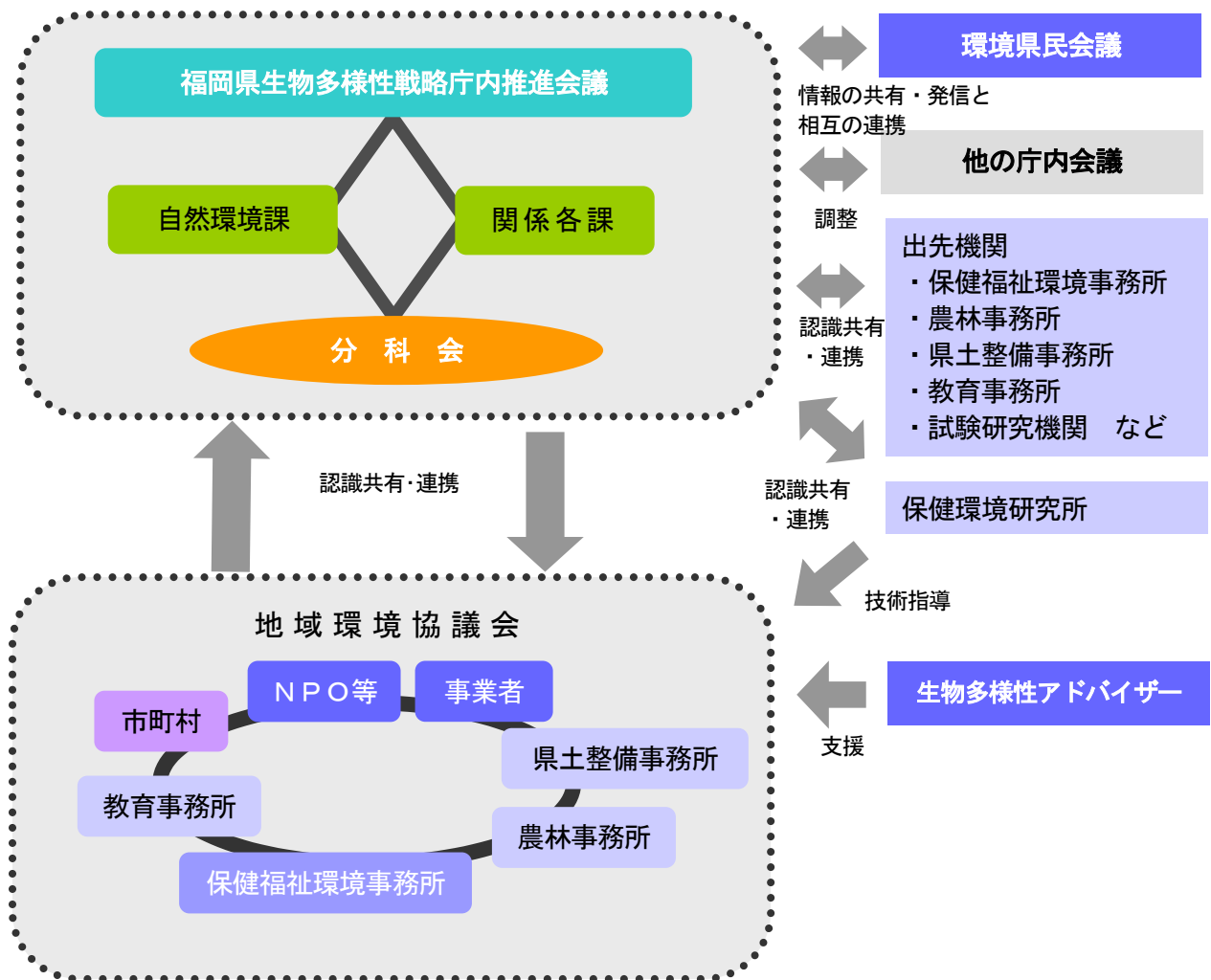
- ・幼児教育における自然体験は、心身の健全な発達に極めて意義が大きいだけでなく、命やものを大切にする豊かな心を育み、自然との共生意識の形成につながることから、積極的な取組が期待されます。
- ・小・中・高等学校においては、生物多様性に関する環境教育を通じて、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動ができる県民を育成する役割が期待されます。
- ・大学や博物館などの研究機関においては、生物多様性に関する知識の普及、専

専門的な知識や技術を有する人材の育成、生物多様性情報の収集・蓄積、生物多様性についての解明、保全技術の開発などの役割を担うことが期待されます。

(2) 庁内及び関係組織による推進体制

生物多様性に関わる庁内の関係部局が連携し、生物多様性戦略を総合的に推進するための庁内推進体制を整備します。庁内推進体制の中核として「福岡県生物多様性戦略庁内推進会議」を設置し、戦略の推進・進行管理に関する検討・調整を図っていきます。

また、地域における生物多様性の課題共有や保全活動の促進、普及啓発の推進を図るため、保健福祉環境事務所が事務局となり、事業者、NPO等、市町村などが構成メンバーとなる地域環境協議会を活用して連携強化と取組の推進を図っていきます。



庁内組織及び連携組織の内容

名 称	内 容
福岡県生物多様性戦略 庁内推進会議	戦略の推進及び進行管理を担います。本戦略に関わりが大きい庁内関係各課で構成します。
分科会	福岡県生物多様性戦略庁内推進会議の下に、具体的なプロジェクトや課題を検討するための分科会を設置します。担当者が連携して取り組める機動力のある組織体制とします。
既存の庁内組織	土地利用調整会議や環境対策協議会環境教育部会、開発事業関連の行政連絡会議等と連携し、戦略の推進を図ります。
地域環境協議会	保健福祉環境事務所が事務局となり、NPO等、事業者、市町村や県出先機関（県土整備事務所、農林事務所、教育事務所など）等で構成する地域の連携組織です。地域の諸課題について情報共有、検討、調整を行い、協働による生物多様性保全等の取組推進や、地域における活動の担い手を育成します。
環境県民会議	県民団体・事業者団体・行政機関の認識の共有、取り組むべき方策の検討、連携体制の構築などを行います。会議で決定した環境活動テーマを基に県民・事業者・行政が一体となった取組を進めます。
生物多様性アドバイザー	地域環境協議会や様々な主体が行う生物多様性に係る保全、研究、人材育成、地域づくり等の取組を支援します。

■庁内各課の役割

①自然環境課の役割

戦略推進の総合的な調整を行います。進行管理の責任課となります。

②保健環境研究所の役割

戦略の施策と連動した調査研究の実施により、専門的分野の施策メニューを推進するとともに、本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集等の中核としての役割を担います。また、多様な主体の取組について、専門的観点から技術指導を行います。

③保健福祉環境事務所

地域の生物多様性施策の推進拠点として、市民団体、事業者や地域の行政機関との連携・協働を図りながら、多様な主体の取組を支援・促進します。

④各担当課の役割

戦略に基づき、生物多様性配慮の視点を施策に取り入れ、各課の事業を通じて、生物多様性の保全等を進めます。

2. 進行管理

(1) 戦略の推進

戦略の推進にあたっては、「生物多様性戦略庁内推進会議」において、進捗状況を点検し、現状と課題について部局間の認識の共有を図ります。

特に、個別施策の進行については以下に示すP D C Aサイクルを踏まえ、着実に事業成果の拡大を図っていきます。

ステップ1： 施策の立案（P l a n）

行動計画に掲げられた各施策について、課題の緊急性や施策の進捗状況、効果等を勘案し、立案します。立案にあたっては、県行政の守備範囲や活動領域を整理し、関係主体の主体性や自立性を損なわない施策になるよう考慮します。

ステップ2： 施策の実行（D o）

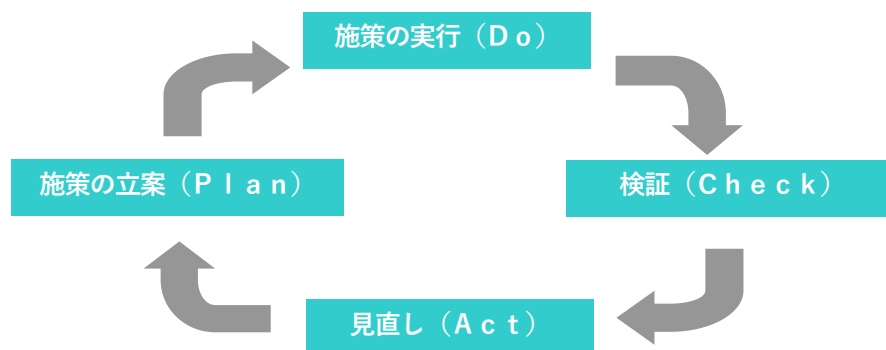
県の役割を踏まえつつ、効果的かつ効率的な施策の実行に努めます。実行にあたっては、生物多様性の社会への浸透や、地域の担い手育成など地域づくりの観点から、N P O等や事業者、教育機関などとの連携を考慮し、事業の相乗効果を図ります。また、事業効果や課題を把握するために、必要なデータを収集します。

ステップ3： 施策の検証（C h e c k）

施策終了後に、事業効果の検証を行い、改善点や課題を整理します。検証に際しては、ステップ2で収集したデータ等も活用します。

ステップ4： 施策の見直し（A c t）

施策の検証結果をもとに、必要に応じて施策を見直します。



戦略の進行管理におけるP D C Aサイクル

(2) 戦略の進捗状況の公表

環境白書において、行動計画の重点プロジェクトの取組状況やその他計画に基づき実施した新たな取組を報告するなど、本戦略の進捗状況を公表します。

また、環境県民会議においても、戦略の取組状況を報告するとともに、生物多様性の浸透や、様々な主体との協力・連携に向けた働きかけを行います。

(3) 戦略の点検・評価

計画期間終了後に、5年間の取組による行動目標の達成状況について、数値目標やその他の指標の動向、重点プロジェクト等の実施状況などにより、点検・評価します。

また、計画期間中に行われる次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要な見直しを検討します。

なお、評価にあたっては、必要に応じて有識者の意見を反映することとします。

(4) 戦略の改訂

戦略の改訂にあたっては、広く県民・NPO等・事業者等の意見を聴取するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴取し、専門的な知見を反映することとします。

3. 指標

ここでは、4つの行動指針の到達度を把握するための指標を設定します。この指標の達成状況や動向を確認することにより、取組内容を評価します。

(1) 数値目標

取組の達成度が数値化できる定量的な指標を設定します。4つの行動指針ごとにそれぞれ関連性が強い指標を体系化しています。

行動指針	指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	60.0%	37.0%
	2 (新) 生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数	266,100件	177,391件
	3 平尾台自然観察センターの利用者数	44,000人	39,980人 (2018年度)
	4 (新) こどもエコクラブ登録団体数	200クラブ	143クラブ (2020年度)
	5 (新) ふくおか地産地消応援の店の数	2,200店	1,659店 (2020年度)
	6 (新) 家庭系ごみ排出量(一人1日あたり)	516g (2025年度)	528g (2018年度)
	7 (新) 中山間応援サポーター活動への参加者数	240人	71人 (2020年度)
2 生物多様性の保全と再生を図ります	8 (新) 条例で保護される指定希少野生動植物種の種数	増加を目指す	20種
	9 (新) 有害鳥獣の捕獲者数	3,100人	3,004人 (2020年度)
	10 (新) 侵略的外来種防除方法リーフレットの発行種数	17種	7種 (2020年度)
	11 (新) 公共工事生物多様性配慮事例集の掲載件数	39件	24件 (2020年度)
3 生物多様性の恵みの続可能な利用を図ります	12 (新) 森林荒廃の未然防止に取り組む面積	累計9,400ha	累計3,700ha (2020年度)
	13 農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha	41,545ha (2020年度)
	14 (新) 藻場・干潟の保全に取り組む人数	850人	758人 (2020年度)
	15 (新) 「エコ事業所」登録事業所数	2,974事業所	2,374事業所 (2021(令和3)年度当初)
	16 (新) 温室効果ガス排出量	3,817万t	4,769万t (2018年度)
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	17 生物多様性アドバイザー派遣実績数(累計)	75件 (5年間累計)	38件 (3年間累計)
	18 (新) 生物多様性地理情報システムへの登録データ数(累計)	33,000件	28,000件 (2020年度)

(2) 参考となるその他の指標

戦略の計画期間（2022（令和4）～2026（令和8）年度）までの5年間の情勢変化を把握するため、（1）数値目標のほかに、以下の指標を設定します。

設定にあたり、第2期行動計画からの情勢の変化、新規施策の追加を踏まえて新たな指標を追加しました。

行動指針		指標項目		現状 (2020年度)
1	私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1	県立森林公園利用者	40万6千人
		2	(新) 森林環境教育の講師派遣回数	12回
		3	(新) エコファミリー登録人数	6,374人
		4	(新) 自然環境や生物多様性の保全活動に参加したことがある人の割合	10.3%
2	生物多様性の保全と再生を図ります	5	鳥獣保護区の面積	63,302㎡
		6	(新) 広葉樹植栽面積(5年累計面積)	367ha
		7	都市公園の面積	4725ha
		8	特別緑地保全地区の面積	204.6ha
		9	風致地区の面積	13636ha
		10	天然記念物(国・県・市町村指定)	315件
		11	(新) 自然公園指導員・環境保全指導員の人数	合計59人
		12	県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数	12種
		13	(新) アライグマ生息確認市町村数	46市町村
		14	(新) アライグマ捕獲頭数(狩猟を除く)	2,212頭
		15	多自然川づくりの整備件数	26か所、21河川
3	生物多様性の恵みの続可能な利用を図ります	16	放置竹林・侵入竹整備面積	212ha (2019年度)
		17	(新) 減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積	11,089ha
		18	(新) 木質バイオマスのエネルギー源としての利用量	94千㎡
4	生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	19	都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の開発	2件
		20	緑の基本計画策定市町村数	27市町村
		21	(新) 地域環境協議会による情報交換・企画会議、環境保全活動等の実施件数	23回